

令和3年度

刈谷市環境審議会 会議資料

議題（1）刈谷市の環境について

産業環境部環境推進課

令和3年版

刈谷市の環境

「令和2年度 環境基本計画年次報告書」



刈 谷 市

はじめに



本市では、きれいな水や空気、身近な自然など、環境の保全及び創造をとおして、市民の皆様が健康的で快適な生活を楽しみ、本市が将来にわたって持続的に発展できるよう、平成27年3月に「第2次刈谷市環境基本計画」を策定し、市民、事業者等の皆様とともに、持続可能な住み良い環境づくりを推進しています。

近年、国内では、今まで経験することのなかった集中豪雨や洪水の被害が各地で繰り返されていますが、これは、地球温暖化現象による海水温度の上昇が原因と言われています。世界各国で、地球温暖化の防止に向けた取組があらゆる角度から進められており、日本では、令和2年10月の首相の所信表明演説で、2050年までに国内の温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることが宣言され、今後、一層の地球温暖化対策の強化が進むことが予測されます。

少子高齢化や人口減少の進展、新型コロナウイルス感染症拡大などの様々な社会情勢への対応も求められる中、この地球温暖化問題を他人事としてとらえるのではなく、地域全体で将来あるべき姿を思い描き、共通の認識を持つとともに、世界共通の国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、取り組んでいくことが必要不可欠であると考えます。

本市では、今後も引き続き環境基本計画に基づいた各施策を着実に実施し、市民や事業者の皆様と力を合わせ、地球温暖化や野生生物の種の減少といった地球規模の問題から、大気汚染やごみなどの身近な問題まで、多様化する様々な環境問題に対応してまいります。

本書は、令和2年度における本市の環境の現状、そして環境基本計画に基づく施策の取組状況についてまとめたものです。多くの皆様に刈谷市の環境についての関心と理解を深めていただくとともに、日常生活や事業活動において環境に配慮した取組を実践していただく一助になれば幸いです。

目 次

第1章 刈谷市の概要	1
1 位置・面積	1
2 人 口	2
3 産 業	3
4 土 地 利 用	4
第2章 環境基本計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の理念	5
5 施策と取組	6
6 計画の推進	7
第3章 目標の達成状況と施策の実施状況	9
1 環境指標及び目標の達成状況	9
2 環境施策の実施状況	12
第4章 環境行政	35
1 環境行政のあゆみ	35
2 環境行政機構	37
3 決算及び予算額の推移	37
4 令和2年度事業実績	39
5 環境保全協定の締結状況	40
6 特定施設等届出状況	41
7 公害苦情の状況	43
第5章 大気環境	45
1 大気汚染の概要	45
2 大気測定結果	46
第6章 水環境	53
1 水質汚濁の概要	53
2 水質測定結果	56
3 生活排水対策としての下水道整備	70
4 水生生物による水質調査の概要	71

第7章 騒音・振動	73
1 騒音・振動の概要	73
2 騒音・振動に係る環境基準・要請限度	74
3 騒音・振動測定結果	76
第8章 地盤沈下・悪臭	81
1 地盤沈下	81
2 悪臭	82
第9章 ダイオキシン類調査	83
1 ダイオキシン類の概要	83
2 ダイオキシン類環境調査結果	83
第10章 補助金等交付事業	85
1 合併処理浄化槽設置整備補助事業	85
2 次世代自動車購入費補助事業	86
3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業	88
4 生ごみ処理機器購入費補助事業	92
5 資源回収奨励報償事業	93
6 資源回収所設置費補助事業	94
第11章 エコアクション刈谷	95
1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」	95
2 刈谷市グリーン購入	100
第12章 環境教育・環境学習	105
1 環境教育実践事業	105
2 環境学習・参加の機会の提供	106
第13章 環境都市アクションプランの概要	109
1 計画の目的と改定の趣旨	109
2 計画の位置づけ	109
3 計画の期間	109
4 CO ₂ 削減目標	109
5 各主体の役割	110
6 推進体制	110
第14章 CO₂排出量と施策の実施状況	111
1 CO ₂ 排出量	111
2 施策の実施状況	121

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第1章 刈谷市の概要

市章(昭和26年10月制定)



市章の形状は雁の形を取ったもので、上部に両翼を出したのは数字の8の変形であり、雁8で刈谷(カリヤ)を表す。元来8は末広りの意であるから将来の発展性を暗示している。



市の花…カキツバタ



市の木…クスノキ



第1章 刈谷市の概要

1 位置・面積

本市は、愛知県ほぼ中央に位置し、県庁所在地である名古屋市から20 km圏内にあり、豊田市・安城市・大府市・豊明市などの都市に囲まれ、温暖な気候に恵まれています。

昭和25年の市制施行の後、昭和30年には富士松村と依佐美村の一部を編入し、ほぼ現在の市域を形成しました。市域は南北に長く弓状の形をなし、市内には境川、逢妻川、猿渡川が流れています。



市役所の位置

北緯 34度 59分 21秒

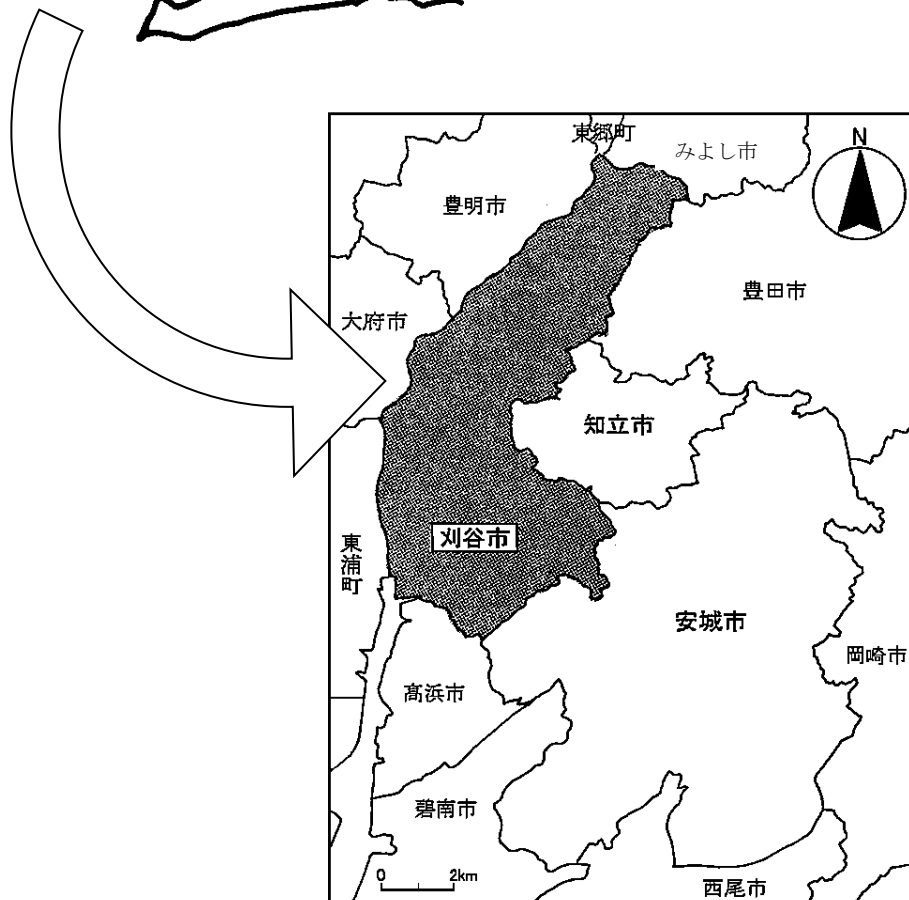
東経 137度 00分 09秒

市の大きさ

東西 5.80km

南北 13.20km

面積 50.39km²



2 人口

昭和 25 年の市制施行当時の人口 3 万 868 人が、同 30 年には富士松村と依佐美村の一部を合併し 5 万人余となりました。そして昭和 40 年代にはいと工業の発展などにより著しい増加を示しましたが、ここ数年は自然増による安定した増加を続けています。

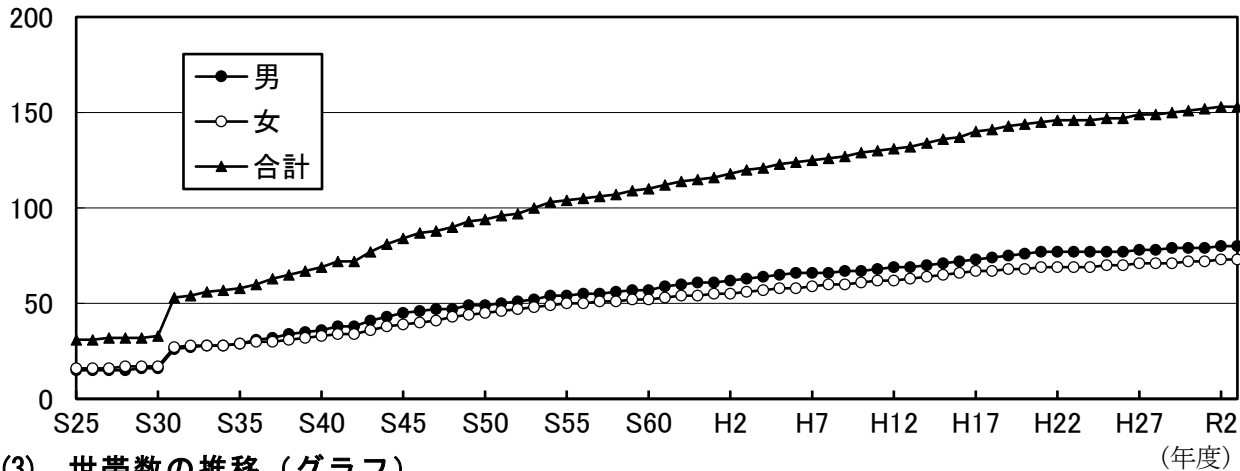
(1) 人口及び世帯数の推移

調査年月日	人口 (男)	人口 (女)	合計	世帯数
平成 23. 1. 1	76,502	69,142	145,644	60,359
24. 1. 1	76,730	69,298	146,028	60,832
25. 1. 1	76,904	69,656	146,560	60,667
26. 1. 1	77,400	70,050	147,450	61,478
27. 1. 1	77,969	70,620	148,589	62,304
28. 1. 1	78,245	70,954	149,199	62,968
29. 1. 1	78,740	71,415	150,155	63,939
30. 1. 1	79,061	71,770	150,831	64,712
31. 1. 1	79,469	72,233	151,702	65,664
令和 2. 1. 1	79,972	72,693	152,665	66,800
3. 1. 1	79,874	72,724	152,598	67,234

資料：刈谷の統計

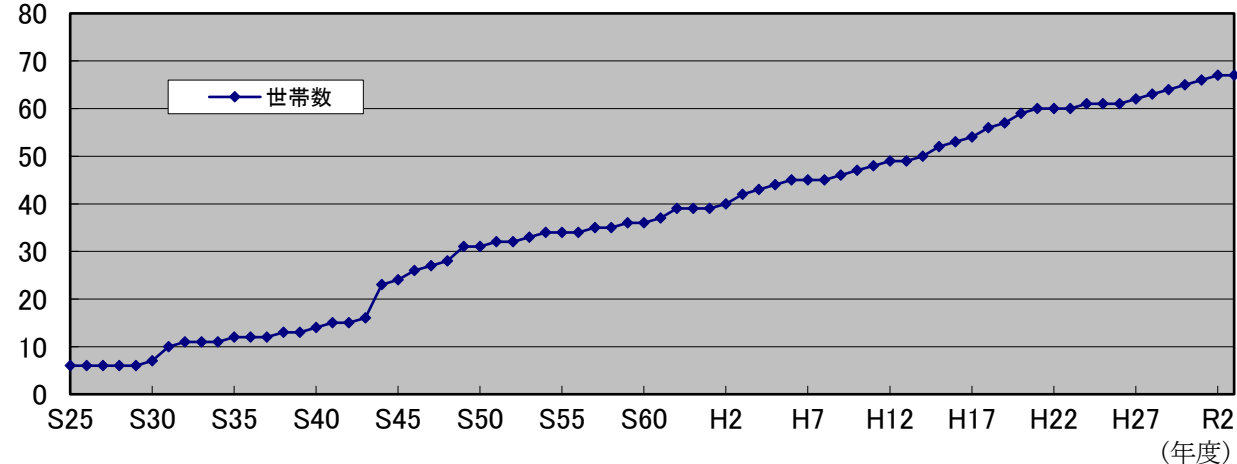
(2) 人口の推移 (グラフ)

(千人)



(3) 世帯数の推移 (グラフ)

(千世帯)



3 産業

地方商業都市としての性格が強かった本市は、大正末期にトヨタ系企業が誘致され、近代産業都市の足がかりを得ました。その後、自動車産業を中心として順調に成長を続け、現在では、中部地方有数の工業都市に成長しています。

商業は、本市の発展に比例し順調に成長してきましたが、農業は、都市化の波に押され農地の減少、農業従事者の減少が進んでいます。

(1) 製造品出荷額等の推移

(億円)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
15,378	14,220	15,189	17,389	15,801	16,139	16,139	16,343	16,543	15,850

資料：工業統計調査

(2) 産業分類別事業所数・従事者数

(平成28年6月1日現在)

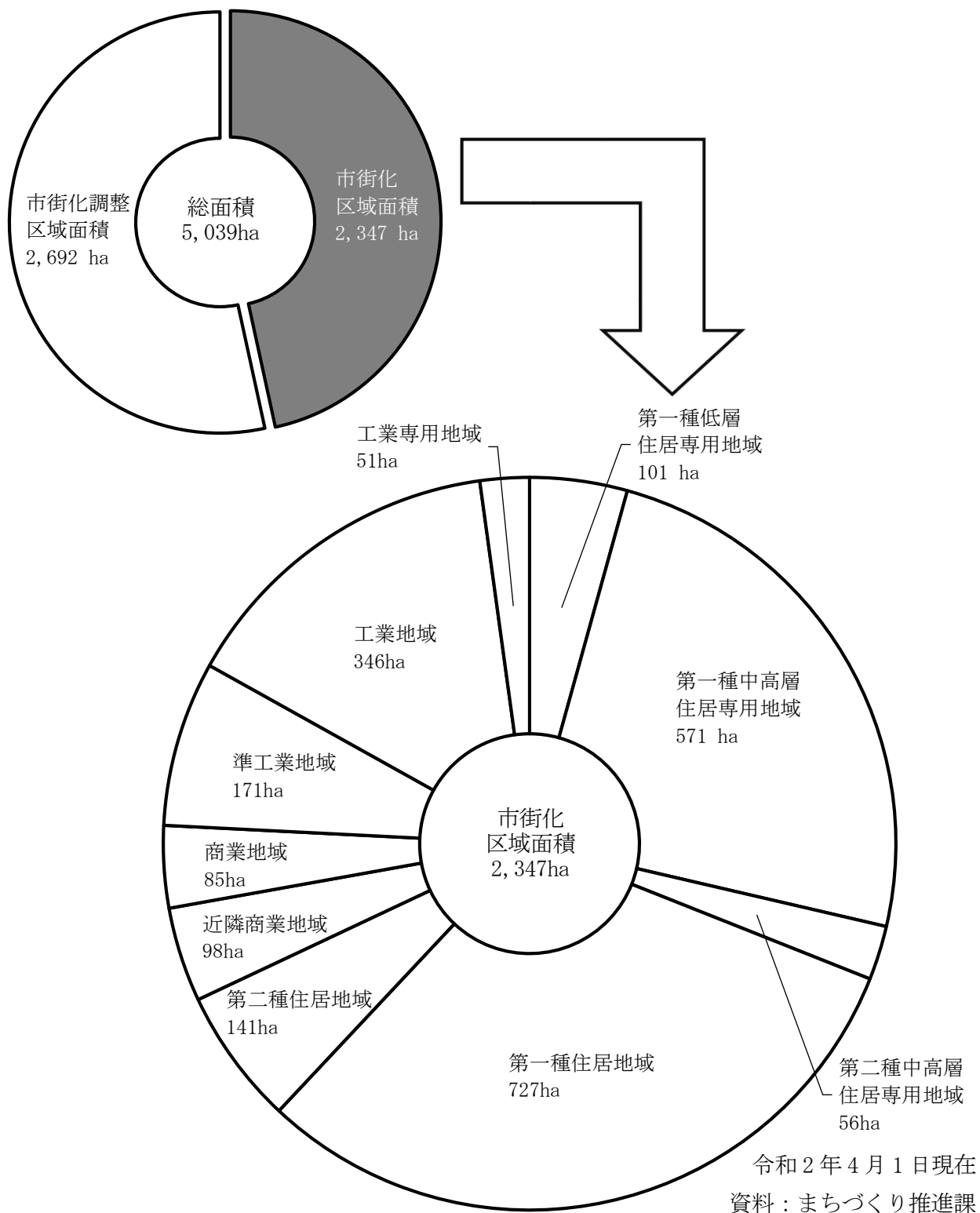
産業分類	事業所数 (件)	従事者数 (人)
総数	5,325	114,834
農林漁業	6	81
鉱業	-	-
建設業	398	3,895
製造業	671	47,055
電気・ガス・熱供給・水道業	7	445
情報通信業	63	4,386
運輸業・郵便業	82	2,993
卸売業・小売業	1,267	18,879
金融業・保険業	86	1,561
不動産・物品賃貸業	357	1,538
学術研究, 専門・技術サービス業	205	2,246
宿泊業・飲食サービス業	777	7,643
生活関連サービス業, 娯楽業	468	2,526
教育, 学習支援業	215	1,965
医療, 福祉	364	7,021
複合サービス事業	18	181
サービス業 (他に分類されないもの)	341	12,419
公務	-	-

資料：経済センサス-活動調査 (平成28年調査は民営のみの数値)

4 土地利用

本市における市街化区域の面積は、2,347ha と市域の 46.6%を占めており、その内、住居系地域の割合が 68.0%です。一方、市域の 53.4%を占める市街化調整区域については、都市化の進展や幹線道路の整備等の開発要因により土地需要が高まっているため、農業生産基盤としての優良農地の確保や自然環境の保全を図る必要があります。

(1) 各用途地域の面積内訳





第2章 環境基本計画の概要



第2次刈谷市環境基本計画

第2章 環境基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に「刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成17年度 - 26年度）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上、河川汚濁状況の改善等、多くの環境分野で改善が図られてきました。

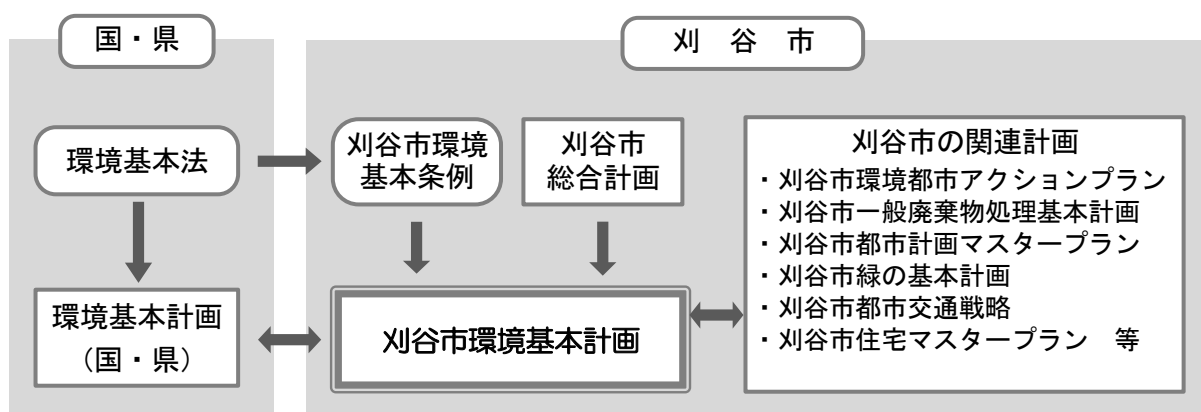
一方、騒音やごみの不法投棄などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多く残されています。また、地球温暖化や生物多様性に関する世界的な取組の進展、東日本大震災の発生による電力問題等、国内及び本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

このような情勢の変化に対応しつつ、課題解決に向けた施策の更なる推進を図るため、平成27年3月に「第2次刈谷市環境基本計画」（計画期間：平成27年度 - 令和6年度）を策定し、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画として位置づけ、時代のニーズに合わせた環境施策を計画的に推進しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、「第7次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。



3 計画の期間

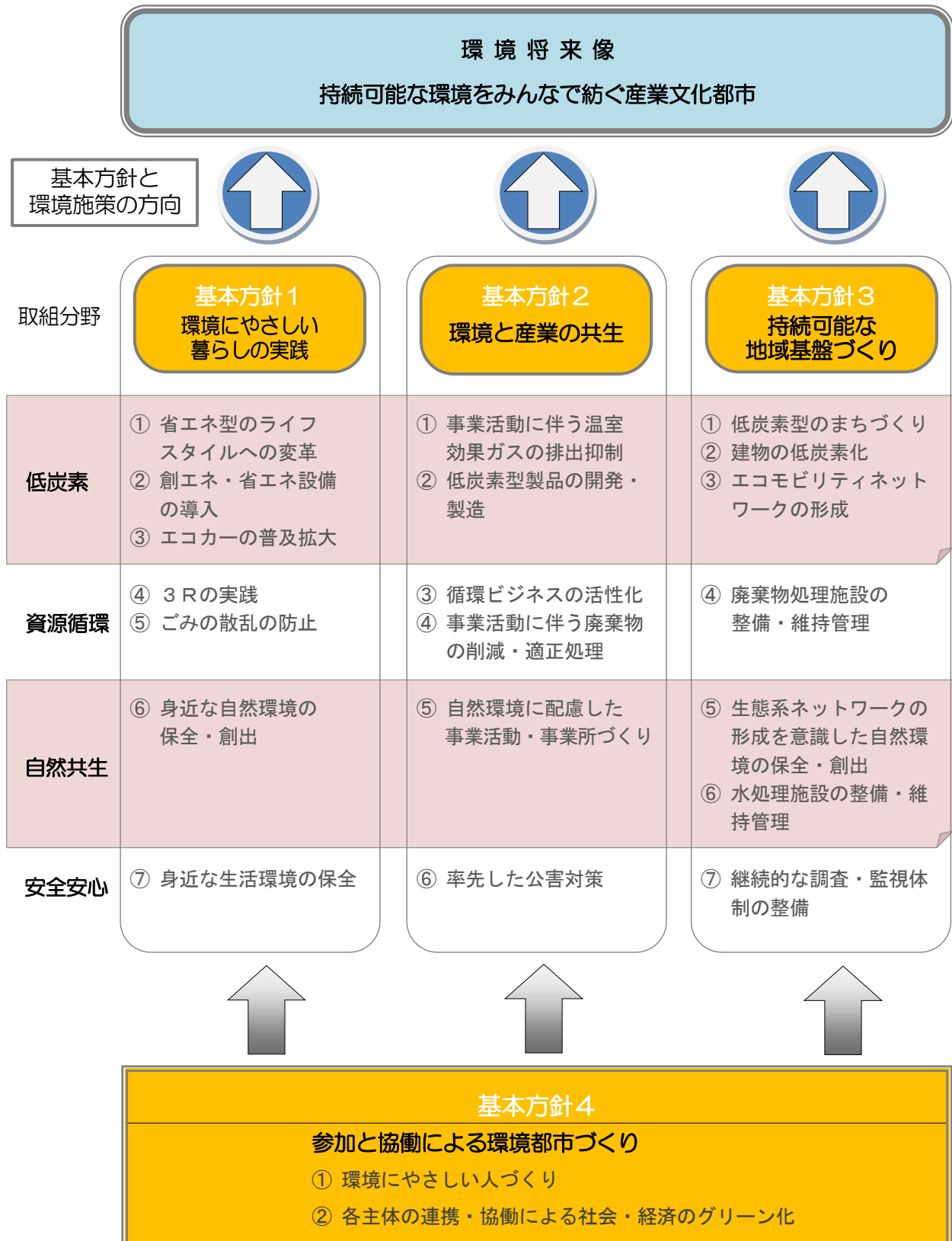
計画の期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間です。

4 計画の理念

計画の理念は、刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚します。

5 施策と取組

本市の環境を取り巻く状況や国や県の環境基本計画を踏まえ、本計画では、市民、事業者等の活動領域の視点に基づく「暮らし」、「産業」、「地域基盤」の3つの柱と「低炭素」、「資源循環」、「自然共生」、「安全安心」の4つの取組分野、そして分野横断的に取り組む4つ目の柱である「参加と協働」により施策を構成しています。



6 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

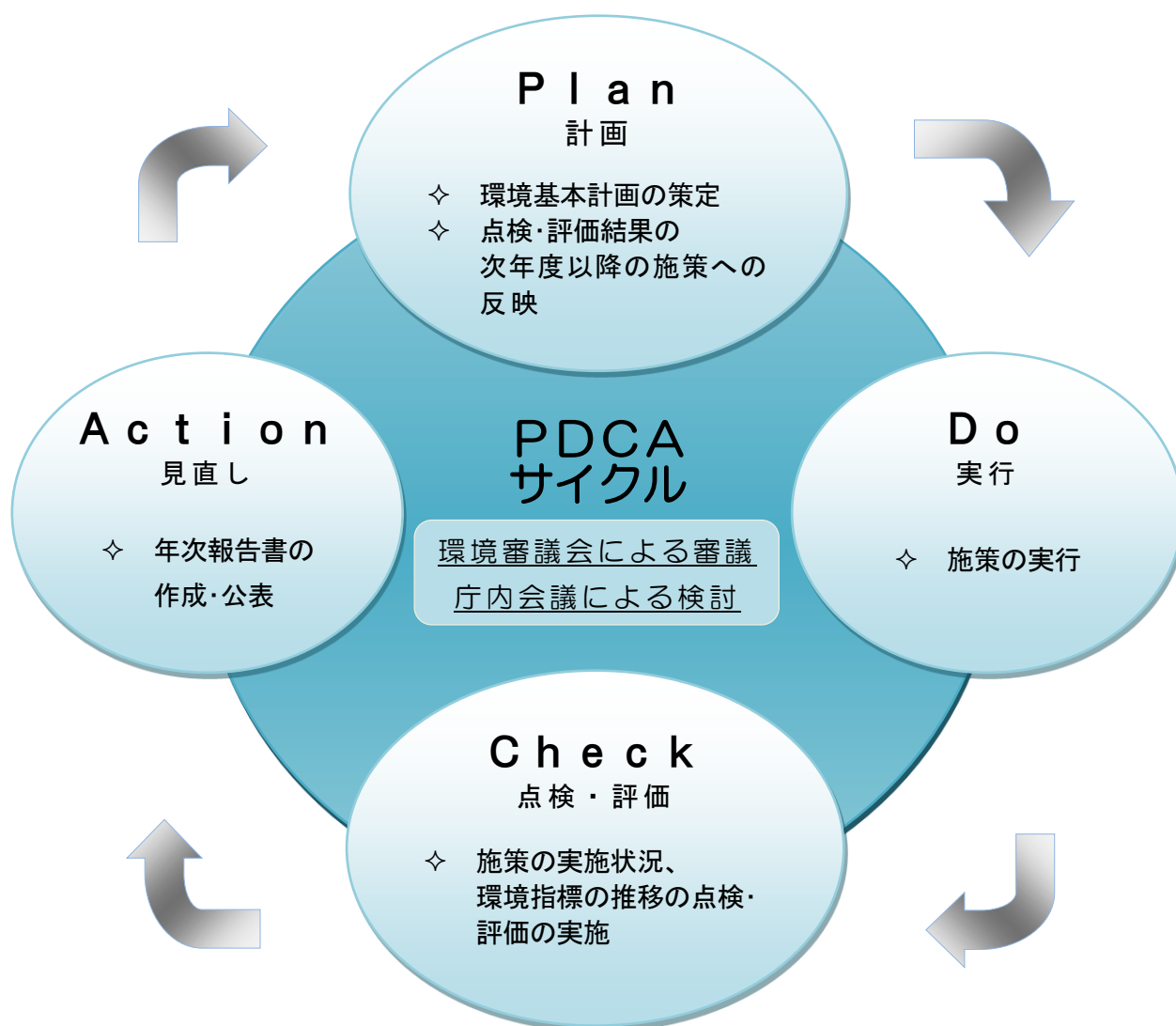
②庁内会議

関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画《Plan》 - 実行《Do》 - 点検・評価《Check》 - 見直し《Action》）により、着実に実行します。

具体的には、計画の進捗状況、環境指標の定期的な点検と評価を行い、環境審議会、庁内会議において審議するとともに、その結果を以降の取組に反映し、継続的な改善を図ります。また、計画の進捗状況、環境指標の推移については、年次報告書により市民、事業者等に公表します。





第3章 目標の達成状況と施策の実施状況



カキツバタ（小堤西池）

第3章 目標の達成状況と施策の実施状況

1 環境指標及び目標の達成状況（計画第3章関係）

環境基本計画では、計画の達成状況を点検・評価するための環境指標を設定し、計画が目指す本市の環境の状態を表す成果指標として掲げています。

基本方針1から3については、環境に配慮した市民、事業者の行動、地域基盤づくりを通じた成果を把握するため、低炭素、資源循環、自然共生、安全安心の4つの取組分野ごとに指標を設定し、基本方針4については、参加と協働の促進を表す指標を設定しています。

なお、環境指標は、毎年度達成状況を確認し、目標を達成した項目等については、目標の見直しを随時行うこととします。

基本方針

- 1 環境にやさしい暮らしの実践
- 2 環境と産業の共生
- 3 持続可能な地域基盤づくり

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和2年度)	目標値(※1) (令和6年度)
低炭素	太陽光発電・太陽熱利用システムを設置した住宅戸数（累計）	2,526戸 (平成25年度末補助件数)	3,979戸	7,000戸以上
	低炭素社会の実現には、家庭における創エネ設備等の普及が重要です。太陽光発電・太陽熱利用システム等を設置している住宅が増加していることを望ましい状態として設定します。			
	EV・PHVの普及台数（累計）	94台 (平成25年度末補助件数)	589台	1,200台以上
	低炭素社会の実現には、主な交通手段である自動車からのCO ₂ 排出量の削減を図ることが重要です。EV・PHV(※2)等の次世代自動車の普及台数が増加していることを望ましい状態として設定します。			
	1世帯当たりの年間電気・ガス使用量	【電気】 5,222kWh	【電気】 4,833kWh	モニタリング指標（目標値は設定せず、推移を把握）
低炭素社会の実現には、家庭におけるCO ₂ 排出量の主な要因である電気・ガス使用量の削減を図ることが重要です。1世帯当たりの年間電気・ガス使用量が減少していることを望ましい状態として設定します。	【ガス】(※3) 10,653千m ³ (平成25年度)	【ガス】 12,809千m ³		
省エネルギーに心がけている市民の割合	85.4% (平成24年度市民意識調査)	86.0%	90%以上	
低炭素社会の実現には、CO ₂ 排出量が大幅に増加している家庭での省エネ行動の活性化が重要です。省エネを心がけている市民の割合が増加していることを望ましい状態として設定します。				

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
資源循環	ごみの年間総排出量	55,379 t (平成25年度)	53,792 t	48,500t 以下 (令和4年度)
	ごみ排出量の削減には、市民一人ひとりの発生抑制行動が重要です。ごみの年間総排出量が減少していることを望ましい状態として設定します。			
	1人1日当たりのごみ排出量	1,028g/人・日 (平成25年度)	965g/人・日	830g/人・日 (令和4年度)
ごみ排出量の削減には、市民一人ひとりの発生抑制行動が重要です。1人1日当たりのごみ排出量が減少していることを望ましい状態として設定します。				
	リサイクル率	20.1% (平成25年度)	18.2%	40%以上 (令和4年度)
	資源を有効活用するためには、市民一人ひとりがごみの発生抑制や分別を適切に行うことが重要です。資源のリサイクル率が向上していることを望ましい状態として設定します。			
自然共生	1人当たりの都市公園面積	8.5m ² /人 (平成25年度)	8.6m ² /人 (平成31年度)	9m ² /人以上 (令和4年度)
	都市公園は、潤いのある生活空間を創出するだけでなく、生物の生息する場としても重要な役割を果たしています。都市公園面積の増加を望ましい状態として設定します。			
	緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合	65.7% (平成24年度 市民意識調査)	67.3%	70%以上 (令和4年度)
	都市化や宅地化が進む中、市民が潤いのある生活を営むためには、自然環境の保全が重要です。緑や自然を身近に感じる市民の割合の増加を望ましい状態として設定します。			
	下水道普及率	90.7% (平成25年度)	93.0%	95%以上 (令和4年度)
水辺周辺の動植物の保護には、河川やため池等の水環境を保全することが重要です。水質の改善、向上に貢献する施設である下水道の普及率向上を望ましい状態として設定します。				
下水道水洗化率	80.8% (平成25年度)	91.6%	93%以上 (令和4年度)	
水辺周辺の動植物の保護には、河川やため池等の水環境を保全することが重要です。水質の改善、向上に貢献する施設である下水道の水洗化率向上を望ましい状態として設定します。				

取組分野	環境指標	基準値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
安全安心	環境基準の達成状況	平成25年度の主な未達成項目「光化学キタント(※4)」・「境川上流のBOD(※5)」	令和2年度の主な未達成項目「光化学キタント」	全項目及び全地点での達成
	身近な生活環境が保たれ、安全安心で快適に暮らせる社会の実現のためには、大気、水、騒音・振動等の環境基準が満たされていることが重要です。環境基準の全項目、全地点での達成を望ましい状態として設定します。			

基本方針

4 参加と協働による環境都市づくり

	環境指標	基準値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
	環境関連講座への年間の参加者数	764人 (平成25年度)	150人	1,500人以上
	子どもから大人まで全ての世代が、環境のために自らできることを学ぶ機会の充実を図ることが重要です。市民の環境への意識向上や参加、協働の普及推進を目的とした環境講座の参加者数の増加を望ましい状態として設定します。			
	環境支援員育成講座の修了者数			
	環境面全般の知識を習得し、環境教育の指導者として、市民と行政の橋渡し役となる人材(環境支援員)の育成を行うことが重要です。環境支援員育成講座の修了者数の増加を望ましい状態として設定します。	46人 (平成25年度)	50人	100人以上
	地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合	58.0% (平成24年度)	55.8%	62%以上 (令和4年度)
	環境都市づくりには、市民の自主的な環境保全活動が重要です。地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合の増加を望ましい状態として設定します。			

※1 目標値：令和4年度とあるものは、第7次刈谷市総合計画等の目標年度とあわせて設定した。各計画の改定後は、新たな目標の設定を検討する。

※2 EV：電気自動車(Electric Vehicle)。PHV：外部電源から充電できるハイブリッド自動車(plug-in hybrid Vehicle)。

※3 都市ガスの小売全面自由化に伴い、1世帯当たりの算出が困難なため、市内総使用量を掲載する。

※4 光化学キタント：オゾンなどの酸化性物質の総称。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

※5 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいほどその水質は悪いと言える。

2 環境施策の実施状況（計画第4章関係）

第2次刈谷市環境基本計画では、環境将来像の実現に向け、行政が主体となって行う環境施策を設定しています。令和2年度の実施状況については、以下のとおりです。

<基本方針1 環境にやさしい暮らしの実践>

【決算額単位：千円】

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
① 省エネ型のライフスタイルへの変革		
1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進		
<1> かりやエコポイント制度を活用した環境家計簿の普及・節電キャンペーンの実施	◆市民の省エネ活動を促進するため、エコポイント制度を活用した各種事業を行いました。 ・エコポイントプロジェクト参加実績/5,112世帯（9年間累計） ・環境家計簿（※6）の提出/236世帯 ・節電キャンペーンの参加/195世帯 CO ₂ 削減量/9,393kg 【決算額 2,732】	環境推進課
<2> 省エネナビ・ワットアワーメーターの貸出し	◆暮らしの中での消費エネルギーを把握し、各家庭の省エネ意識の向上を図るため、省エネナビ・ワットアワーメーター等の省エネ啓発機器の貸出しを行いました。	環境推進課
<3> HEMSの普及促進	◆一定の要件を満たしたHEMS（※7）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/89件 【決算 1,780】 ・累計補助件数（6年間）/436件	環境推進課
<4> 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー（CO ₂ 削減量把握）の実施	◆環境月間である6月の任意の1日をエコライフデーと定め、市内の小学2年生、5年生、中学2年生及びその家族を対象として、省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。 ・実施日/ー ・参加者数/ー ・CO ₂ 削減量/ー 【決算額ー】	環境推進課
2) 楽しみながら省エネ行動が進む取組の推進		
<5> グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座	◆夏場の消費電力の削減を図るため、市民・事業者を対象にグリーンカーテンづくりの啓発を行うとともに、グリーンカーテンコンテストを行いました。 ・家庭部門参加者/124人 ・事業所部門参加者/2事業所 【決算額 201】	環境推進課
<6> 公共施設等へのグリーンカーテンの設置	◆夏場の消費電力の削減を図るため、各公共施設（幼児（稚）園・保育園・小中学校等）において、グリーンカーテンづくりを行いました。 <グリーンカーテンづくり実施数> ・幼児（稚）園/16園 ・保育園/17園 ・小中学校/21校 ・その他公共施設/14箇所 【決算額 1,635】	環境推進課
<7> エコドライブの普及啓発	◆エコドライブの普及啓発を図るため、市民や事業者らにエコドライブナビの貸出し、啓発パンフレットの配布等を行いました。また、市の職員に対して研修等を行いました。	環境推進課

低炭素

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
② 創エネ・省エネ設備の導入		
1) 家庭における創エネ・省エネ設備の普及促進		
<8> 太陽光発電システム設置費補助	◆一定の要件を満たした太陽光発電システムの設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/44件 ・総出力値/222.62kW 【決算額 8,388】 ・累計補助件数（22年間）/3,895件	環境推進課
<9> 太陽熱利用システム設置費補助	◆一定の要件を満たした太陽熱利用システムの設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/2件 【決算額 50】 ・累計補助件数（15年間）/84件	環境推進課
<10> 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助	◆一定の要件を満たしたエネファーム（※8）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/87件 【決算額 8,700】 ・累計補助件数（10年間）/566件	環境推進課
③ エコカーの普及拡大		
1) エコカーの普及促進		
<11> エコカーの購入費補助	◆一定の要件を満たしたエコカーの購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（個人用）/62台（EV14台、PHV42台、FCV（※9）5台、超小型電気自動車1台） 【決算額 19,370】	環境推進課
<12> 燃料電池自動車の普及に向けた支援	◆一定の要件を満たした燃料電池自動車の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/7台 【決算額 3,300】	環境推進課

- ※6 環境家計簿：家庭で使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン等）を記録することで、排出したCO₂排出量を算出できる環境版家計簿のこと。
- ※7 HEMS：家庭内にてエネルギー使用状況が見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム（Home Energy Management System）。
- ※8 エネファーム：家庭用燃料電池の愛称。都市ガス、LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステム。
- ※9 FCV：燃料電池自動車（Fuel Cell Vehicle）。水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
④ 3Rの実践		
1) ごみの排出抑制・分別の徹底によるごみ減量、再資源化の推進		
<13> 生ごみ処理機器購入費補助	◆一定の要件を満たした生ごみ処理機等の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・生ごみ処理機器補助基数/48基 ・コンポスト容器補助基数/19基 【決算額 1,222】	環境推進課
<14> クリーンカレンダー、ごみの分け方・出し方ガイドブックの配布	◆ガイドブックの記載内容を更新し、かりやクリーンカレンダーとともに全戸配布しました。加えて、市民だよりやホームページ、あいかりアプリを活用して、適正な分別排出方法等の周知啓発を図りました。	ごみ減量 推進課
<15> 資源回収奨励報償金、ごみ分別収集協力報償金の交付	◆自主的に資源回収活動を行う市民団体に報償金を交付しました。 ・実施団体数/120団体 ・回収量/2,431,462kg 【決算額 16,397】	環境推進課
	◆ごみ分別収集協力報償金を地区に交付することにより、分別の推進を図りました。 【決算額 4,951】	ごみ減量 推進課
<16> 小売店とのレジ袋削減に関する協定の締結	◆協定を締結した事業所と連携し、レジ袋の廃棄削減を図りました。 ・協定締結店舗/10事業者 16店舗	ごみ減量 推進課
<17> 家庭ごみ有料化の検討	◆学識経験者、各種団体の代表者、事業者、関係行政機関などで組織するごみ減量化推進会議を书面開催し、ごみの排出量や資源化率の現状共有及び、バイオプラスチックを使用したごみ袋の利用開始の報告を行いました。 ・ごみ減量化推進会議/1回開催（書面開催） 【決算額 83】	ごみ減量 推進課
<18> 小型家電リサイクルの推進	◆ガイドブックの記載内容を更新し、かりやクリーンカレンダーとともに全戸配布しました。加えて、市民だよりやホームページ、あいかりアプリを活用して、適正な分別排出方法等の周知啓発を図りました。 ◆宅配便を活用した小型家電を含む家庭用廃パソコンの自宅回収を行いました。 ◆不燃物埋立場において、市民の直接搬入による家庭用廃パソコンの無料回収を行いました。	ごみ減量 推進課

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
2) 不用となった日用品等の再利用の促進		
<19> リサイクルプラザの利用促進	◆市民だよりやホームページへの掲載、パンフレットの配布により、リサイクルプラザ（エコくる）に関する情報提供を行いました。	ごみ減量 推進課
	◆市民だよりやホームページへの掲載、パンフレットの配布により、リサイクルプラザ（リサイクルプラザKC）に関する情報提供を行いました。	刈谷知立 環境組合
⑤ ごみの散乱の防止		
1) 市民による美化活動の推進		
<20> 清掃活動を行うボランティア団体の支援	◆市内の道路、河川などで清掃活動を行うボランティア団体に対し、ごみ袋の配布、保険加入料の負担などの支援を行いました（クリーンサポート刈谷）。 ・保険加入者数／898人（59団体） 【決算額 350】	土木管理課
	◆公園愛護会（遊園、児童遊園等含む）に活動補助金の交付等を行い、団体の育成・活動の活性化を図りました。 ・団体数／99団体（公園71、児童遊園28） ・公園数／124公園（公園90、児童遊園34） 【決算額 7,789】	公園緑地課
	◆地区が行う河川の清掃、草刈などの河川愛護活動に対し、報償金を交付しました。 ・地区数／9地区 【決算額 795】	雨水対策課
2) 不法投棄の防止		
<21> ごみの散乱防止の普及啓発	◆地域やごみ散乱防止推進員と連携を図り、監視・連絡体制の強化に努めました。 【決算額 272】	ごみ減量 推進課
<22> ごみ散乱防止推進員、地域環境保全委員との連携による不法投棄の監視・連絡	◆愛知県が委嘱する地域環境保全委員と連携を図り、市内における不法投棄の情報収集に努めました。	環境推進課
	◆不法投棄を防止するため、ごみステーション等に監視カメラを設置するとともに、地域やごみ散乱防止推進員と連携を図り、監視・連絡体制の強化に努めました。 【決算額 67】	ごみ減量 推進課

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
⑥ 身近な自然環境の保全・創出		
1) 生活排水対策の推進		
<23> 下水道供用区域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道の計画的な整備を行いました。 ・整備面積/6.0ha 【決算額 71,963】 ・累計整備面積/2,252.2ha（普及率93.0%） 	下水道課
<24> 下水道供用区域における未接続世帯への接続の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道整備工事区域及び供用区域の未接続者に対し、市民だよりや下水道整備工事等の説明会並びに個別訪問により接続を呼びかけました。 ◆下水道整備による生活改善の意識、知識を深める目的で、小学校4年生から中学校3年生までを対象にポスターコンクールを行いました。 ・応募者数/635人 【決算額 188】 	下水道課
<25> 合併処理浄化槽設置整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助制度の見直しを行い、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を充実しました。 ◆一定の要件を満たした合併処理浄化槽の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/8件 【決算額 6,359】 	環境推進課
<26> 生活排水対策に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆パンフレット配布等で啓発を行うとともに、水生生物調査を行いました。 ・水生生物調査参加数/150人 	環境推進課
2) 家庭で花や緑を育てる取組の推進		
<27> 民有地緑化補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣の緑化に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/1件 【決算額 22】 	公園緑地課
<28> グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座[再掲]	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民・事業者を対象にグリーンカーテンづくりの啓発を行うとともに、グリーンカーテンコンテストを行いました。 ・家庭部門参加者/124人 ・事業所部門参加者/2事業所 【決算額 201】 	環境推進課
<29> 植木の即売会、苗木の無償配布、造園教室等の緑化イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆フローラルガーデンよさみにおいて、指定管理者による植木や草花などの即売会、苗木の無料配布などを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。 ・実施期間/— ・参加者数/— 	公園緑地課
⑦ 身近な生活環境の保全		
1) 身近な生活環境の保全に関する市民意識の向上		
<30> 身近な生活環境の保全に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの減量、分別等に関する出前講座のほか、環境フェア、環境講座を通じ、環境保全行動の普及啓発に努めました。 	ごみ減量 推進課 環境推進課
<31> 苦情申立に対する適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水、騒音・振動等、身近な生活環境に関する苦情の申立に対し、適切な対応を行いました。 ・苦情件数/74件 	環境推進課

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
① 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制		
1) エネルギー使用量やCO ₂ 排出量の見える化の推進		
<32> 環境マネジメントシステムの導入支援	◆環境マネジメントシステム（※10）に関する国や県主催セミナーの紹介等、市内事業者へ普及啓発を行いました。	環境推進課
<33> BEMSの普及促進	◆BEMS（※11）の普及促進に向けた情報収集を行いました。	環境推進課
2) 各種法令や支援制度等による温室効果ガスの排出抑制		
<34> 各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底	◆各施設管理部署に対し、省エネルギー推進の必要性の意識共有や各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の周知徹底を図りました。	環境推進課
<35> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、小規模事業者経営改善資金利子補給補助等）を活用した環境投資の推進	◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模事業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数/5件 【決算額 5,617】 ・経営改善資金利子補給補助件数/19件 【決算額 398】	商工業振興課
<36> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。また、一定の要件を満たしたエコカーの購入事業者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（事業用）/5台（EV1台、PHV2台、FCV2台） 【決算額 1,250】	環境推進課
3) 温室効果ガス排出抑制に関する情報共有とネットワークづくり		
<37> かりやeco事業所認定制度の検討・実施	◆環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「かりやeco事業所」として認定し、認証ステッカーの配布やホームページへの掲載等による事業所の紹介を行いました。 ・事業所数/38事業所（令和2年度末現在）	環境推進課
<38> かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介	◆かりやエコマップを活用し、市内事業所の先進的な取組を広く紹介しました。	環境推進課
<39> 温室効果ガス排出抑制に関する情報提供	◆環境基本計画、環境都市アクションプラン、各種補助制度など温室効果ガス排出抑制に関する情報をホームページ等で公開し、情報発信を行いました。	環境推進課

低
炭
素

※10 環境マネジメントシステム：企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと（Environmental Management System）。

※11 BEMS：ビル内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム（Building Energy Management System）。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
② 低炭素型製品の開発・製造		
1) 事業者の低炭素型製品の開発・製造の支援		
<40> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進 [再掲]	◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模企業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数/5件 <div style="text-align: right;">【決算額 5,617】</div> ◆市内企業が、公的試験機関であるあいち産業科学技術総合センター、名古屋市工業研究所及び科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターの依頼試験等を利用した場合、それに係る費用の一部を補助しました。 ・補助件数/76件 <div style="text-align: right;">【決算額 3,711】</div>	商工業振興課
<41> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。	環境推進課
<42> かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介[再掲]	◆かりやエコマップを活用し、市内事業所の先進的な取組を広く紹介しました。	環境推進課
2) 低炭素型製品の普及促進		
<43> エコカーの購入費補助[再掲]	◆一定の要件を満たしたエコカーの購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数（個人用・事業用合算）/67台（EV15台、PHV44台、FCV7台、超小型電気自動車1台） <div style="text-align: right;">【決算額 20,620】</div>	環境推進課
<44> 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助[再掲]	◆一定の要件を満たしたエネファーム（※7）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/87件 <div style="text-align: right;">【決算額 8,700】</div> ・累計補助件数（10年間）/566件	環境推進課
<45> 燃料電池自動車の普及に向けた支援[再掲]	◆一定の要件を満たした燃料電池自動車の購入者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/7台 <div style="text-align: right;">【決算額 3,300】</div>	環境推進課

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
③ 循環ビジネスの活性化		
1) 廃棄物・資源のリサイクルの推進		
<46> 公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルの推進（廃食用油のBDF化、剪定枝の堆肥化、焼却灰の熔融処理による熔融メタル化・熔融スラグ化等）	◆市内4か所の保育園に生ごみ処理機を設置し、給食調理で発生した生ごみの一部を処理することで、ごみの減量化を図りました。	子ども課
	◆給食センターや保育園の給食調理で発生した廃食用油を回収し、業者に売払いするとともに、BDF(※12)化による資源の有効利用を図りました。 ・廃食用油回収量/20,441ℓ ・売払い額/854,434円	環境推進課
	◆市内2か所の学校給食センターに生ごみ処理機を設置し、委託による設備の保守点検により適正な設備の運用を行うなど、ごみの減量化に努めました。また、食品リサイクル業者に収集、運搬を委託し、給食残渣の一部堆肥化を行いました。 <div style="text-align: right;">【決算額 9,975】</div>	教育総務課
	◆焼却灰を熔融処理し、熔融メタル化・熔融スラグ(※13)化を行いました。	刈谷知立 環境組合
<47> 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル方法の検討	◆バイオマス(※14)である下水汚泥の燃料化を始めとした有効利用の多角化に向け、各種研修へ参加するなど情報収集に努めました。	下水道課
2) 循環ビジネスに取り組む事業者の支援		
<48> 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進 [再掲]	◆事業の継続・拡大のために一定額以上の設備投資を行う小規模企業者に対して、補助金を交付しました。 ・設備投資促進補助件数/5件 <div style="text-align: right;">【決算額 5,617】</div> ◆市内企業が、公的試験機関であるあいち産業科学技術総合センター、名古屋市工業研究所及び科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センターの依頼試験等を利用した場合、それに係る費用の一部を補助しました。 ・補助件数/76件 <div style="text-align: right;">【決算額 3,711】</div>	商工業振興課
<49> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。	環境推進課

- ※12 BDF：廃食用油（てんぷら油等）、菜種油、コーン油等、生物由来の油から作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称（Bio Diesel Fuel）。
- ※13 熔融スラグ：焼却灰を高温で熔融し、急速に冷やすことで生成されるガラス状の物質。砂に似ているため、土木資材、建築資材等の材料として有効利用できる。
- ※14 バイオマス：動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）で、主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指す。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
④ 事業活動に伴う廃棄物の削減・適正処理		
1) 各種法令に基づく廃棄物の削減・適正処理の監視・指導		
<50> 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導	◆建設工事における資材の分別解体と再資源化の義務や特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、木材等）を用いる工事には事前届出の義務があること等をホームページで啓発し、法令に基づく監視・指導を行いました。	建築課
2) 事業者の自主的な取組の促進		
<51> 事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の見直しの検討	◆学識経験者、各種団体の代表者、事業者、関係行政機関などで組織するごみ減量化推進会議を書面開催し、ごみの有料化や減量化、食品ロスの削減について実施状況の報告を行いました。 ・ごみ減量化推進会議／1回開催（書面開催） 【決算額 83】	ごみ減量 推進課
<52> 環境マネジメントシステムの導入支援[再掲]	◆環境マネジメントシステムに関する国や県主催セミナーの紹介等、市内事業者へ普及啓発を行いました。	環境推進課

資源循環

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
⑤ 自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり		
1) 自然環境に配慮した事業所づくり		
<53> 民有地緑化補助[再掲]	◆緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣の緑化に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/1件 <div style="text-align: right;">【決算額 22】</div>	公園緑地課
<54> グリーンカーテンコンテスト[再掲]	◆事業者を対象にグリーンカーテンコンテストを行いました。 ・事業所部門 参加者/2事業所	環境推進課
<55> 工場立地法に基づく緑地の確保	◆法の制限を受ける企業が緑地等の整備を行う際には、適正な立地が図られるように指導・助言を行いました。	商工業振興課
2) 自然環境に配慮した農業の推進		
<56> 環境保全型農業の普及啓発	◆優良農地の確保、保全を目的に農地パトロールを実施し、無断転用の解消に努めました。 ◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と就農支援を図りました。 <div style="text-align: right;">【決算額 62】</div> ◆衣浦東部広域行政圏 環境と安全に配慮した農業推進協議会を通じ、減農薬の推進、農業廃材の処理について啓発活動を行いました。 ◆認定農業者等の担い手農家への農地の面的集積を促進させ、優良農地の活用を推進するとともに、担い手農家の経営規模拡大と経営安定化を図り、農地を適正に管理することで緑地の保全と自然環境の維持に努めました。 <div style="text-align: right;">【決算額 14,532】</div> ◆農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民が農業者と一緒に進む農業水利施設の維持・保全活動や関連する環境保全活動に対して指導、助言及び交付金の交付を行いました。 ・活動組織数/ 9団体（農地維持及び資源向上・共同活動） 8団体（資源向上・長寿命化活動） <div style="text-align: right;">【決算額 42,516】</div>	農政課

自然共生

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
⑥ 率先した公害対策		
1) 各種法令に基づく公害防止の監視・指導		
<57> 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導[再掲]	◆環境基本条例の基本理念に基づき、事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、環境保全協定を締結し、その遵守状況の確認のため、立ち入り調査を行いました。 ・立ち入り調査実施事業所/27社 31工場	環境推進課
2) 事業者の自主的な環境対策の促進		
<58> 環境保全協定締結	◆事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、引き続き、環境保全協定を締結しています。 ・協定締結事業所/27社 31工場 （令和2年度末現在）	環境推進課
<59> かりやeco事業所認定制度の検討・実施[再掲]	◆環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を「かりやeco事業所」として認定し、認証ステッカー等の配布やホームページ等の掲載による紹介を行いました。 ・事業所数/38事業所（令和2年度末現在）	環境推進課
<60> 環境マネジメントシステムの導入支援[再掲]	◆環境マネジメントシステムに関する国や県主催のセミナーの紹介等、市内事業者への普及啓発を行いました。	環境推進課

安
全
安
心

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
① 低炭素型のまちづくり		
1) 機能集約型のまちづくり		
<6 1> 優良建築物等整備事業等によるまちなか居住の促進	◆まちなか居住を促進するため、施設を整備する施行者に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数/1件 （刈谷駅北地区） <p style="text-align: right;">【決算額 437,200】</p>	市街地整備課
<6 2> 銀座地区の再整備	◆道路の歩車分離により、歩行者の安全性の確保や地域住環境の向上を図るとともに、電線類の地中化により良好な景観形成を図り、防災機能や安全な交通の確保等を行いました。 <p style="text-align: right;">【令和元年度にて事業完了】</p>	道路建設課
	◆土地を整形化することで、都市基盤の再生及び高度有効利用の推進を図りました。 ・銀座A B地区 0.67ha <p style="text-align: right;">【令和元年度にて事業完了】</p>	市街地整備課
<6 3> 刈谷駅北口周辺における交通まちづくりの推進	◆駐輪場整備の検討のため、利用状況調査を実施しました。 <p style="text-align: right;">【決算額 1,139】</p> ◆J R刈谷駅改良に向けた支障移転等を行いました。	都市交通課
	◆駐輪場整備のため、詳細設計を実施しました。 <p style="text-align: right;">【決算額 2,849】</p>	道路建設課
2) エネルギーを効率よく利用するまちづくり		
<6 4> 防災拠点等への太陽光発電設備の導入	◆小中学校やその他公共施設に太陽光発電設備を設置し、引き続き環境への負荷を軽減するとともに、災害時における避難所機能の向上に努めます。 <太陽光発電施設の導入件数> ・小中学校/21箇所 ・その他公共施設/25箇所	環境推進課 危機管理課 各施設管理課
<6 5> 焼却施設の高効率発電及び余熱利用の推進	◆燃焼ガスの廃熱を利用して蒸気を発生させ、発電と温水プールに利用しました。	刈谷知立 環境組合
<6 6> 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル(エネルギー利用)方法の検討[再掲]	◆バイオマスである下水汚泥の燃料化を始めとした有効利用の多角化に向け、各種研修へ参加するなど情報収集に努めました。	下水道課
<6 7> 防犯灯のLED化	◆市内の道路安全灯、防犯灯のLED化を行い、環境負荷の軽減を図りました。 ・道路安全灯LED化基数/2,806基 ・防犯灯新設基数/53基 <p style="text-align: right;">【決算額 3,563】</p>	くらし安心課

低炭素

取組項目	実施状況（令和２年度）	担当部署
② 建物の低炭素化		
１）低炭素型住宅の普及		
<68> 低炭素建築物認定制度、長期優良住宅認定制度の普及啓発	◆長期優良住宅並びに低炭素建築物新築等計画の認定申請を受付しました。また、ホームページへの掲載、パンフレットの配布により、制度の周知啓発を行いました。 ・長期優良住宅／261件 ・低炭素建築物／3件	建築課
２）建築物の省エネルギー性能の向上		
<69> CASBEEあいちによる建築物の環境性能評価の普及啓発	◆CASBEEあいち（※15）に関連した県のパンフレットを窓口等で配布し、周知啓発を図りました。	建築課
<70> 住宅性能表示制度の普及啓発	◆住宅性能表示制度（※16）に関連した県のパンフレットを窓口等で配布し、周知啓発を図りました。	建築課
<71> 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入推進（太陽光発電、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池設置費補助）	◆一定の要件を満たした太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・太陽光発電システム補助金交付件数／44件 ・太陽熱利用システム補助金交付件数／2件 ・家庭用燃料電池（エネファーム）補助金交付件数／87件	環境推進課
３）国産材やリサイクル材の利用の推進		
<72> 国産材やあいくる材の率先利用	◆あいくる材（※17）については、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき、率先利用の促進を図りました。	各工事担当課

低炭素

※15 CASBEE(あいち)：省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境品質・性能を総合的に評価し格付けるシステム。(CASBEEを基本に愛知県の独自基準及び重点項目を加えて編集した愛知県版の建築物総合環境性能評価システム。)

※16 住宅性能表示制度：平成12年4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度。新築住宅の基本構造部分の瑕疵担保責任期間を「10年間義務化」すること、様々な住宅の性能をわかりやすく表示する「住宅性能表示制度」を制定することなどを柱としている。

※17 あいくる材：愛知県リサイクル資材評価制度において、再生資源（原材料）として認定されたりリサイクル資材。道路（舗装）の撤去で発生したアスファルトコンクリート塊や森林の成長過程で間引きした間伐材などがある。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
③ エコモビリティネットワークの形成		
1) 公共交通機関の利便性向上		
<73> バス路線の再編計画の立案・実施	◆公共施設連絡バス「かりまる」のダイヤ改正に向けた調査、検討を実施しました。 【決算額 3,740】	都市交通課
<74> 主要駅やバス停における乗り継ぎの利便性の向上（バス停整備、駅舎改修等）	◆利用者の移動等の利便性を高めるため、バスロケーションシステムの運行モニター設置を行いました。 ・設置箇所数/2箇所 【決算額 4,301】 ◆JR刈谷駅改良に向けた電気設備の支障移転等を行いました。	都市交通課
2) 自転車や歩行者の移動空間の確保		
<75> 自転車・歩行者道等の整備	◆歩道の舗装をしました。 ・(都) 3・4・551 刈谷環状線/622 m ² ・今川町交差点/277 m ² ・01-4 号線/1,575 m ² 【決算額 19,740】	道路建設課
	◆逢妻川河川敷地の有効利用と市民の健康増進及び余暇の空間の創出のため、総合運動公園から日高公園までの区間のサイクリングロードの維持管理を行いました。	公園緑地課
<76> かりや自転車マップの配布	◆自動車の利用を減らし、環境にやさしい自転車利用の推進を図るため、市内の道路状況等の情報や探索コースを掲載した「かりや自転車マップ Second Series」をホームページに掲載しました。	環境推進課
3) エコカーの普及に対応したまちづくり		
<77> 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電インフラの整備	◆公共施設 12 箇所に設置済みの普通充電スタンドの無料開放を継続し、エコカーの普及に対応したインフラの維持管理に努めました。	環境推進課
4) 鉄道駅からのCO₂の排出の少ない移動手段の確保		
<78> 駅前観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し	◆駅前観光案内所において、レンタサイクルの貸出しを行いました。 ・レンタサイクル利用者数/737人 【決算額 115】	文化観光課
<79> 駐輪場の整備・管理運営	◆駐輪場における自転車の整理や指導により、駐輪場の効率的な利用を促進しました。	くらし安心課
	◆駐車場の照明設備、消火設備等の状態について、定期的な巡視を行い、適切な維持管理に努めました。	土木管理課

低炭素

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
④ 廃棄物処理施設の整備・維持管理		
1) リサイクル施設の整備・運営		
<80> 資源回収所や資源物選別施設、不燃物選別施設の整備・運営	◆地区の資源回収所について、地区からの申請に基づき補助金を交付し、回収活動の効率化及び回収地域の拡大を図りました。 ◆収集した不燃物及び資源の選別を適正に運営できるよう施設の維持管理をしました。	環境推進課 〃 ごみ減量推進課
2) 廃棄物の処理・処分施設の適切な維持管理		
<81> 焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の維持管理	◆不燃物埋立場から出る雨水等（浸出水）は浸出水分析及びダイオキシン類分析を行い、正常値を保持して河川へ放流しました。また、処理施設の性能劣化について点検修繕を行いました。 ・浸出水分析／通常年12回・詳細年2回 ・ダイオキシン分析／年1回 【決算額 103,512】 ◆ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の維持管理を適正に行いました。	ごみ減量推進課 〃 〃 刈谷知立環境組合
⑤ 生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出		
1) 緑・水辺の保全・創出		
<82> ため池・社寺林の保全	◆不法投棄された廃棄物の回収・処分、空き缶やゴミ拾い等を市民・事業者・農業関係団体等との協力・連携により実施しました。 ◆保存樹木に対して補助金を交付しました。 ・単木／1,155本×1,000円 ・樹林／548a×500円 【決算額 1,428】	農政課 〃 公園緑地課
<83> 公園緑地の整備・維持管理	◆既存緑地の維持、管理に努めました。	公園緑地課
<84> 民有地緑化補助[再掲]	◆緑化推進基金の運用益を活用し、市内民有地の屋上・生垣の緑化に対して補助金を交付しました。 ・補助金交付件数／1件 【決算額 22】	公園緑地課
<85> 工場立地法に基づく緑地の確保[再掲]	◆法の制限を受ける企業が緑地等の整備を行う際には、適正な立地が図られるように指導・助言を行いました。	商工業振興課

取組項目	実施状況（令和２年度）	担当部署
2) 農地の保全・活用		
<86> 生産緑地地区・農用地区域の 保全	◆無断転用について適法な状態となるように 是正指導し、周囲への被害防除措置を講ずると ともに、農地の適正な維持管理に努めました。	農政課
	◆生産緑地法に基づき、市街化区域内での農地な どの緑地機能の保全を図るため、都市計画決定 により生産緑地を指定しました。 ・指定面積／約 38ha	まちづくり 推進課
<87> 農業者に対する資金融資	◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と 就農支援を図りました。	農政課
<88> 刈谷生きがい楽農センターに おける農業研修	◆刈谷生きがい楽農センターにおける１年間の 農業研修を実施しました。 ・第12期生 10名修了 ・第13期生 17名受講開始（令和2年8月より） ・修了生累計 216件	農政課
<89> 遊休農地を市民農園、景観農 園として有効利用	◆遊休農地であった農地を市民農園として活用 しました。 ・1箇所、5区画、691㎡ ◆新規就農支援制度を活用し、遊休農地の解消と 就農支援を図りました。	農政課
<90> 農地の集積・集約化	◆認定農業者等の担い手農家への農地の面的集 積を促進させ、優良農地の活用を推進するとと もに、担い手農家の経営規模拡大と経営安定化 を図り、農地を適正に管理することで緑地の保 全と自然環境の維持に努めました。	農政課
3) 生態系ネットワークへの配慮		
<91> 道路・河川の緑化	◆既存の街路樹の維持、管理に努めました。	公園緑地課

自
然
共
生

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
4) 絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策		
<92> 小堤西池のカキツバタ群落の保全	◆カキツバタ群落保護のため、ボランティア等の協力により除草作業を実施しました。また、カキツバタ群落保存対策調査委員会を開催し、群落の保存対策について検討しました。 ・除草作業参加人数／延べ424人（9/10～13） ・保存対策調査委員会開催日数／2回 【決算額 9,093】	文化観光課
<93> 市内の動植物の生息状況の調査	◆西三河生態系ネットワーク協議会の活動の一環として、市内の南池、唐池にて生物調査を実施しました。 ◆特定外来生物アライグマの目撃・被害情報を収集しました。	環境推進課
<94> 外来種対策の普及啓発	◆小学校へへの出前講座や町内会の役員会で外来種問題について普及啓発を行いました。 ◆特定外来生物アライグマについて、営農者等へのチラシ配布、公共連絡バス等のデジタルサイネージでの放映、市民だより等で、また身近な外来種である、ヒアリ、オオキンケイギク、セアカゴケグモ、ミシシippアカミガメの情報をホームページで発信し、普及啓発を行いました。	環境推進課
<95> 外来種の防除方法の検討	◆国・県の動向を注視し、外来種の防除方法の情報収集に努めました。 ◆環境省に外来生物法による防除の確認申請をして特定外来生物アライグマの駆除に努めました。	環境推進課 関係課（雨水対策課・文化観光課・農政課）
⑥ 水処理施設の整備・維持管理		
1) 水処理施設の計画的な整備・維持管理の推進		
<96> 下水道供用区域の拡大[再掲]	◆下水道の計画的な整備を行いました。 ・整備面積／6.0ha 【決算額 71,963】 ・累計整備面積／2,252.2ha（普及率93.0%）	下水道課
<97> 合併処理浄化槽設置整備補助の実施[再掲]	◆補助制度の見直しを行い、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を充実しました。 ◆一定の要件を満たした合併処理浄化槽の設置者に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数／8件 【決算額 6,359】	環境推進課

自然共生

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
⑦ 継続的な調査・監視体制の整備		
1) 継続的な調査・監視		
<98> 大気の常時監視	◆市役所において酸性雨調査を行いました。 ・大気測定／酸性雨調査1箇所	環境推進課
<99> 水質調査	◆市内各所において測定を行いました。 ・水質測定／中小河川10箇所及び洲原池	環境推進課
<100> 騒音・振動測定	◆市内各所において測定を行いました。 ・騒音測定／環境騒音調査13箇所 交通騒音調査10箇所 (うち面的評価2箇所) ・振動測定／交通振動調査3箇所	環境推進課
<101> 地盤沈下状況の監視	◆毎月1回、地下水位の測定を行いました。 ・地下水位測定／(株)豊田自動織機1箇所	環境推進課
<102> ダイオキシン類調査	◆逢妻川において測定を行いました。 ・水質測定／ダイオキシン類調査1箇所	環境推進課
2) 調査・監視結果の情報提供		
<103> 環境調査結果の情報提供（「刈谷市の環境」の発行、ホームページへの掲載）	◆市内各所において環境調査を行い、「刈谷市の環境」やホームページで情報提供を行いました。	環境推進課
<104> 光化学スモッグやPM _{2.5} （※18）等の情報提供（メール配信、学校等への連絡等）	◆光化学スモッグ及びPM _{2.5} 予報発令時に備え、各課を通して施設や学校への連絡並びにメール配信等、市民への情報提供を迅速に行えるよう体制を整えました。	環境推進課
<105> 放射線測定器の貸出し	◆放射線測定器の貸出しを行い、身近な環境で放射線量を確認できる環境整備を図りました。	環境推進課

※18 PM_{2.5}：大気中に浮遊している直径2.5μm（1μm（マイクロメートル）＝1mmの1000分の1）以下の粒子で、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物(SO_x)などの大気汚染の原因となる粒子状の物質。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えらる。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
① 環境にやさしい人づくり		
1) 環境学習・参加の機会の提供		
<106> 事業者・団体等との連携により環境学習を推進する仕組み「かりや環境学習ネットワーク（仮称）」の検討・構築	◆市民の環境学習の機会の充実を図るため、市内の事業者、団体等が行う環境学習に関する情報を集約する「かりや環境学習ガイドブック」を作成し、公共施設での配布、ホームページへの掲載を行いました。 ・作成部数／400部	環境推進課
<107> 環境講座の開催	◆環境に対する意識向上を図るとともに、暮らしの中で環境問題に取り組むきっかけづくりとするため、市民を対象とした各種環境講座を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座はすべて中止しました。 ・親子エコクッキング講座／中止 ・くるくる棒を使ったペン立てづくり講座／中止 ・生ごみ堆肥づくり講座／中止 ・手あみ布ぞうりづくり講座／中止	環境推進課
	◆ごみ減量、ごみ分別等に関する出前講座の普及啓発に努めました。 ・地域での講座開催／1回（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市は不参加。）	ごみ減量 推進課
<108> かりやエコポイント制度の普及	◆環境学習や環境イベントの参加者へ、エコポイントを発行するとともに、制度の普及啓発を図り、新規参加者の発掘を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座や催しは中止しました。	環境推進課
<109> 刈谷市環境キャラクターの活用推進	◆環境キャラクターの活用により、環境フェア等のイベントで環境関連の情報発信を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャラクターの活用は中止しました。	環境推進課
<110> 環境フェアの開催	◆わんさか祭りで、ボランティアや環境支援員の協力を得ながら環境フェアを開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全講座中止しました。 ・かりやエコポイント啓発／中止 ・アクリルたわし作り教室／中止 ・環境クイズ及び環境支援員活動発表／中止 ・環境キャラクター「キー坊」「ラビたん」「エビコ」による環境関連啓発／中止	環境推進課

参加と協働による環境都市づくり

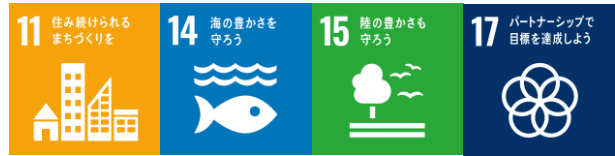
取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
2) 子どもたちへの環境教育の実施		
<111> 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー（CO ₂ 削減量把握）の実施〔再掲〕	◆環境月間である6月の任意の1日をエコライフデーと定め、市内の小学2年生、5年生、中学2年生及びその家族を対象として、省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。 ・実施日／－ ・参加者数／－ ・CO ₂ 削減量／－ 【決算額－】	環境推進課
<112> 環境学習プログラムの提供（環境副読本の作成、水生生物調査、ストップ温暖化教室の実施等）	◆市内の事業者、団体等が行う環境学習に関する情報を集約する「かりや環境学習ガイドブック」を作成しました。 ◆市内の小学4年生全員に、ごみの収集、処理に関する副読本を配布しました。（例年実施している不燃物理立場の施設見学の受入れは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で申し込みがありませんでした。）	環境推進課 ごみ減量推進課
<113> ユネスコスクール（※19）の登録・活動の推進	◆ユネスコスクールの登録・活動推進に向け、調査、研究を行いました。	環境推進課 関係課（子ども課・学校教育課）
<114> かりやエコスクール認証制度（仮称）の検討	◆かりやエコスクール認証制度（仮称）の実施に向け、調査、研究を行いました。	環境推進課 学校教育課
3) 指導者の育成		
<115> 環境支援員の育成	◆行政と市民の中間的な役割を担う環境支援員が、自主的な講座や催しを実施できるよう支援を行いました。	環境推進課

※19 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するためのネットワークに加盟した学校。持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点として位置づけられている。

取組項目	実施状況（令和2年度）	担当部署
② 各主体の連携・協働による社会・経済のグリーン化		
1) 各主体の連携・協働による環境活動の促進		
<p data-bbox="277 331 628 465"><116> リサイクル活動、美化活動、緑化活動、河川愛護活動等、地域の環境保全活動への支援</p>	<p data-bbox="660 331 1219 398">◆自主的に資源回収活動を行う市民団体に報償金を交付しました。</p> <ul data-bbox="660 398 948 465" style="list-style-type: none"> ・実施団体数/120 団体 ・回収量/2,431,462kg <p data-bbox="1011 465 1203 499" style="text-align: right;">【決算額 16,397】</p>	環境推進課
	<p data-bbox="660 510 1219 577">◆ごみ分別収集協力報償金を地区に交付することにより、分別の推進を図りました。</p> <p data-bbox="1027 577 1203 611" style="text-align: right;">【決算額 4,951】</p>	ごみ減量 推進課
	<p data-bbox="660 629 1219 763">◆市内の道路、河川などで清掃活動を行うボランティア団体に対し、ごみ袋の配布、保険加入料の負担などの支援を行いました（クリーンサポート刈谷）。</p> <ul data-bbox="660 763 1059 797" style="list-style-type: none"> ・保険加入者数/59 団体（898 人） <p data-bbox="1043 797 1203 831" style="text-align: right;">【決算額 350】</p>	土木管理課
	<p data-bbox="660 837 1219 927">◆公園愛護会（遊園、児童遊園等含む）に活動補助金の交付等を行い、団体の育成・活動の活性化を図りました。</p> <ul data-bbox="660 927 1187 994" style="list-style-type: none"> ・団体数/99 団体（公園 71、児童遊園 28） ・公園数/124 公園（公園 90、児童遊園 34） <p data-bbox="1027 994 1203 1028" style="text-align: right;">【決算額 7,789】</p>	公園緑地課
	<p data-bbox="660 1046 1219 1113">◆地区が行う河川の清掃、草刈などの河川愛護活動に対し、報償金を交付しました。</p> <ul data-bbox="660 1113 868 1146" style="list-style-type: none"> ・地区数/9 地区 <p data-bbox="1043 1146 1203 1180" style="text-align: right;">【決算額 795】</p>	雨水対策課
<p data-bbox="277 1196 628 1397"><117> 情報・人材交流のネットワーク形成促進（かりや衣浦つながるネットへの登録促進、わがまちのしゃべり場、わがまちのつむぎ場等）</p>	<p data-bbox="660 1196 1219 1420">◆ボランティア団体に、市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるネット」へ登録してもらい、情報・人材交流のネットワーク化を図りました。また、市民ボランティア活動センターが、広域的な情報・人材交流ネットワークの拠点となり、環境美化活動に関するコミュニティづくりを支援しました。</p> <ul data-bbox="660 1420 1203 1487" style="list-style-type: none"> ・かりや衣浦つながるネット登録団体数/547 団体 <p data-bbox="1011 1487 1203 1520" style="text-align: right;">【決算額 33,821】</p> <ul data-bbox="660 1520 1123 1554" style="list-style-type: none"> ・わがまちのつむぎ場参加者数/19 人 <p data-bbox="1011 1554 1203 1588" style="text-align: right;">【決算額 33,821】</p>	市民協働課
<p data-bbox="277 1612 628 1702"><118> 市民活動支援基金「かりや夢ファンド」</p>	<p data-bbox="660 1612 1219 1702">◆刈谷のまちをよくしていくことを目的に、市民が自主的に行う活動に対して、補助金を交付しました。</p> <ul data-bbox="660 1702 963 1736" style="list-style-type: none"> ・補助金交付件数/14 件 <p data-bbox="1027 1736 1203 1769" style="text-align: right;">【決算額 8,027】</p>	市民協働課
<p data-bbox="277 1785 628 1852"><119> 元気な地域応援交付金</p>	<p data-bbox="660 1785 1219 1874">◆自治会等が地域の課題を自分ごととしてとらえ、自らで解決するための取組に対し、元気な地域応援交付金を交付しました。</p> <ul data-bbox="660 1874 948 1908" style="list-style-type: none"> ・交付金交付件数/4 件 <p data-bbox="1027 1908 1203 1942" style="text-align: right;">【決算額 1,520】</p>	市民協働課

取組項目	実施状況（令和２年度）	担当部署
２）社会・経済のグリーン化に向けた取組の推進		
<120> 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討 [再掲]	◆環境負荷低減のための投資に対する事業者への支援方法等について情報収集を行いました。	環境推進課
<121> グリーン購入、地産地消に関する普及啓発	◆事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、環境保全協定を運用し、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品の使用に努めるよう促しました。 ・協定締結事業所／27社 31工場	環境推進課
	◆年間を通じて学校給食において、刈谷市産の米、大根、白菜、さといも、しいたけ、大豆を始め、愛知県産食材の積極的な使用を推進しました。 ◆市内にある４か所の産直センターにおいて、地元農産物等を積極的に販売するとともに、地元産の旬な食材及びその販売店や、食育の実施状況等に関する情報を広報誌や市ホームページ等に掲載することにより、市民への普及啓発を図りました。	農政課
３）行政による率先行動		
<122> グリーン購入の実施（グリーン購入法適合品や環境ラベル等付与製品の購入）	◆グリーン購入基本方針に基づき、全庁的にグリーン購入を行いました。 ・達成率／94.7%	全課室等 （環境推進課）
<123> エコカー（燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）、太陽光発電設備、省エネ機器等の率先導入	◆エコカーを12台導入しました。 ・購入車…10台 （内訳）低排出ガス車…1台 低燃費車…9台 ・リース契約車…2台（低燃費車） ※令和２年６月より 【決算額 18,647】※内 4,944 はリース契約車	財務課
	◆小中学校やその他公共施設に太陽光発電設備を設置し、引き続き環境への負荷を軽減するとともに、災害時における避難所機能の向上に努めます。 <太陽光発電施設の導入件数> ・小中学校／21箇所 ・その他公共施設／25箇所	環境推進課 各施設管理課
<124> 国産材やあいくる材の率先利用[再掲]	◆あいくる材については、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき、率先利用の促進を図りました。	各工事担当課

参加と協働による環境都市づくり



第4章 環境行政



ミササガパーク（猿渡公園）

第4章 環境行政

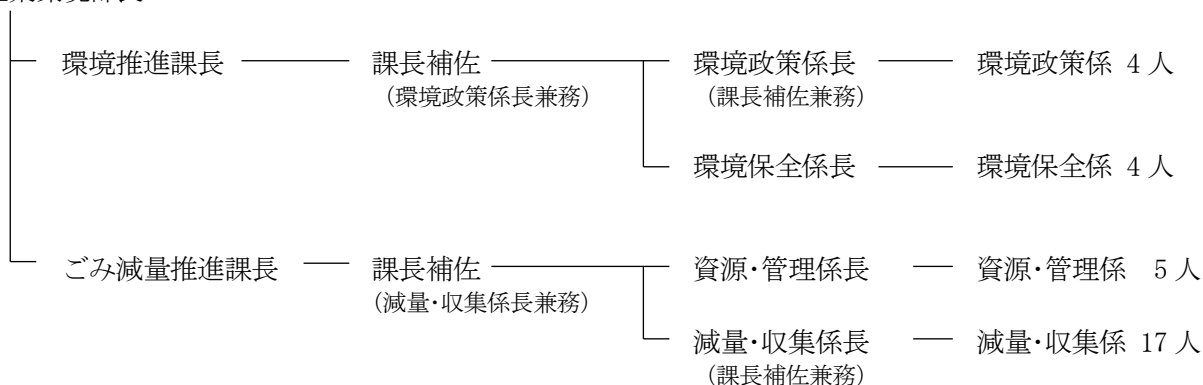
1 環境行政のあゆみ

年	月	日	事	項
S42.	8.	3	公害対策基本法の公布	
	43.	6. 10	大気汚染防止法、騒音規制法の公布	
	44.	4. 1	経済厚生部商工課に公害対策係を設置する	
	45.	12. 25	水質汚濁防止法など公害関係 14 法の公布	
	46.	4. 1	機構改革により経済厚生部公害課となる	
		6. 1	悪臭防止法の公布	
		9. 30	公害測定室が設置される	
	47.	9. 14	企業 7 社と公害防止協定の締結（第 1 次）	
	48.	3. 29	企業 17 社と公害防止協定の締結（第 2 次）	
		4. 1	機構改革により経済環境部公害課となる	
	49.	12. 27	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定	
	51.	6. 8	企業 4 社と公害防止協定の締結（第 3 次）	
		6. 10	振動規制法の公布	
	52.	6. 7	第 1 次公害防止協定の一部改定	
	53.	6. 14	第 2 次公害防止協定の一部改定	
		9. 30	新幹線鉄道騒音に係る防音工事の完了	
		11. 24	中部電力第二知多火力線電波障害対策工事の完了にともなう協定の締結	
	54.	12. 25	新幹線鉄道テレビ受信障害対策工事の完了	
	55.	3. 18	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
	59.	4. 1	機構改革により経済環境部環境交通課公害対策係になる	
		7. 5	トヨタ自動車(株)高岡工場と公害防止協定の締結	
	60.	3. 8	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
		5. 27	水質汚濁防止法改正（洲原池への窒素、磷排水規制）	
	61.	3. 31	愛知県環境影響評価要綱告示	
	63.	3. 22	西三河地域生活排水対策推進連絡会議の発足	
		8. 1	生活排水モデル地区実践活動の実施（野田町森前川）	
		11. 21	特定建設作業騒音規制基準改正	
H 1.	4.	1	合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施	
		6. 7	環境庁主催、'89 環境フォーラム（開催地：東京）にて、生活排水実践活動について野田モデル地区代表が発表	
	2.	1. 10	公害測定室改造工事完了	
		3. 13	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定（延長）	
		6. 22	水質汚濁防止法の改正（生活排水対策の推進）	
	3.	3. 25	悪臭防止法による地域の指定等の告示	
		8. 23	土壌の汚染に係る環境基準の告示	
	4.	4. 1	近隣騒音対策モデル地区活動の実施（熊地区）	
		7. 29	ミニミニ地球環境ゼミナール実施（依佐美中学校）	
	5.	11. 29	環境基本法の公布	
	6.	8. 1	刈谷市環境保全対策協議会設置	
		11. 1	第 1 次公害防止協定の一部改定	
	7.	3. 29	第 2 次公害防止協定の一部改定	
	9.	3. 1	刈谷市生活排水対策推進計画の策定	
	10.	4. 1	機構改革により経済環境部環境課となる	
		12. 1	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」策定	

年	月	日	事 項
11.	4.	1	ダイオキシン類環境調査、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業、低公害車購入費補助事業の実施
12.	3.	24	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	刈谷市清掃センターでの ISO14001 システム構築開始
13.	4.	1	機構改革により市民経済部環境課となる
	7.	27	刈谷市清掃センターにて ISO14001 認証取得
14.	4.	1	刈谷市グリーン購入基本方針の策定
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	5.	29	土壌汚染対策法の公布
	6.	10	最新規制適合車早期代替促進費補助事業の実施
15.	10.	1	県民の生活環境の保全等に関する条例施行
16.	4.	1	刈谷市環境基本条例施行
			刈谷市環境審議会設置
	4.		環境センターが開設される
	4.		環境センターを ISO の適用範囲に加える
17.	3.		刈谷市環境基本計画策定
	4.	1	高効率エネルギーシステム設置費補助事業の実施
18.	3.		公害防止協定の全部改定に伴う、環境保全協定の締結
	4.	1	太陽熱高度利用システム設置費補助事業の実施
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	悪臭防止法に基づく規制方法を物質濃度規制から臭気指数規制に変更
19.	4.	1	機構改革により清掃センターが清掃事業室となる
20.	3.		刈谷市地球温暖化対策地域推進計画策定
	4.	1	機構改革により経済環境部環境課、清掃事業室となる
	4.		清掃センターを ISO の適用範囲から除く
22.	3.		刈谷市として取得している環境センターの ISO の継続を更新せず、受託事業者が取得している ISO の適用範囲に環境センターを追加する
	4.	1	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法施行に伴い、全庁で改正法に対応したエネルギー管理を始める
	10.		市庁舎移転に伴い公害測定室が廃止され、環境分析室が設置される
23.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン策定
	4.		環境保全行動計画を、職員環境行動計画「エコアクション刈谷」として一部改定
24.	4.	1	機構改革により経済環境部環境推進課、ごみ減量推進室となる
27.	4.	1	住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 設置費補助事業の実施
28.	4.	1	機構改革により産業環境部環境推進課、ごみ減量推進課となる
	4.	1	職員環境行動計画「エコアクション刈谷」一部改定、グリーン購入基本方針一部改定
29.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン〔平成 29 年改定版〕策定
30.	4.	1	刈谷市路上喫煙の防止に関する条例施行
			住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助事業の実施
			住宅用電気自動車等充電システム設置費補助事業の実施

2 環境行政機構

産業環境部長



令和3年4月1日現在

3 決算及び予算額の推移

(1) 環境対策費

(単位：千円)

節	年度	平成 29 年度 決 算	平成 30 年度 決 算	令和 元 年 度 決 算	令和 2 年 度 決 算	令和 3 年 度 当 初 予 算
報 酬		83	102	147	2,119	2,328
職 員 手 当 等		1,753	1,809	1,840	270	488
報 償 費		266	244	190	93	526
旅 費		131	109	163	35	194
需 用 費		2,751	3,216	2,747	2,463	3,801
役 務 費		617	552	562	446	1,131
委 託 料		11,114	12,328	9,186	8,507	8,689
使 用 料 及 び 賃 借 料		222	208	177	146	299
工 事 請 負 費		84,711	0	0	0	0
備 品 購 入 費		11	0	0	0	94
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		162,841	115,833	98,274	60,113	96,060
補 償、補 填 及 び 賠 償 金		0	0	0	0	10
公 課 費		10	10	10	10	10
合 計		264,509	134,413	113,296	74,202	113,630

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

(2) ごみ処理費

(単位：千円)

節	年度 平成 29 年度 決 算	平成 30 年度 決 算	令和 元年度 決 算	令和 2 年度 決 算	令和 3 年度 当 初 予 算
報 償 費	21,067	19,691	17,857	16,397	23,718
需 用 費	1,188	1,188	765	862	1,155
委 託 料	1,447	1,508	1,595	1,650	1,710
負担金、補助 及び交付金	707	1,517	1,790	1,222	2,500
合 計	24,409	23,903	22,006	20,131	29,083

(注) 環境推進課所管分。職員の人件費は除く。

4 令和2年度事業実績

項目		月												
		2年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	3年 1	2	3	
大 気	光化学スモッグ監視体制		←—————→											
	湿性大気汚染調査	←											→	
水 質	河川等水質調査		○			○			○				○	
	洲原池水質調査		○			○			○				○	
	生活排水対策事業	←											→	
	水生生物調査								○					
	ダイオキシン類調査									○				
騒音・振動・悪臭	交通騒音・振動調査 国道1号、23号他(3日間)						○	○	○	○			○	
	自動車騒音常時監視						←—————→							
	環境騒音調査(1日間)					○			○	○		○	○	
	新幹線騒音調査							○						
	臭気指数測定					○								
	騒音・振動・悪臭関係の 届出及び指導	←											→	
そ の 他	公害苦情処理	←											→	
	地下水位調査	←											→	
	環境保全協定工場立入調査				○								○	
	補助金交付事業	←											→	
	路上喫煙防止事業	←											→	

5 環境保全協定の締結状況

昭和 47 年度に「公害防止協定」を(株)豊田自動織機始め 7 社と締結したことを皮切りに、現在では 27 社 31 工場と協定を締結しています。また、平成 17 年度に「公害防止協定」から環境に配慮した「環境保全協定」への改定を行いました。

この協定の内容は、循環型社会の形成、緑化推進及び環境美化、地球温暖化防止などの環境保全の推進といった内容のほか、従来からの公害防止に対する内容がおり込まれています。

環境保全協定の締結事業所一覧

(令和 3 年 3 月 31 日現在 27 社 31 工場)

○昭和 47 年 9 月 14 日締結事業所	
●(株)豊田自動織機刈谷工場	●アイシン精機(株)
●愛知製鋼(株)刈谷工場	●(株)デンソー本社工場
●(株)ジェイテクト本社工場、東刈谷工場	●トヨタ紡織(株)刈谷工場
●トヨタ車体(株)富士松工場、刈谷工場	
○昭和 48 年 3 月 29 日締結事業所	
●アイシン機工(株)	●(株)CNK
●愛知技研(株)	●津田工業(株)
●(株)刈谷高周波工業所	●(株)サーテックカリヤ本社工場 小垣江工場、大津崎工場
●ブラザー工業(株)刈谷工場	●小林クリエイト(株)
●敷島製パン(株)刈谷工場	●ユケン工業(株)
○昭和 51 年 6 月 8 日締結事業所	
●サンエイ(株)産業廃棄物処理センター	●戸松冶金(株)刈谷工場
●クアーズテック(株)刈谷事業所	
○昭和 59 年 7 月 5 日締結事業所	○平成 3 年 8 月 7 日締結事業所
●トヨタ自動車(株)高岡工場	●(株)ヤマイチプライメタル
○平成 7 年 9 月 22 日締結事業所	○平成 9 年 5 月 5 日締結事業所
●森永乳業販売(株)	●(株)原製作所
○平成 9 年 10 月 6 日締結事業所	○平成 9 年 12 月 26 日締結事業所
●ミズショー(株)	●大猶建設(株)
○平成 22 年 3 月 18 日締結事業所	○令和 2 年 1 月 1 日締結事業所
●(株)アドヴィックス	●(株)デンソー池田工場

※(株)アドヴィックスの工場はアイシン精機(株)の工場と同一のため工場数には含めない。

6 特定施設等届出状況

(1) 騒音・振動特定施設等の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音又は振動を発生する施設を「特定施設」又は「騒音・振動発生施設」として定め、市長への届出を義務づけています。

本市では騒音規制法に基づく特定工場は 517 工場、振動規制法に基づく特定工場は 482 工場、また県民の生活環境の保全等に関する条例による騒音発生施設設置工場は 288 工場、振動発生施設設置工場は 334 工場となっています。

関係法令等に係る施設別届出状況

(令和3年3月31日現在)

施設名	騒音		振動	
	法(特定施設)	条例(発生施設)	法(特定施設)	条例(発生施設)
金属加工機械	2,771	30	3,008	1
空気圧縮機及び送風機 (法) 冷凍機(条例)	2,419	1,186	1,599	1,539
土石用又は鉋物用の破碎機 ・摩砕機・ふるい及び分級機	46	—	44	—
織機	877	—	287	—
建設用資材製造機械	4	—	—	—
木材加工機械	96	—	1	—
印刷機械	185	—	225	—
合成樹脂用射出成形機	447	1	499	1
鋳造型機	—	—	10	—
ディーゼルエンジン 及びガソリンエンジン	—	50	—	59
送風機及び排風機	—	34	—	314
走行クレーン	—	21	—	—
計	6,845	1,322	5,673	1,914

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短期間で終了するのが通例ですが、場所に代替性がない上、衝撃力を直接利用する作業があるため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出を義務づけています。

関係法令等に係る建設作業の種類別届出状況

作 業 の 種 類		元年度	2 年度
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	26	29
	2 びょう打機を使用する作業	0	2
	3 さく岩機を使用する作業	331	289
	4 空気圧縮機を使用する作業	151	124
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	4	6
	6 バックホウ（定格出力 80KW 以上）を使用する作業	397	377
	7 トラクターショベル（定格出力 70KW 以上）を使用する作業	19	12
	8 ブルドーザー（定格出力 40KW 以上）を使用する作業	35	57
県民の生活環境の保全等に関する条例	6 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	111	97
	7 コンクリートミキサー等を使用する作業	324	304
	8 コンクリートカッターを使用する作業	310	287
	9 ブルドーザー等を使用する作業	786	733
振動規制法	10 ロードローラー等を使用する作業	496	446
	1 くい打機等を使用する作業	46	43
	2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0
	3 舗装版破砕機を使用する作業	13	9
	4 ブレーカーを使用する作業	374	359
計		3,423	3174

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例による悪臭届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等（15 業種）を定め、毎年度 4 月に市長へ届出を義務づけています。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等数 (令和 2 年度)

施 設 の 種 類		工 場 数 等
畜産 農業	牛 房 施 設	1
	鶏 飼 育	1
	し 尿 処 理 場	1
	ご み 処 理 場	2
	終 末 処 理 場	1
合 計		6

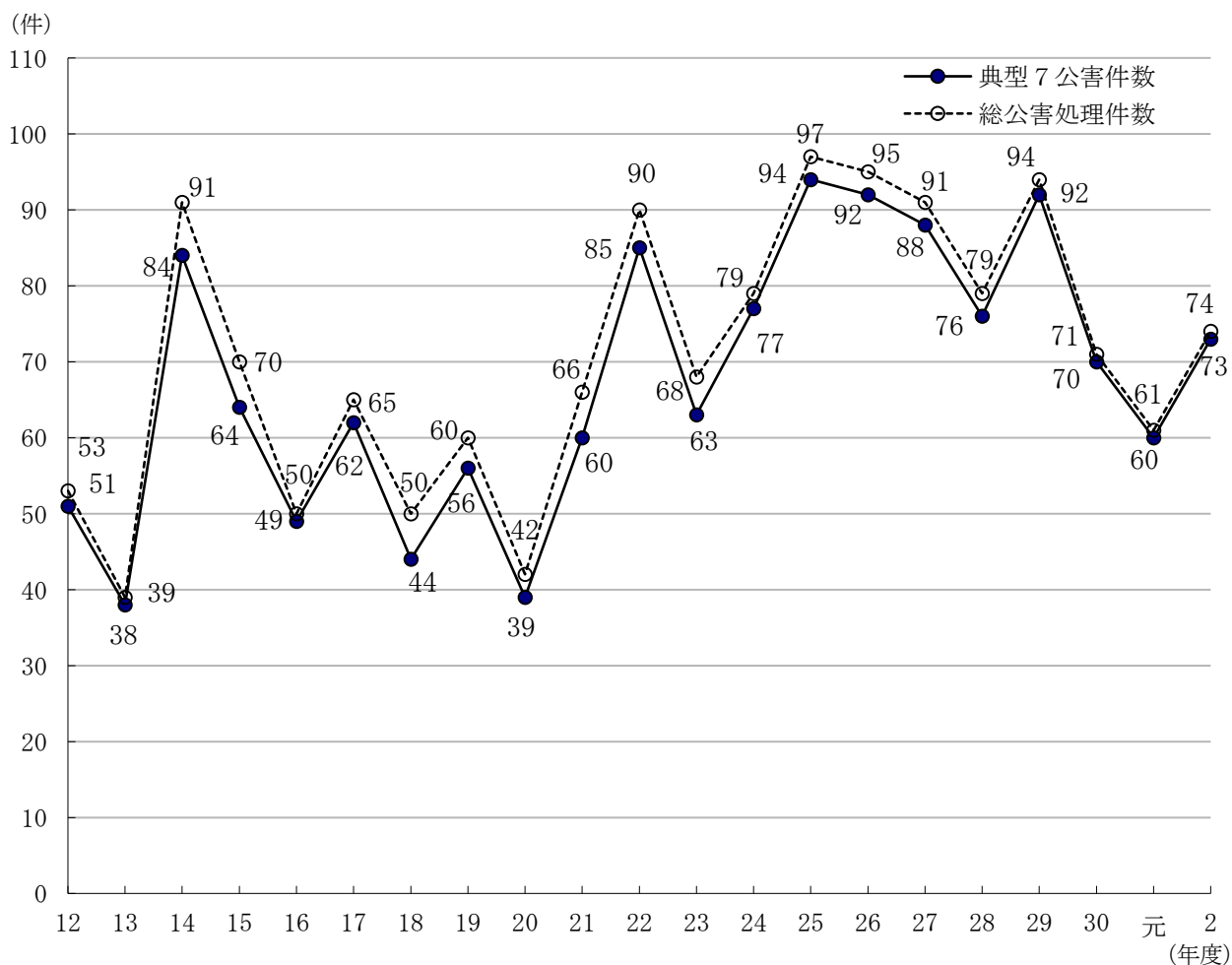
7 公害苦情の状況

令和2年度の公害苦情は、合計74件を受付し処理しました。この数は昨年に比べ13件増加しています。種類別の割合を見ると、水質汚濁が41%と最も多く、続いて騒音が26%、大気汚染が24%、悪臭が7%、振動が1%、その他が1%となります。

一方、用途地域別の割合を見ると、住居系が53%、調整地域が30%、準工業地域が9%、工業地域が1%、商業地域が4%、近隣商業地域が3%となります。

※住居系とは、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の総称。

(1) 公害苦情の推移



(2) 令和2年度公害苦情の発生源・種類別受理件数

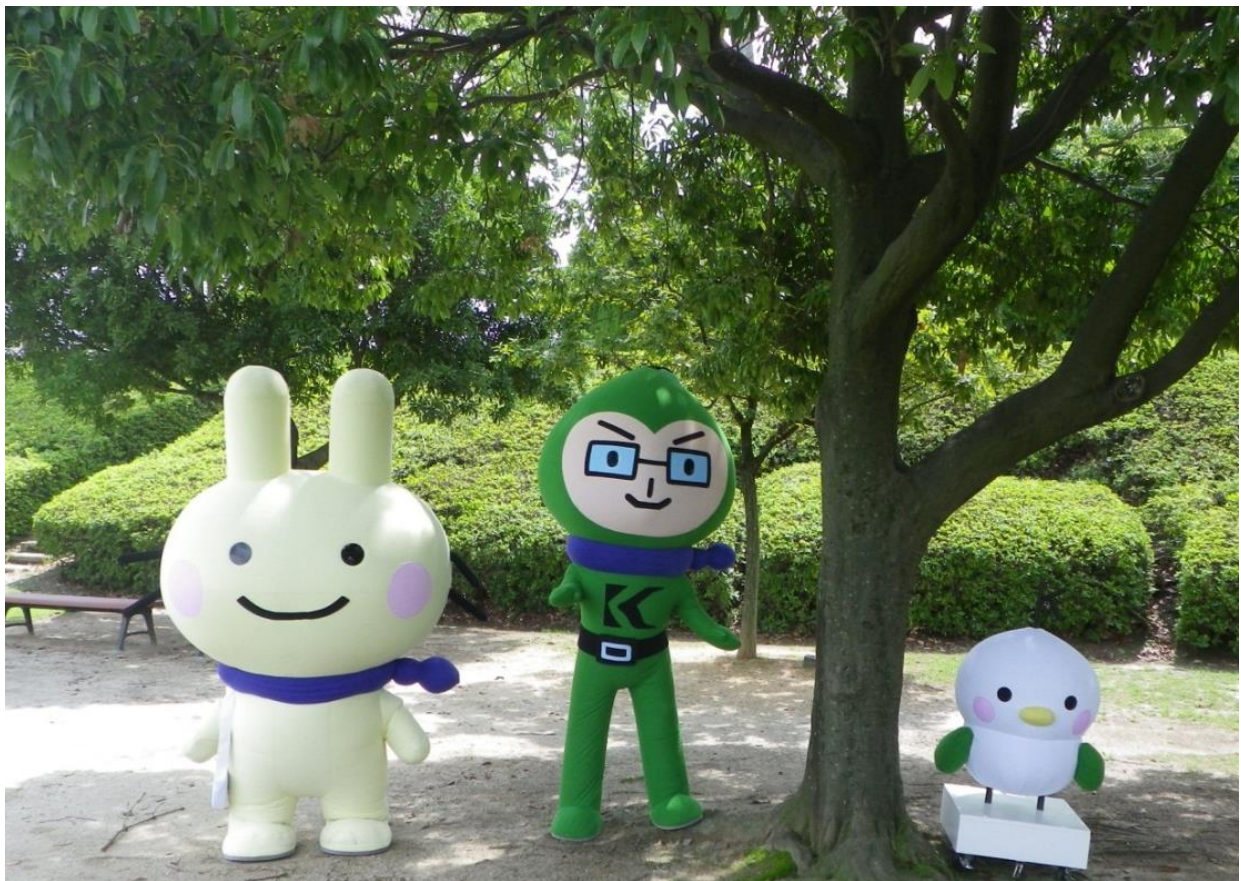
発生源	種類別	典型7公害							計	典型7公害以外の苦情	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
製造事業所											
木材・木製品・家具											
化学工業・石油石炭製品											
鉄鋼・非鉄金属・金属製品											
機械器具											
その他											
修理工場											
建築・土木工事											
下水・清掃事業											
商店・飲食店											
住宅・田畑											
その他											
不明											
合計											

(3) 種類別用途地域別苦情件数

種類	用途地域							合計	
	住居系	近隣商業	商業	準工業	工業	調整	その他	元年度	2年度
大気	8					10		18	18
水質	20	1	1	2		6		19	30
騒音	9	1		4	1	4		15	19
振動	1							2	1
悪臭	1		2	1		1		6	5
その他						1		1	1
合計	39	2	3	7	1	22		61	74



第5章 大気環境



刈谷市環境キャラクター
「ラビたん」と「キー坊」と「エピコ」

第5章 大気環境

1 大気汚染の概要

大気汚染は、主に化石燃料の燃焼等により発生します。その原因物質としては、工場などの重油の燃焼によって発生する硫黄酸化物、工場や自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粉じん、自動車排出ガス中に含まれる一酸化炭素、有機溶剤使用施設や自動車から排出される炭化水素及び太陽の照射を受けて、炭化水素類、窒素酸化物等が化学変化を起こし二次的に発生する光化学オキシダント、物の燃焼などによって発生する $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子である微小粒子状物質などがあります。また、その他では地球温暖化、ダイオキシン類、酸性雨、オゾン層破壊等の問題が取り上げられています。

本市では、酸性雨の調査や工場への立入調査を実施しているほか、愛知県が寿町に大気汚染測定局を設置し、常時監視を行っています。

なお、ダイオキシン類の環境調査結果については、第9章で記載しています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる環境上の条件として定められた基準です。環境基準は行政上の目標となるべきものであり、汚染度の高い地域ではその早期達成が、また、汚染度の低いところではその維持保全が必要となります。

現在設定されている大気汚染に係る環境基準は次のとおりです。

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	1年平均値が $15\mu\text{ g/m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{ g/m}^3$ 以下であること。

2 大気測定結果

(1) 測定項目および測定方法

測定地点	調査機関	測定項目	測定方法
刈谷市寿町	愛知県	窒素酸化物 (NO _x (NO+NO ₂))	オゾンを用いる化学発光法
		浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法
		光化学オキシダント (O _x)	紫外線吸収法
		微小粒子状物質 (PM _{2.5})	β線吸収法
		風向・風速	超音波パルス式
刈谷市役所	刈谷市	酸性雨	1 降水全量採取法

(2) 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂))

二酸化窒素の環境基準

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる 1 日平均値の低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下であること。

ア 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果

二酸化窒素については、測定値は 0.06ppm 未満であり、環境基準に適合しました。

窒素酸化物は、工場からの排出だけでなく、自動車排出ガスの影響を多分に受けているため、個々の自動車に対する排出ガス規制に加えて、物流対策や交通流対策等、総合的施策を推進することが望まれます。そうした中、ハイブリッド自動車や天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車といった低公害車の技術研究が進み、全国で普及が推し進められています。本市では、平成 11 年度から低公害車購入費補助事業、平成 26 年度から超小型電気自動車購入費補助事業、平成 30 年度から 2 つを統合した次世代自動車購入費補助事業を実施しています。また、平成 14 年度から 16 年度まで最新規制適合車早期代替促進費補助事業を実施し、NO_x・PM法の定める排出基準を満たさない自動車の早期の買い換え促進に努めました。

自動車は私達にとって必要度の高いものですが、一人ひとりがエコドライブを心がけることによって、汚染が少なくなるよう努力することも大切です。

イ 二酸化窒素 (NO₂) 経年変化

刈谷市寿町

年度	項目 有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
				(日)	(%)	(日)	(%)			
25	363	8639	0.015	0	0	3	0.8	0.068	0.035	○
26	365	8666	0.015	0	0	2	0.5	0.064	0.035	○
27	366	8687	0.014	0	0	1	0.3	0.055	0.032	○
28	363	8633	0.013	0	0	1	0.3	0.057	0.031	○
29	362	8633	0.013	0	0	0	0	0.057	0.031	○
30	359	8578	0.012	0	0	0	0	0.059	0.030	○
元	364	8685	0.012	0	0	0	0	0.054	0.030	○
2	362	8654	0.011	0	0	0	0	0.051	0.026	○

ウ 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂)) 測定結果

刈谷市寿町

(令和2年度)

物質	項目 有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)
				(日)	(%)	(日)	(%)			
一酸化窒素 (NO)	362	8654	0.002	—	—	—	—	0.062	0.014	—
二酸化窒素 (NO ₂)	362	8654	0.011	0	0	0	0	0.051	0.026	—
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	362	8654	0.012	—	—	—	—	0.095	0.040	86.1

エ 窒素酸化物 (NO_x (NO+NO₂)) 経年変化

刈谷市寿町

(令和2年度)

物質	年度	25	26	27	28	29	30	元	2
		一酸化窒素 (NO)	(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
窒素酸化物 (NO _x (NO+NO ₂))	(ppm)	0.019	0.018	0.018	0.016	0.016	0.014	0.014	0.012
NO ₂ /NO+NO ₂	(%)	80.2	82.0	81.9	81.3	82.5	86.0	83.9	86.1

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の環境基準

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の高い方から2%の範囲にある値を除外した値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果

浮遊粒子状物質については、日平均値が0.10 mg/m³以下であり、環境基準に適合しました。

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、工場の燃焼に伴い発生するすすや自動車の排出ガス、また土壌の飛散などの自然界からも影響を受けています。

イ 浮遊粒子状物質 (SPM) 経年変化

刈谷市寿町

項目 年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(適○・否×)
25	355	8574	0.025	0	0	0	0	0.179	0.060	○	○
26	356	8578	0.023	0	0	0	0	0.133	0.054	○	○
27	362	8683	0.022	0	0	0	0	0.150	0.045	○	○
28	361	8663	0.019	0	0	0	0	0.116	0.042	○	○
29	361	8662	0.017	0	0	0	0	0.132	0.038	○	○
30	361	8667	0.017	0	0	0	0	0.106	0.043	○	○
元	361	8679	0.014	0	0	0	0	0.106	0.037	○	○
2	362	8689	0.013	0	0	0	0	0.089	0.033	○	○

(4) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。

ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

ア 光化学オキシダント (Ox) 測定結果

光化学オキシダントについては、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が53日間あり、環境基準に適合しませんでした。

光化学オキシダントは、自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC(揮発性有機化合物)が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすことにより発生し、白くモヤがかかった『光化学スモッグ』と呼ばれる状態になることがあります。この光化学スモッグは、気温が高くなる4月から10月にかけて、風が弱く日差しの強い日に発生しやすくなります。令和元年度には、刈谷市を含む衣浦区域において、光化学スモッグの緊急時の措置による予報が一度発令されました。

イ 光化学オキシダント (Ox) 経年変化

刈谷市寿町

項目 年度	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間 年平 均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が 0.12ppm以上となった 時間数及び日数とその割合				昼間の 1時間値 最高値	環境基準 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(適○・否×)
25	362	5366	0.032	362	6.7	84	23.2	0	0	0	0	0.100	×
26	365	5379	0.031	366	6.8	80	21.9	0	0	0	0	0.090	×
27	366	5444	0.029	240	4.4	55	15.0	0	0	0	0	0.116	×
28	365	5423	0.031	260	4.8	61	16.7	0	0	0	0	0.102	×
29	362	5309	0.032	334	6.3	73	20.2	0	0	0	0	0.097	×
30	365	5425	0.032	406	7.5	73	20.0	0	0	0	0	0.116	×
元	366	5460	0.033	370	6.8	78	21.3	3	0.1	1	0.3	0.137	×
2	365	5446	0.031	246	4.5	53	14.5	0	0	0	0	0.085	×

ウ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質の環境基準

1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

年間にわたる1日平均値の低い方から98%に相当する値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

ア 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 測定結果

微小粒子状物質については、年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、環境基準に適合しました。

微小粒子状物質は、粒径が2.5 μm 以下の大気中に浮遊する粒子状物質 (Particulate Matter) をいいます。物の燃焼等により発生し、粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるといわれています。これまで調査している浮遊粒子状物質 (粒径が10 μm 以下) に加えて平成21年9月9日に環境基準が設定されました。寿町に設置してある愛知県の大気汚染測定局は、平成25年12月から測定を開始しました。

イ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 経年変化

刈谷市寿町

年度	項目	有効測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		環境基準の 適否 (適○・否×)
					(日)	(%)	
26		360	14.3	36.2	10	2.8	×
27		359	11.8	28.5	0	0	○
28		363	10.9	24.6	1	0.3	○
29		363	11.6	28.3	2	0.6	○
30		361	11.0	28.3	1	0.3	○
元		363	8.5	21.4	0	0	○
2		361	7.5	18.7	0	0	○

ウ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起情報の発令基準

発令区分	発令基準
注意喚起情報	<p>当日、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の日平均値が70$\mu\text{g}/\text{m}^3$超えると予測される とき (条件は下記)</p> <p>(1) 午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が85$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超過したとき</p> <p>(2) 午前5時から正午まで、午前5時から午後1時まで、午前5時から午後2 時まで、午前5時から午後3時まで及び午前5時から午後4時までの各1 時間値の平均値が80$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超過したとき</p>

(6) 酸性雨

雨水の水素イオン濃度（pH）は大気中に含まれる二酸化炭素との平衡により、25℃・1気圧の条件下ではpH5.6程度の弱酸性を示すと言われ、pH5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。pHが1小さくなると、酸性の度合いは10倍強くなります。たとえばpH3.6の酸性雨は、通常の雨より酸性度が100倍強いということになりますが、過去の測定結果からはこれを下回る数値は測定されませんでした。

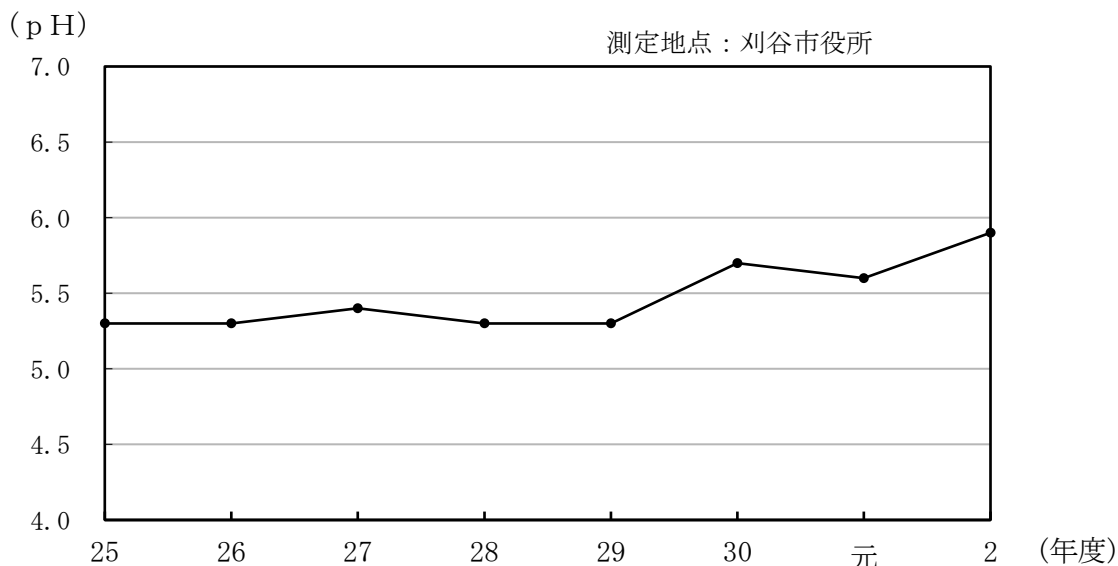
ア 水素イオン濃度（pH）測定結果

刈谷市役所

（令和2年度）

項目 \ 採取月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
水素イオン濃度（pH）	6.1	5.5	6.5	6.0	6.0	5.8	5.5	6.6	6.1	5.7	5.3	5.5	5.9

イ 水素イオン濃度（pH）経年変化



刈谷市役所

項目 \ 年度	25	26	27	28	29	30	元	2
水素イオン濃度（pH）	5.3	5.3	5.4	5.3	5.3	5.7	5.6	5.9



第6章 水環境



水生生物調査（森前川）

第6章 水環境

1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭等から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及び他の物質が河川等に流入し、水の本来の状態でなくなることを言います。

本市では、水質汚濁状況を把握するため、中小河川水質調査、洲原池水質調査等を実施し、水質汚濁の防止を図るため、各種啓発活動、工場への立入調査を実施しています。中小河川においては、10地点でpH、BOD、DO、SS、COD、全窒素、全リン、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、全クロム、銅、亜鉛、フッ素、油分、砒素の他にも農薬、有機溶剤等を測定しています。洲原池においては、年4回pH、DO、SS、COD、クロロフィルa、全窒素、全リン等を測定しています。境川、逢妻川、猿渡川の主要三河川については、愛知県が調査を行っています。

また、各物質の測定に加え、水生生物調査による河川の水質評価も行っています。

(1) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河川のBOD等に係る水質環境基準

項目 刈谷市における該当水域	類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
—	AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
—	A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
・境川全域 ・逢妻川下流 { 国道155号 境大橋より下流 }	B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
・逢妻川上流 { 国道155号 境大橋より上流 }	C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
—	D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
—	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 刈谷市に おける該当水域	類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※1		
			全亜鉛	ノニル フェノール	LAS※2
—	生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
—	生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
境川(全域) 逢妻川(全域) 猿渡川(全域)	生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
—	生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

※1 基準値は年間平均値

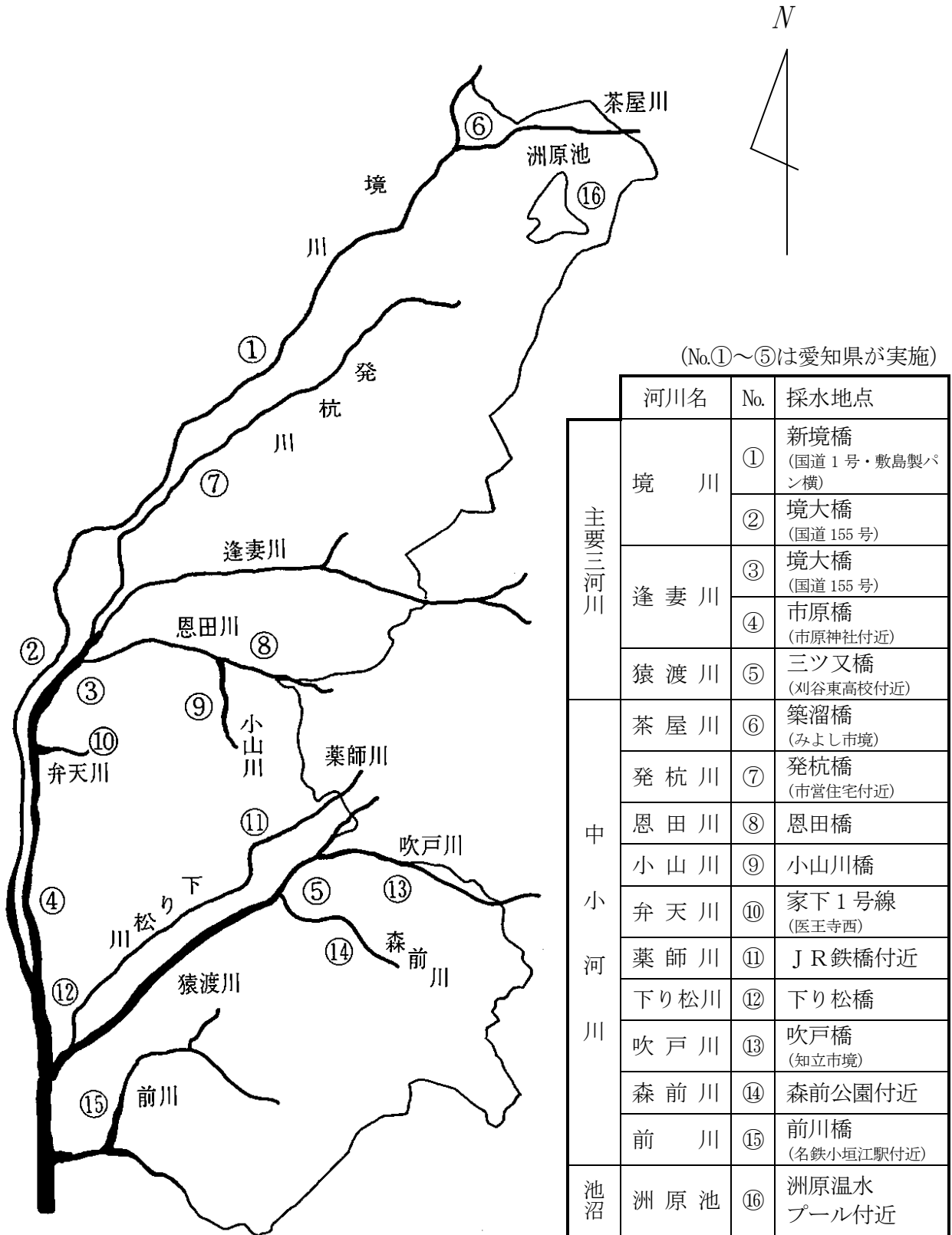
※2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

用語解説

<p>BOD (生物化学的酸素要求量) 河川の水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいほどその水質は悪い。</p> <p>COD (化学的酸素要求量) 湖沼、海域等の水中有機物などの量を、その酸化分解のために過マンガン酸カリウム等酸化剤が必要とする酸素の量で表したものの。値が大きいほどその水質は悪い。</p> <p>BOD (COD) の環境基準の適合状況の評価方法 河川のBOD (生物化学的酸素要求量) や湖沼及び海域のCOD (化学的酸素要求量) の環境基準の達成状況については、環境基準点における75%水質値により評価する。</p> <p>75%水質値 年間の日間平均値の全データ (n 個) をその値の小さいものから順に並べた時、$0.75 \times n$ (整数でない場合は直近上位の整数) 番目にくるデータの値。</p> <p>DO (溶存酸素量) 水中に溶けている酸素の量を表す。溶存酸素量は水温、気圧、塩分などに影響を受け、汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いため溶存酸素量は少なくなる。水中の酸素は普通 15℃で 10mg/ℓ。なお、魚はDOが永続して 4~5mg/ℓ 以下になると、生息できないといわれている。</p> <p>SS (浮遊物質) 水中に懸濁している物質のことで、ろ過して捕集し、乾燥して重量を量る。</p>
--

2 水質測定結果

(1) 水質測定地点



(2) 主要3河川の水質測定結果

主要3河川の水質測定結果について、河川における代表的な汚濁の指標であるBODで見ると、逢妻川上流（境大橋）、猿渡川（三ツ又橋）の地点で環境基準を達成し、境川上流（新境橋）、境川下流（境大橋）、逢妻川下流（市原橋）では達成しませんでした。また、人の健康の保護に関する環境基準については全地点で環境基準を達成し、水生生物の保全に係る水質環境基準については逢妻川の全亜鉛を除き環境基準を達成しました。

ア 月別測定値

境川上流（①新境橋）

(mg/l)

項目 \ 月	2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	平均
BOD	1.9	3.0	2.0	1.6	2.1	1.3	2.0	2.0	2.3	6.2	2.4	3.1	2.5
DO	14	9.6	8.4	7.9	9.7	9.3	9.5	11	11	12	11	11	10.4
SS	2	20	8	11	3	4	3	2	2	2	13	15	7

境川下流（②境大橋）

(mg/l)

項目 \ 月	2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	平均
BOD	1.3	1.2	1.6	1.3	1.3	2.3	1.2	1.6	1.2	3.2	1.6	3.6	1.8
DO	9.6	6.1	6.6	8.0	7.2	7.8	6.8	9.7	9.5	11	8.7	10	8.4
SS	3	16	19	10	3	9	4	2	1	2	9	20	8

逢妻川上流（③境大橋）

(mg/l)

項目 \ 月	2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	平均
BOD	1.7	1.3	2.2	1.0	1.1	2.1	1.2	2.4	1.3	2.6	2.0	4.9	2.0
DO	9.5	5.3	8.2	7.2	6.5	7.7	4.3	7.3	6.8	7.8	7.2	7.9	7.1
SS	9	9	19	8	3	19	6	2	1	4	18	18	10

逢妻川下流（④市原橋）

(mg/l)

項目 \ 月	2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	平均
BOD	3.6	0.6	1.7	1.3	2.6	2.9	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3	2.4	1.8
DO	7.8	6.4	5.0	6.7	6.4	4.7	4.8	6.1	6.6	8.0	8.8	8.3	6.6
SS	25	16	15	11	9	21	6	6	5	2	27	28	14

猿渡川（⑤三ツ又橋）

(mg/l)

項目 \ 月	2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	平均
BOD	2.1	3.2	3.0	2.5	1.4	1.0	1.0	0.8	1.2	2.0	1.7	1.5	1.8
DO	7.5	7.2	7.1	7.5	6.5	6.3	5.9	6.6	7.5	8.4	8.4	6.2	7.1
SS	31	77	79	72	9	7	8	5	5	4	12	6	26

イ 経年変化

境川上流 (①新境橋)

項目	年度	27	28	29	30	元	2
pH		7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.5
BOD		4.9	2.2	3.5	3.9	2.7	2.4
		3.4	1.8	2.6	2.9	2.2	2.5
COD		7.2	6.2	6.5	6.7	6.0	6.6
SS		8	5	7	7	6	7
DO		9.4	9.6	9.5	9.5	9.7	10
全亜鉛		0.015	0.013	0.018	0.014	0.016	0.015
ノニル フェノール		<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006
LAS		0.0039	0.0039	0.0039	0.0063	0.0047	0.0027
油分		ND	ND	ND	ND	0.5	ND
全窒素		2.6	2.4	2.8	2.5	2.5	2.2
全リン		0.24	0.17	0.18	0.21	0.17	0.19

境川下流 (②境大橋)

項目	年度	27	28	29	30	元	2
pH		7.3	7.2	7.3	7.2	7.3	7.3
BOD		2.2	2.3	2.6	2.5	1.7	1.6
		2.7	2.1	2.1	2.2	1.5	1.8
COD		7.0	6.2	6.6	6.5	5.6	6.1
SS		9	8	6	7	5	8
DO		8.6	8.2	8.5	8.1	8.2	8.4
全亜鉛		0.028	0.028	0.030	0.025	0.029	0.027
ノニル フェノール		<0.00 006	<0.00 006	0.00 007	<0.00 006	<0.00 006	0.00 006
LAS		0.0039	0.0042	0.0056	0.0050	0.0036	0.0028
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.7	2.6	2.8	2.5	2.4	2.3
全リン		0.22	0.20	0.21	0.22	0.18	0.19

逢妻川上流 (③境大橋)

項目	年度	27	28	29	30	元	2
pH		7.3	7.3	7.3	7.0	7.1	7.1
BOD		4.9	2.2	3.5	2.4	1.8	2.2
		3.4	1.8	2.6	2.2	1.5	2.0
COD		7.2	6.2	6.5	5.5	5.2	5.8
SS		8	5	7	10	10	10
DO		9.4	9.6	9.5	7.3	7.7	7.1
全亜鉛		0.054	0.062	0.066	0.073	0.057	0.040
ノニル フェノール		<0.00 006	0.00 006	0.00 006	0.00 007	0.00 007	0.00 006
LAS		0.0089	0.0073	0.0067	0.0062	0.0056	0.0043
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.6	2.4	2.8	2.8	2.8	3.0
全リン		0.24	0.17	0.18	0.24	0.17	0.20

逢妻川下流 (④市原橋)

項目	年度	27	28	29	30	元	2
pH		7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3
BOD		2.2	2.3	2.6	2.1	1.8	2.4
		2.7	2.1	2.1	1.9	1.5	1.8
COD		7.0	6.2	6.6	5.7	4.9	5.6
SS		9	8	6	15	9	14
DO		8.6	8.2	8.5	7.2	7.0	6.6
全亜鉛		0.039	0.034	0.041	0.051	0.044	0.034
ノニル フェノール		<0.00 006	<0.00 006	0.00 006	0.00 006	0.00 006	<0.00 006
LAS		0.0077	0.0064	0.0049	0.0045	0.0034	0.0052
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.7	2.6	2.8	2.4	2.4	2.2
全リン		0.22	0.20	0.21	0.24	0.17	0.19

猿渡川 (⑤三ツ又橋)

項目	年度	27	28	29	30	元	2
pH		7.3	7.3	7.3	7.2	7.4	7.2
BOD		4.9	2.2	3.5	3.0	2.2	2.1
		3.4	1.8	2.6	2.3	2.0	1.8
COD		7.2	6.2	6.5	5.4	4.6	5.6
SS		8	5	7	21	16	26
DO		9.4	9.6	9.5	8.5	7.1	7.1
全亜鉛		0.023	0.027	0.021	0.023	0.027	0.022
ノニル フェノール		0.00 009	0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006	<0.00 006
LAS		0.017	0.021	0.024	0.015	0.016	0.013
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.6	2.4	2.8	2.6	2.2	2.2
全リン		0.24	0.17	0.18	0.24	0.20	0.23

※単位はpH以外mg/l

※NDは定量限界以下を示す。

※BODは 上段 75%水質値
下段 平均値

(3) 洲原池の水質測定結果

ア 洲原池の概要

洲原池は、本市の北部丘陵地、洲原公園内に位置する本市で一番大きな池です。

- ・目的 かんがい用ため池
- ・広さ 160,000 m²
- ・水量 約 250,000 トン
- ・水深 約 1.5m (平均)

イ 測定値及び経年変化

洲原池 (⑩洲原温水プール付近)

項目	年度	29年度	30年度	元年度	2年	2年	2年	3年	2年度
		平均	平均	平均	5月	8月	11月	2月	平均
pH		8.6	8.5	7.3	7.8	7.9	8.1	7.9	7.9
COD	(mg/ℓ)	13	22	8.4	7.5	9.2	13	13	10.7
溶解性COD	(mg/ℓ)	9.0	10	8.1	7.4	7.4	8.6	10	8.4
SS	(mg/ℓ)	16	40	6	2	5	12	8	7
DO	(mg/ℓ)	9.4	11	9.2	9.9	8.6	11	12	10.4
全窒素	(mg/ℓ)	1.3	2.1	0.71	0.47	1.1	1.1	1.1	0.9
溶解性全窒素	(mg/ℓ)	0.44	1.5	0.67	0.42	0.64	0.53	0.96	0.64
全リン	(mg/ℓ)	0.077	0.18	0.055	0.033	0.074	0.11	0.083	0.075
溶解性全リン	(mg/ℓ)	0.009	0.12	0.029	0.019	0.031	0.018	0.024	0.023
クロロフィル a	(mg/m ³)	138	89	20	6	86	70	42	51

(4) 中小河川の水質測定結果

市内を流れる主な中小河川の水質測定結果を見ると、改善傾向が見られる河川もありますが、まだ汚濁度の高い河川もあり、宅地化に伴う生活排水による影響が見られます。

また、自己流量の少ない中小河川では生活排水の影響を受け易く、基本的には下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進などの対策が必要と思われます。また一般家庭では、食べ残し、調理くず及び使用済みの食用油を流さないこと、洗剤の適正な使用、浄化槽の適正な管理等が大切です。

本市においては、生活排水対策として水生生物調査、環境講座、リーフレット及び市民だより等による啓発活動を推進しています。

ア 測定値及び経年変化

次ページ以降に各中小河川の結果を掲載しています。

数値について、油分 0.5 未満、全シアン 0.1 未満、アルキル水銀 0.0005 未満及びPCB 0.0005 未満については、「ND (不検出)」と記載しています。また、数値の各単位はpH以外mg/ℓとなっています。

茶屋川 (⑥築溜橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.1	7.2	7.3	7.3	7.1	7.2	7.3	7.2
BOD		2.7	3.0	3.4	2.5	3.0	3.1	3.3	3.0
COD		5.7	6.3	6.0	8.9	4.4	4.6	5.5	5.9
SS		13	19	14	32	4	9	20	16
DO		9.6	9.5	9.8	8.3	9.7	11	11	10
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		3.0	3.5	2.5	2.3	1.4	3.7	3.4	2.7
全リン		0.15	0.17	0.19	0.27	0.17	0.19	0.22	0.21
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		0.11	0.13	0.13	—	0.13	—	0.08	0.11
ほう素		0.02	0.03	0.02	—	0.02	—	<0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		0.015	0.004	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.034	0.031	0.029	—	0.008	—	0.026	0.017
溶解性鉄		0.21	0.21	0.01	—	<0.01	—	0.04	0.03
溶解性マンガン		0.05	0.05	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

発杭川 (⑦発杭橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.2	7.4	7.2	7.2	7.1	7.0	7.2	7.1
BOD		2.7	2.8	4.6	4.2	1.3	1.9	3.0	2.6
COD		6.0	6.3	8.9	10	4.0	4.4	6.0	6.1
SS		11	21	27	52	5	7	17	20
DO		7.5	9.7	8.9	7.0	7.4	5.7	6.3	6.6
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		3.3	3.5	2.5	2.4	1.0	2.5	2.8	2.2
全リン		0.19	0.26	0.32	0.36	0.16	0.20	0.22	0.24
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		0.11	0.14	0.19	—	0.15	—	0.14	0.15
ほう素		0.04	0.05	0.05	—	0.03	—	0.06	0.05
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.006	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.024	0.033	0.033	—	0.007	—	0.033	0.020
溶解性鉄		0.28	0.29	0.02	—	<0.01	—	0.03	0.02
溶解性マンガン		0.13	0.08	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

恩田川 (㊸恩田橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.3	7.3	7.2	7.4	7.4	7.0	7.1	7.2
BOD		2.4	1.6	2.7	0.7	0.5	0.5	1.5	0.8
COD		4.3	3.5	4.9	3.4	1.6	3.3	4.2	3.1
SS		5	6	6	9	2	1	2	4
DO		10.5	8.6	9.5	9.9	9.2	8.1	10	9.3
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.1	2.1	0.69	0.48	2.8	3.6	1.9
全リン		0.11	0.11	0.11	0.070	0.042	0.17	0.18	0.12
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	0.10	0.09	—	<0.08	—	0.08	0.08
ほう素		0.02	0.02	0.03	—	<0.02	—	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.003	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.023	0.019	0.016	—	0.003	—	0.15	0.077
溶解性鉄		0.15	0.21	0.03	—	0.01	—	0.05	0.03
溶解性マンガン		0.02	0.03	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

小山川 (㊟小山川橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		8.1	8.2	8.3	7.9	7.5	8.2	7.3	7.7
BOD		1.3	1.0	1.5	1.2	2.0	0.7	1.1	1.3
COD		2.9	2.3	6.8	3.0	1.6	3.1	2.8	2.6
SS		2.3	2	1	2	4	1	<1	2
DO		11.7	13	13	11	9.3	16	16	13.1
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		1.6	1.6	1.5	0.65	0.48	1.8	2.6	1.4
全リン		0.09	0.070	0.082	0.055	0.031	0.061	0.15	0.074
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.0002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	0.09	<0.08	—	0.08	—	<0.08	0.08
ほう素		0.03	<0.02	0.02	—	0.05	—	<0.02	0.04
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.001	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.046	0.013	0.007	—	0.009	—	0.028	0.019
溶解性鉄		0.16	0.13	0.02	—	<0.01	—	0.04	0.03
溶解性マンガン		0.03	0.02	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

弁天川 (⑩家下1号線)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.2	7.3	7.2	7.4	7.2	7.0	7.3	7.2
BOD		0.7	1.0	1.0	1.3	1.1	1.0	1.8	1.3
COD		2.7	2.9	2.4	3.3	2.3	2.7	2.9	2.8
SS		9	6	2	6	1	1	2	3
DO		8.5	7.7	8.2	8.3	6.3	6.5	11	8.0
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		1.6	2.1	1.49	0.60	0.67	2.3	1.9	1.37
全リン		0.04	0.076	0.044	0.045	0.041	0.062	0.071	0.055
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	0.18	0.12	—	<0.08	—	0.25	0.17
ほう素		0.05	0.27	0.10	—	<0.02	—	0.36	0.19
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.004	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.005	0.021	0.007	—	0.003	—	0.010	0.007
溶解性鉄		0.08	0.10	0.02	—	<0.01	—	0.01	0.01
溶解性マンガン		0.01	0.04	<0.01	—	<0.01	—	0.06	0.04
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

薬師川 (⑪JR鉄橋付近)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.5	7.9	7.7	7.6	8.3	7.4	7.5	7.7
BOD		2.8	2.4	1.8	1.9	0.5	4.3	3.6	2.6
COD		7.3	7.4	6.2	7.6	3.3	5.2	12	7.0
SS		4	3	3	4	1	1	3	2
DO		10.1	11	11.3	11	12	9.5	10	10.6
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		4.0	5.7	8.2	4.2	2.2	5.5	9.5	5.4
全リン		0.30	0.32	0.30	0.30	0.26	0.50	0.60	0.42
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	0.03	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		0.0008	<0.001	<0.0005	—	—	—	0.0011	0.0011
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		0.12	0.27	0.39	—	0.12	—	0.29	0.21
ほう素		0.05	0.08	0.04	—	0.02	—	0.23	0.13
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		0.015	0.016	0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.16	0.087	0.056	—	0.18	—	0.10	0.14
溶解性鉄		0.42	0.19	0.05	—	0.02	—	0.13	0.08
溶解性マンガン		0.08	0.08	0.05	—	<0.01	—	0.01	0.01
総クロム		0.03	0.04	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

下り松川 (⑫下り松橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.2	7.3	7.2	7.2	7.8	7.2	7.2	7.4
BOD		1.6	2.5	3.6	4.0	1.6	2.1	2.2	2.5
COD		4.6	5.1	5.7	7.8	2.8	4.6	3.3	4.6
SS		5	8	7	15	9	15	3	11
DO		7.9	8.6	6.1	4.9	10	7.7	8.0	7.7
油分		ND	ND	0.2	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		5.2	4.3	4.8	3.2	1.9	2.3	2.5	2.5
全リン		0.11	0.18	0.24	0.27	0.20	0.14	0.11	0.18
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	0.002	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		0.27	0.14	0.42	—	0.26	—	0.43	0.35
ほう素		0.04	0.04	0.03	—	0.02	—	0.02	0.02
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.010	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.12	0.32	0.17	—	0.038	—	0.10	0.069
溶解性鉄		0.15	0.13	0.02	—	<0.01	—	0.10	0.06
溶解性マンガン		0.08	0.07	<0.01	—	<0.01	—	0.05	0.03
総クロム		0.015	0.01	0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

吹戸川 (⑬吹戸橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.1	7.3	7.3	7.1	7.6	7.0	7.2	7.2
BOD		3.8	5.6	3.4	6.8	1.8	4.8	4.9	4.6
COD		6.3	6.2	6.0	9.7	3.4	6.2	8.8	7.0
SS		8	10	12	16	10	7	4	9
DO		9.6	9.3	8.5	6.5	8.2	5.8	8.0	7.1
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.8	2.8	2.1	1.9	1.0	3.5	4.9	2.8
全リン		0.26	0.24	0.21	0.30	0.17	0.29	0.42	0.30
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	<0.08	0.09	—	<0.08	—	<0.08	<0.08
ほう素		0.02	0.02	<0.02	—	<0.02	—	0.02	0.02
1,4-ジオキサソ		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.006	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.0075	0.023	0.010	—	0.004	—	0.016	0.010
溶解性鉄		0.26	0.36	0.01	—	0.01	—	0.04	0.03
溶解性マンガン		0.03	0.04	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

森前川 (⑭森前公園付近)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.1	7.3	7.1	7.3	7.5	7.0	7.0	7.2
BOD		1.6	2.0	2.0	1.7	0.9	1.3	2.3	1.6
COD		3.9	3.5	4.0	4.1	1.6	2.8	4.2	3.2
SS		3	3	3	15	3	<1	<1	5
DO		8.6	9.1	8.1	9.2	8.5	6.7	7.1	7.9
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		4.2	3.5	3.9	1.0	0.84	3.0	4.2	2.3
全リン		0.19	0.17	0.18	0.10	0.072	0.11	0.21	0.12
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	0.02	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		<0.08	0.10	0.12	—	<0.08	—	0.08	0.08
ほう素		0.34	0.57	0.51	—	<0.02	—	0.19	0.11
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.005	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.012	0.019	0.013	—	0.002	—	0.025	0.014
溶解性鉄		0.19	0.10	0.02	—	0.01	—	0.03	0.02
溶解性マンガン		0.01	0.02	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
総クロム		0.015	0.02	0.04	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

前川 (⑮前川橋)

項目	年度	29年度 平均	30年度 平均	元年度 平均	2年 5月	2年 8月	2年 11月	3年 2月	2年度 平均
pH		7.3	7.4	7.1	7.1	7.5	7.2	7.0	7.2
BOD		2.0	3.1	2.2	1.5	1.5	1.6	2.5	1.8
COD		4.3	5.9	4.7	6.6	2.8	3.9	4.5	4.5
SS		15.3	17	10	25	11	6	39	20
DO		7.6	9.0	7.6	7.1	8.4	6.1	9.8	7.9
油分		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素		2.3	2.9	2.1	1.5	0.90	2.7	3.4	2.1
全リン		0.20	0.18	0.19	0.23	0.13	0.19	0.46	0.25
カドミウム		<0.0005	<0.0003	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
全シアン		ND	ND	ND	—	ND	—	ND	ND
鉛		<0.005	0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.001	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005
アルキル水銀		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
PCB		ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.003	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.001	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.001	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002
ふっ素		0.18	0.23	0.18	—	0.11	—	0.26	0.19
ほう素		0.59	0.50	0.30	—	0.02	—	0.41	0.22
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005
有機リン		<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1
銅		<0.01	0.003	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01
全亜鉛		0.013	0.014	0.010	—	0.003	—	0.017	0.010
溶解性鉄		0.04	0.10	<0.01	—	0.01	—	0.44	0.23
溶解性マンガン		0.05	0.04	0.02	—	<0.01	—	0.08	0.05
総クロム		0.025	<0.01	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	<0.01

3 生活排水対策としての下水道整備

水質汚濁防止の担い手として下水道にかかる期待は大きく、特に本市のように水質汚濁源として生活排水が占める割合が大きな地域にとって、下水道整備が水質汚濁の防止を図る上で最も有効な手段と考えられています。

(1) 刈谷市の下水道整備について

本市の公共下水道整備事業は、昭和 28 年度に下水道建設に着手して以来、境川流域下水道関連公共下水道として推進してきました。昭和 63 年度に境川浄化センター第 1 期工事が竣工し、平成元年 4 月より旧市街地の一部の地域の供用が開始され、令和 2 年度末現在の普及率は 93.0%となっています。今後も下水道整備の拡大に伴い、公共用水域の水環境は向上するものと思われま

(2) 境川流域下水道の普及状況

市町村名	処理区域面積 (h a)		処理区域人口 (人)		令和 2 年度普及率 (%)
	令和元年度末	令和 2 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
刈谷市	2,246	2,252	141,611	141,927	93.0
安城市	744	748	55,007	55,051	89.1
知立市	667	678	48,953	49,472	68.4
豊田市	1,483	1,501	90,310	90,024	76.7
みよし市	928	928	48,778	48,940	79.9
豊明市	707	707	51,225	51,077	74.2
東郷町	523	527	35,807	36,247	82.4
大府市	1,288	1,297	77,709	78,264	84.3
東浦町	236	236	13,446	13,604	81.5
7市2町	8,822	8,874	562,846	564,606	

(3) 終末処理場

境川浄化センター	敷地面積	約 322,991 m ³
	処理能力	365,639m ³ /日
	排除方式	分流式 (一部合流)
	処理方法	凝集剤添加硝化脱窒法
	放流先	衣浦港 (環境基準C-口)

4 水生生物による水質調査の概要

(1) 調査の目的

水生生物による水質調査は水質評価の新しい手法として全国的に広く実施されています。

水生生物とは水中に生活する生物をいいます。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生息しています。これらの水生生物は、水質の影響を受け、水質の程度に応じた生物が生育するようになります。水生生物調査はこの現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることにより、身近な水辺への触れ合いを深めると同時に、水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的として実施されています。

また、平成 18 年度より環境教育実践事業において、小学生を対象とした水生生物調査を実施しています。

(2) 調査の概要と活動内容

環境省作成の「全国水生生物調査実施要領」に基づき、水生生物を指標とした水質調査を実施しました。なお、実践活動の参加者には、参考資料として、水生生物による水質の調査法の冊子のほか、指標生物をカラー印刷した下敷を配布しました。

ア 調査河川の概要

- ・ 森前川…河川延長 2,200m

刈谷市の南部を流れる中小河川で、主要河川猿渡川の支流。

- ・ 折戸川…河川延長 150m

刈谷市の南部を流れる中小河川で、主要河川前川の支流。

イ 調査方法

環境省の全国水生生物調査実施要領に基づいて調査を行います。

ウ 水質階級と指標生物の生息範囲

採取して名前が判明した生物の水質階級を調べるには、表-1 と照合し、その生物が生息していた河川の水質の状態を判定します。

エ まとめ

令和 2 年度の調査結果については、森前川ではきれいな水、折戸川では指標生物が見つからなかったため測定不能となりました。

参加者は水に親しみながら熱心に調査し、水生生物による調査結果などから河川の水質浄化に対する意識を一層高めることができました。

表-1 指標生物及び調査結果

実施河川名		森前川			折戸川	
実施地点		森前公園付近			小垣江公園付近	
実施機関名		双葉小学校			小垣江東小学校	
実施年月日		R2. 10. 13	R2. 10. 14	R2. 10. 21	R2. 10. 16	
水質階級及び指標生物の出現頻度	きれいな水	1 アミカ類				
		2 ナミウズムシ				
		3 カワゲラ類				
		4 サワガニ	●		●	
		5 ナガレトビケラ類		●		
		6 ヒラタカゲロウ類				
		7 ブユ類				
		8 ヘビトンボ				
		9 ヤマトビケラ類		●		
		10 ヨコエビ類	●			
	ややきれいな水	11 イシマキガイ				
		12 オオシマトビケラ				
		13 カワニナ類				
		14 ゲンジボタル				
		15 コオニヤンマ		●		
		16 コガタシマトビケラ類				
		17 ヒラタドロムシ類				
		18 ヤマトシジミ				
	きたない水	19 イソコツブムシ類				
		20 タニシ類				
		21 ニホンドロソコエビ				
		22 シマイシビル				
		23 ミズカマキリ			●	
		24 ミズムシ				
	とてもきたない水	25 アメリカザリガニ				
		26 エラミミズ				
		27 サカマキガイ				
		28 ユスリカ類				
		29 チョウバエ類				
水質階級の判定		I	I	I	判定不能	

※●多く出現した指標生物

第7章 騒音・振動



騒音測定

第7章 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

(1) 騒音

騒音とは、工場、建設作業及び道路交通等から発生する音で、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」、「無い方がよい音」と呼ばれているもので、飲食店などの営業にともなう深夜騒音、拡声機を使用する商業宣伝放送などからの音や、一般家庭から生じる騒音（生活騒音）も含まれます。

騒音による影響は、騒音の性質（大きさ、高さ、持続時間等）、その人が行っている作業内容、生活環境、個人的状態（年齢、性別、性格）、心身の状態などに大きく左右されます。

本市では、市内の騒音の実体を把握するため、環境騒音調査、交通騒音調査を行うほか、必要に応じて工場騒音調査及び建設作業騒音調査等を実施しています。

環境騒音については、主に道路に面しない地域で時間帯ごとの騒音の変化を調べる環境騒音調査を13地点で実施しています。

交通騒音については、国道1号、国道155号及び市内の主要幹線道路沿線で騒音状況把握のため8地点で実施しています。

工場・事業場の騒音について規制の対象となるのは、特定施設を設置している工場・事業場です。これらの工場・事業場は敷地境界における許容限度（規制基準）が定められており、特定施設の設置者には遵守義務が課せられています。本市においては、工場・事業場の立入調査を行い、建築確認時においても規制基準を遵守するよう指導しています。

カラオケ騒音については、「営業時間の制限又は音響機器の使用時間の制限」、「音量の規制基準の設定」に加えて「利用者の責務」があり、営業者による防音対策の実施に加えて、深夜の飲食店等を利用する一人ひとりの良識ある行動が必要です。

一般家庭の生活騒音につきましては、私達一人ひとりのモラルやマナーによるところが非常に大きいと思われます。隣近所の人と協力してお互いに迷惑をかけないように努力することが重要です。

(2) 振動

振動とは、工場・事業場の活動、建設作業及び交通機関の運行等により人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることによって物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えたりするものをいいます。

振動による影響は、個人差はありますが、感覚的、心理的な部分が大きく関係します。また、建物については、「襖や障子ががたつく」、「壁に亀裂が入る」、「瓦がずれる」等の物的被害が生じることがあります。

振動と騒音は、影響の及ぶ範囲や人の健康への影響などの点で類似した特性があり、同一発生源から同時に発生する場合が多いため、必要に応じて騒音と併せて調査測定を実施しています。

2 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

(1) 用途地域による地域の区分

記号	地域の区分	用途地域
A	専ら住居の用に供される地域	1種低住、2種低住、1種中住、2種中住
B	主として住居の用に供される地域	1種住居、2種住居、準住居、調整
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業、商業、準工、工業

(2) 騒音に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間:午前6時 ～午後10時	夜間:午後10時 ～午前6時
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 d B以下	65 d B以下
上記以外の空間			
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B以下	55 d B以下
	上記以外の地域	55 d B以下	45 d B以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 d B以下	60 d B以下
	上記以外の地域	55 d B以下	45 d B以下
C	車線を有する道路に面する地域	65 d B以下	60 d B以下
	上記以外の地域	60 d B以下	50 d B以下

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 自動車騒音の限度(要請限度)

地域の区分		基準値	
		昼間:午前6時 ～午後10時	夜間:午後10時 ～午前6時
A及びB	1車線を有する道路に面する区域	65 d B	55 d B
A	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 d B	65 d B
B	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 d B	70 d B
C	車線を有する道路に面する区域		

(4) 道路交通振動の限度(要請限度)

地域の区分		基準値	
		昼間:午前7時 ～午後8時	夜間:午後8時 ～午前7時
A及びB(調整区域を除く)		65 d B	60 d B
C及び調整区域		70 d B	65 d B

(5) 新幹線鉄道に係る環境基準

地域の区分	基準値
A及びB	70 d B
C	75 d B

参考資料1 音の大きさのめやす

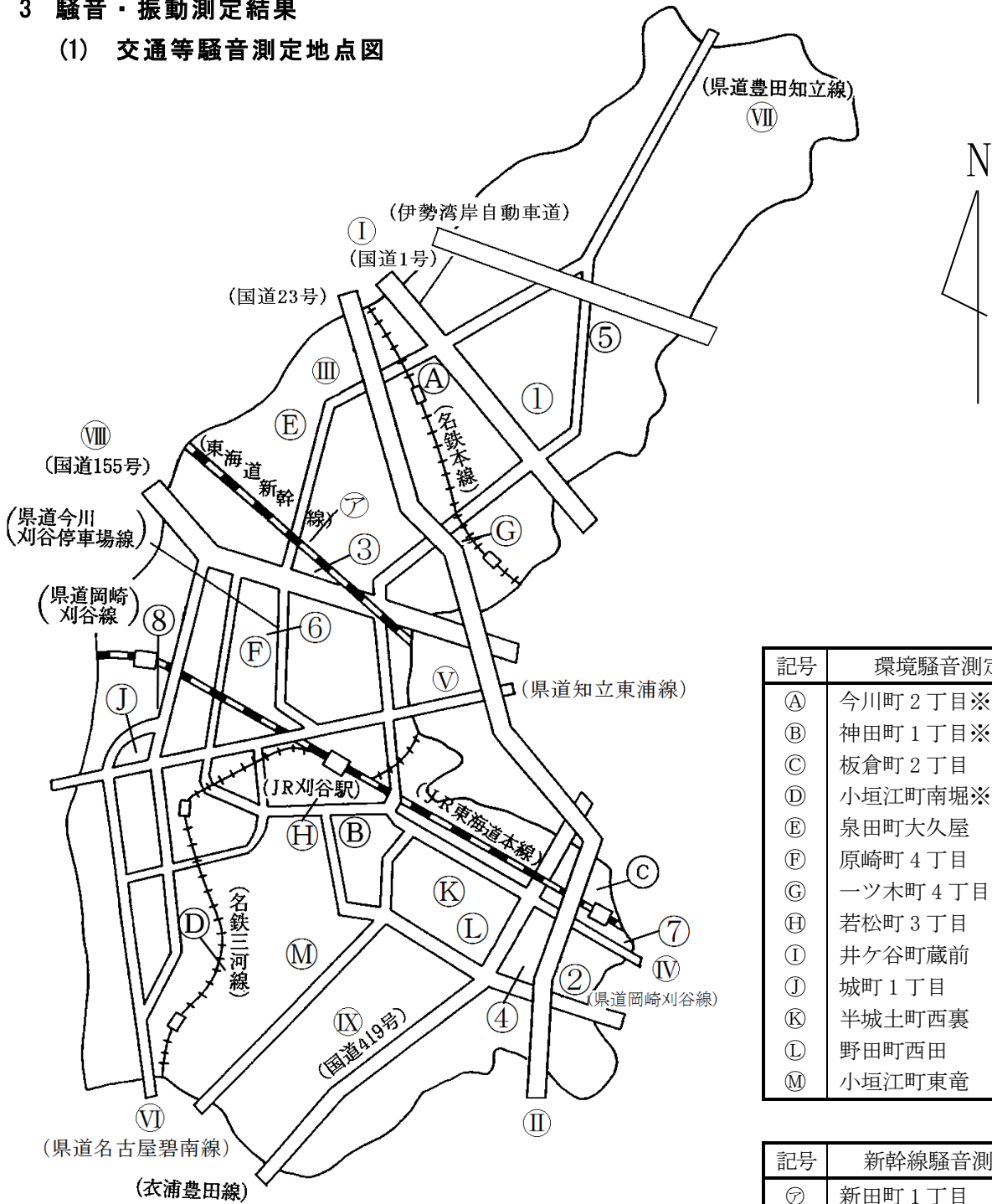
d B		
120	←	飛行機のエンジンの近く
110	←	自動車の警笛（前方2m）
100	←	電車が通るときのガードの下
90	←	騒々しい工場の中
80	←	地下鉄の車内
70	←	騒々しい街頭
60	←	静かな乗用車、普通の会話
50	←	静かな事務所の中
40	←	市内の深夜、図書館の中
30	←	郊外の深夜
20	←	置時計の秒針の音（前方1m）

参考資料2 振動の大きさのめやす

d B		
90	←	人体に生理的影響が生じ始める
	←	産業職場で振動が気になる
80	←	深い睡眠にも影響がある
70	←	浅い睡眠に影響が出始める
60	←	振動を感じ始める（閾値）
50	←	ほとんど睡眠影響はない
40	←	常時微動

3 騒音・振動測定結果

(1) 交通等騒音測定地点図



記号	環境騒音測定地点
Ⓐ	今川町2丁目※
Ⓑ	神田町1丁目※
Ⓒ	板倉町2丁目
Ⓓ	小垣江町南堀※
Ⓔ	泉田町大久屋
Ⓕ	原崎町4丁目
Ⓖ	一ツ木町4丁目
Ⓗ	若松町3丁目
①	井ヶ谷町蔵前
Ⓙ	城町1丁目
Ⓚ	半城土町西裏
Ⓛ	野田町西田
Ⓜ	小垣江町東竜

記号	新幹線騒音測定地点
㉞	新田町1丁目

記号	交通騒音測定地点
①	今岡町東畑(国道1号線)
②	野田町沖野(国道23号線)
③	池田町4丁目(国道155号線)
④	松栄町3丁目(国道419号線)
⑤	東境町住吉(県道豊田知立線) ※
⑥	新富町1丁目(県道今川刈谷停車場線)
⑦	末広町1丁目(県道岡崎刈谷線)
⑧	八幡町7丁目(県道岡崎刈谷線) ※

記号	自動車騒音常時監視地点
①	国道1号線
②	国道23号線
③	県道今川刈谷停車場線
④	県道岡崎刈谷線
⑤	県道知立東浦線
⑥	県道名古屋碧南線
⑦	県道豊田知立線
⑧	国道155号線
⑨	国道419号線

※新規測定地点

(2) 環境騒音調査結果（道路に面する地域を除く）

環境騒音調査については市内 13 地点で測定を行っており、近年大きな変化は見られません。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	用途地域	測定日	時間の区分	30 年度	元年度	2 年度	環境基準
今川町 2 丁目	近隣商業	令和 2. 12. 10	昼間	53(※1)	51(※1)	54	60
			夜間	42(※1)	43(※1)	52	50
神田町 1 丁目	準工業	令和 3. 3. 11	昼間	45(※2)	45(※2)	49	60
			夜間	36(※2)	40(※2)	46	50
板倉町 2 丁目	2 種中住	令和 2. 8. 4	昼間	52	49	51	55
			夜間	44	41	40	45
小垣江町 南堀	準工業	令和 3. 2. 24	昼間	53(※3)	54(※3)	54	60
			夜間	43(※3)	42(※3)	45	50
泉田町 大久屋	1 種住居	令和 3. 3. 15	昼間	45	42	47	55
			夜間	47	40	42	45
原崎町 4 丁目	1 種中住	令和 3. 3. 17	昼間	50	47	46	55
			夜間	46	47	40	45
一ツ木町 4 丁目	1 種中住	令和 3. 3. 16	昼間	54	53	53	55
			夜間	49	50	47	45
若松町 3 丁目	1 種住居	令和 3. 3. 10	昼間	54	55	53	55
			夜間	45	49	47	45
井ヶ谷町 蔵前	1 種住居	令和 2. 12. 21	昼間	39	41	41	55
			夜間	32	34	35	45
城町 1 丁目	1 種中住	令和 3. 3. 23	昼間	52	47	49	55
			夜間	44	40	40	45
半城土町 西裏	1 種住居	令和 3. 2. 3	昼間	55	53	53	55
			夜間	46	47	42	45
野田町 西田	1 種低住	令和 2. 11. 25	昼間	50	53	53	55
			夜間	42	43	43	45
小垣江町 東竜	調整	令和 2. 11. 24	昼間	45	47	47	55
			夜間	40	40	36	45

※「時間の区分」における「昼間」は午前 6 時～午後 10 時、「夜間」は午後 10 時～午前 6 時をいう。

※1 東境町住吉での測定結果

※2 御幸町 7 丁目の測定結果

※3 小垣江町須賀の測定結果

(3) 交通騒音調査結果（幹線道路を担う道路に近接する空間）

交通騒音調査については市内8地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	道路	測定期間	時間の区分	30年度	元年度	2年度	要請限度
今岡町 東畑	国道 1号線	令和2.11.10 ～11.13	昼間	69	69	68	75
			夜間	67	67	66	70
野田町 沖野	国道 23号線	令和2.12.14 ～12.17	昼間	60	62	60	75
			夜間	58	59	58	70
池田町 4丁目	国道 155号線	令和2.12.1 ～12.4	昼間	66	67	65	75
			夜間	61	62	61	70
松栄町 3丁目	国道 419号線	令和2.9.28 ～10.1	昼間	62	61	59	75
			夜間	58	56	55	70
東境町 住吉	県道豊田 知立線	令和2.12.7 ～12.10	昼間	67(※4)	70(※4)	67	75
			夜間	65(※4)	68(※4)	63	70
新富町 1丁目	県道今川刈 谷停車場線	令和2.10.26 ～10.29	昼間	66	66	64	75
			夜間	61	62	60	70
末広町 1丁目	県道岡崎 刈谷線	令和2.9.14 ～9.17	昼間	70	66	68	75
			夜間	65	61	63	70
八幡町 7丁目	県道岡崎 刈谷線	令和3.3.2 ～3.5	昼間	69(※5)	67(※5)	64	75
			夜間	63(※5)	61(※5)	56	70

※「時間の区分」における「昼間」は午前6時～午後10時、「夜間」は午後10時～午前6時をいう。

※4 井ヶ谷町桜島の測定結果

※5 高津波町4丁目の測定結果

(4) 交通振動調査結果

交通振動調査については市内3地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	用途地域	測定日	時間の区分	30年度	元年度	2年度	要請限度
今岡町東畑 (国道1号線)	2種住居	令和2.11.10	昼間	43	44	43	65
			夜間	41	42	41	60
野田町沖野 (国道23号線)	1種住居	令和2.12.17	昼間	47	47	46	65
			夜間	45	45	45	60
松栄町3丁目 (国道419号線)	1種住居	令和2.9.28	昼間	36	36	35	65
			夜間	32	32	32	60

※「時間の区分」における「昼間」は午前7時～午後8時、「夜間」は午後8時～午前7時をいう。

(5) 新幹線騒音調査結果

新幹線騒音調査については市内1地点で測定を行い、環境基準を下回りました。

測定値及び経年変化

(単位：dB)

測定地点	用途地域	測定日	新幹線 軌道構造	30年度	元年度	2年度	環境基準
新田町 1丁目	準工業	令和2.10.19	高架	73	72	73	75

(6) 自動車騒音常時監視について

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音状況の常時監視を行いました。

(この事務は、平成 24 年 4 月 1 日施行の第 2 次一括法に伴い、平成 24 年度に愛知県から刈谷市へ移譲されました。)

ア 自動車騒音状況の常時監視の目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的としています。

イ 自動車騒音常時監視の対象

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。

自動車騒音常時監視地域は、幹線交通を担う道路の道路端から両側 50 メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

ウ 自動車騒音常時監視結果

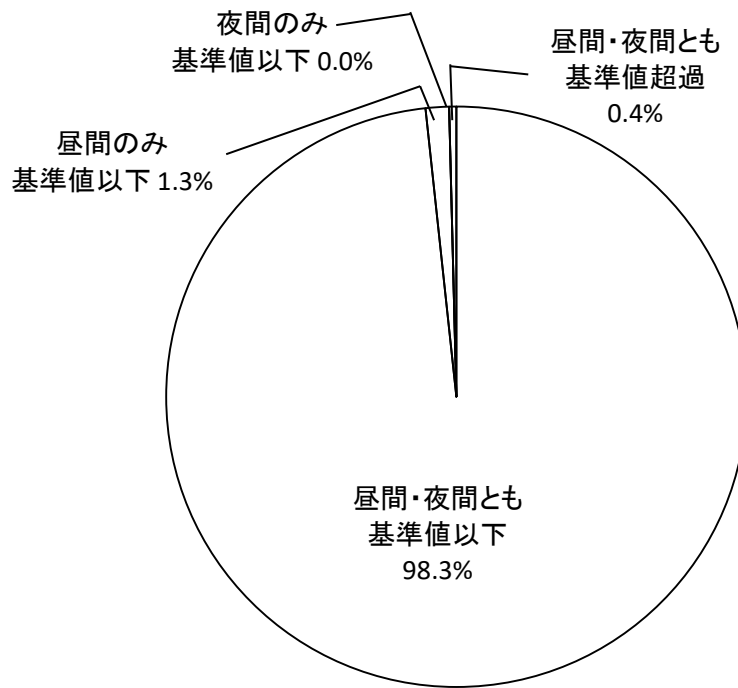
平成 28 年度から令和 2 年度において、市内で道路に面する地域に立地している住居等 5,523 戸を対象に面的評価を行いました。その結果、昼夜ともに基準値以下だったのは 5,428 戸 (98.3%)、昼間のみ基準値以下だったのは 72 戸 (1.3%)、夜間のみ基準値以下だったのは 0 戸 (0%)、昼夜とも基準値を超過したのは 23 戸 (0.4%) でした。

平成 28 年度から令和 2 年度に面的評価を実施した路線の評価結果

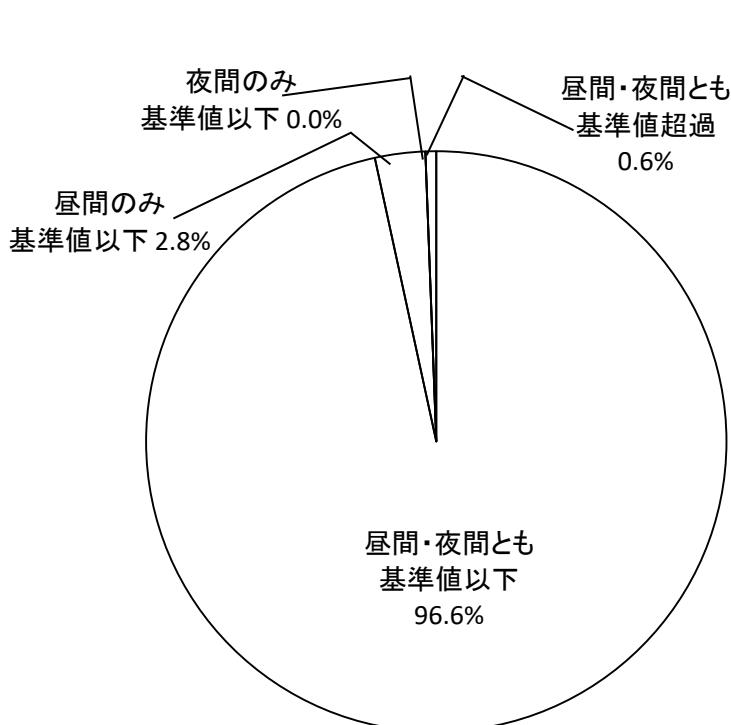
評価対象道路	環境基準 達成率	評価対象 住居等個数 ①+②+③+④	昼間・夜間 とも基準値 以下①	昼間のみ 基準値 以下②	夜間のみ 基準値 以下③	昼間・夜間 とも基準値 超過④
	(%)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
国道 1 号線	84.4	443	374	67	0	2
国道 23 号線	98.1	464	455	2	0	7
今川刈谷停車場線	99.0	1,048	1,037	2	0	9
岡崎刈谷線	100	880	880	0	0	0
知立東浦線	99.8	436	435	0	0	1
名古屋碧南線	100	155	155	0	0	0
豊田知立線	99.5	965	960	1	0	4
国道 155 号線	100	577	577	0	0	0
国道 419 号線	100	555	555	0	0	0
合計	98.3	5,523	5,428	72	0	23

※ 幹線交通を担う道路（国道、県道、及び4車線以上の市道）の道路端から50mの対象範囲のうち、2車線以下の道路は道路端から15m、2車線を越える道路は20mまでの部分を「近接空間」、近接空間以外の場所を非近接空間といいます。

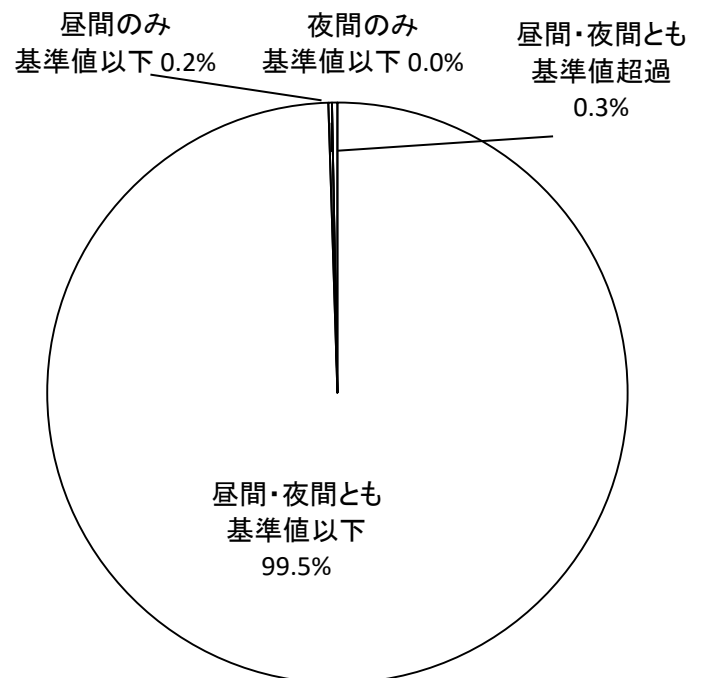
全体



近接空間



非近接空間



第8章 地盤沈下・悪臭



地下水位調査

第8章 地盤沈下・悪臭

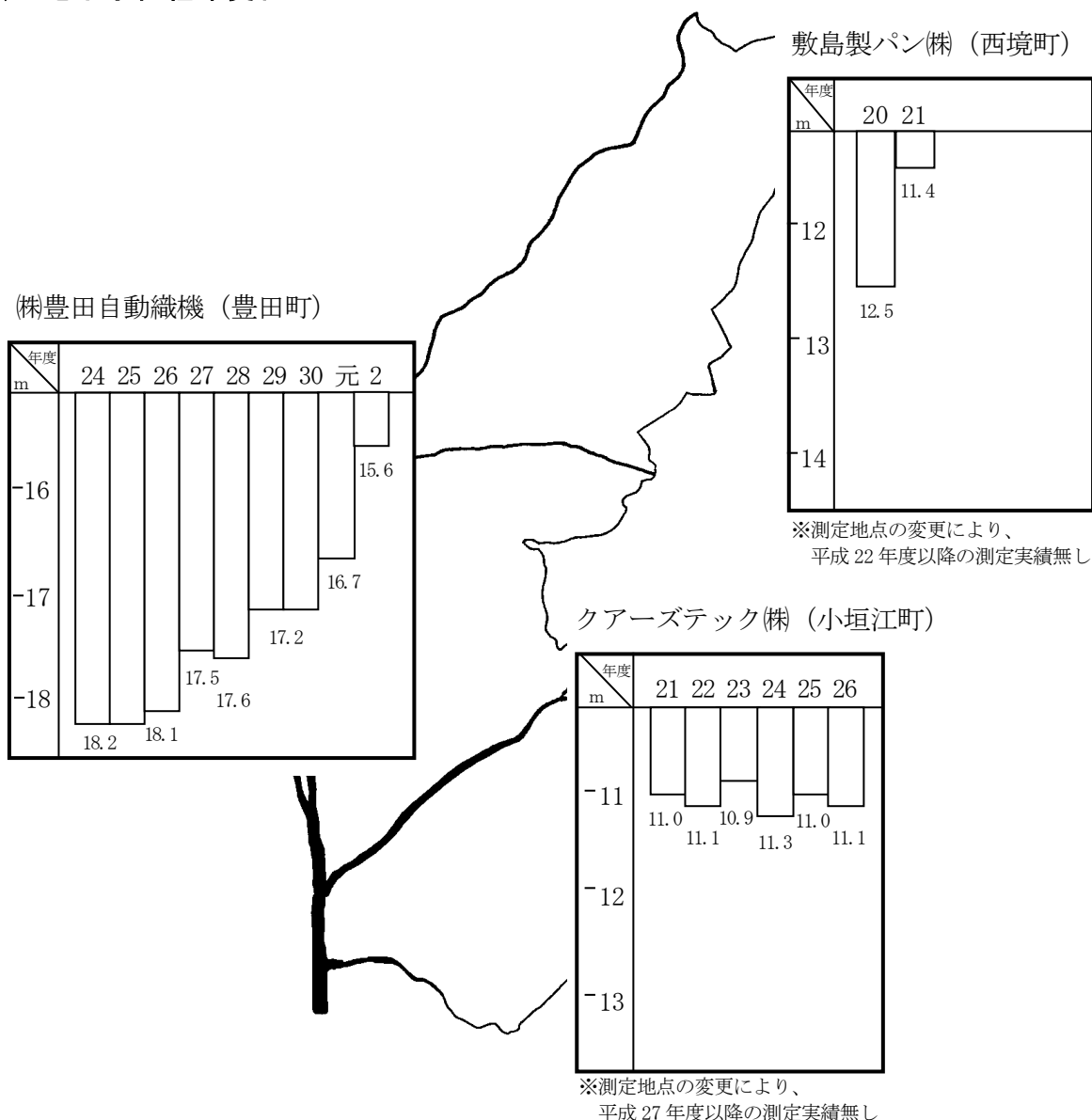
1 地盤沈下

市内では地盤沈下の動向を監視するため、地下水位調査が実施されています。現在、本市においては、全般的にみて地盤沈下の悪化地点はないと思われまます。地下水位の低下と地盤沈下は相関関係にあり、毎月原則として15日に市内1か所の深井戸で静水位を測定しています。

(1) 地下水位測定井戸

井戸の所有者	所在地	井戸の使用・未使用	井戸の深さ(m)	ストレーナの位置(m)	固定点標高(m)
(株)豊田自動織機	豊田町	使用	200	67~71、98~110 125~132、161~168、 175~179、183~191	10.20

(2) 地下水位経年変化



2 悪臭

人の感覚に訴え、不快感・嫌悪感を与える悪臭は、生理的・心理的被害をもたらします。市内には県民の生活環境の保全等に関する条例による届出が必要な工場等は、6か所あります。悪臭防止対策で問題となっているのは、技術的に改善されなければならない点が多いことがあげられます。

(1) 悪臭防止法について

悪臭防止法では、悪臭の規制手法として、特定悪臭物質（不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、22物質が指定されている）の濃度により規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制する「臭気指数規制」を定めています。

本市では、平成18年10月1日より、規制方法をこれまでの「物質濃度規制」から、「臭気指数規制」に変更しました。

(2) 臭気指数規制の特徴

- ・多種多様な「におい」の物質（約40万種あると言われる）に対応することができる。
- ・嗅覚を用いることで「におい」の程度をイメージしやすい。
- ・においの相加・相乗等の効果を評価できる。
- ・悪臭に対応する被害感覚と一致しやすい。

(3) 悪臭防止法に係る規制地域と規制基準

ア 刈谷市での敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
用途地域	住居系地域 商業系地域 準工業地域	工業地域	工業専用地域 市街化調整区域
臭気指数	12	15	18

イ 臭気指数の求め方

臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定します。

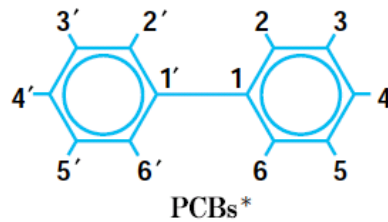
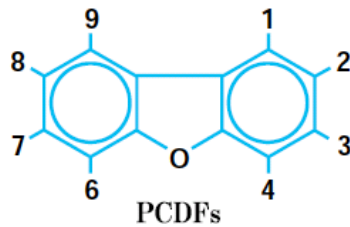
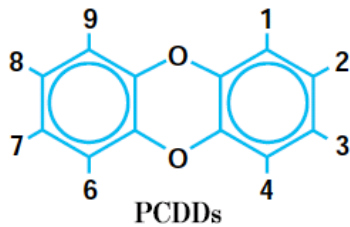
$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

ウ 臭気指数の目安

- 臭気指数 10 = ほとんど人が気にならない臭気の状態
臭気指数 12～15 = 気をつければ分かるにおい
臭気指数 18～21 = らくに感知できるにおい



第9章 ダイオキシン類調査



*PCBsの中で2つのベンゼン環が同一平面上にあって扁平な構造を有するものを「コプラナーPCB」といいます。
 なお、PCBsの中には、同一平面上にない構造を有するものについてもダイオキシンと似た毒性を有するものがあり、国では現在、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています。

ダイオキシン類

第9章 ダイオキシン類調査

1 ダイオキシン類の概要

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物で、通常、無色無臭の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っています。主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源が指摘されています。

ダイオキシン類には、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3類があり、それぞれの類には10数種類から100種類以上の化合物があります。その化合物の中で毒性のあるダイオキシン類を調査し、環境基準に照らし合せています。

本市においても、平成11年度からダイオキシン類の一般環境調査を実施しています。なお、日本人が通常1人1日に摂取する量は、現在体重1kg当たり2.1pg-TEQ/kg/日といわれています。人が一生涯にわたり連日摂取し続けても健康に有害な影響がないと判断される摂取量を耐容1日摂取量といい、その数値は4pg-TEQ/kg/日です。一時的に多少摂取したとしても長期間での平均摂取量以内であれば健康に影響ありません。

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

調査項目			環境基準
大気環境			0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水環境	公共用水域	水質	1 pg-TEQ/l以下
		底質	150 pg-TEQ/g以下
	地下水		1 pg-TEQ/l以下
土壌環境			1,000 pg-TEQ/g以下

2 ダイオキシン類環境調査結果

令和2年度は市内でダイオキシン類の大気環境及び水環境（水質・底質）のモニタリング調査を実施しました。

(1) 大気環境調査

測定値は0.6 pg-TEQ/m³以下であり、環境基準を達成しました。調査は、4季節ごとに行い、平均値をもってその年の測定値となります。

(単位: pg-TEQ/m³)

測定地点	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	調査機関
	刈谷市寿町		0.028	0.016	0.021	0.020	

調査時期：各年度とも春・夏・秋・冬

(2) 水環境調査

ア 公共用水域水質調査

測定値は1 pg-TEQ/l以下であり、環境基準を達成しました。

(単位:pg-TEQ/l)

地点名		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	調査機関
境川	新境橋				0.28			愛知県
	境大橋		0.35			0.24		愛知県
逢妻川	逢妻川橋		2.80	0.14	0.40	1.20	0.10	刈谷市
	境大橋		0.50	0.52	2.00	0.49	0.40	愛知県
	市原橋				1.40	0.34	0.29	愛知県
猿渡川	三ツ又橋				0.52			愛知県

イ 公共用水域底質調査

測定値は全ての地点で150 pg-TEQ/g以下であり、環境基準を達成しました。

(単位:pg-TEQ/g)

地点名		年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	調査機関
境川	新境橋				0.22			愛知県
	境大橋		0.47			0.18		愛知県
逢妻川	境大橋		0.38	0.72	0.65	6.30	0.54	愛知県
	市原橋				0.62	2.60	1.10	愛知県
猿渡川	三ツ又橋				1.20			愛知県

ウ 地下水調査

測定値は全ての地点で1 pg-TEQ/l以下であり、環境基準を達成しました。

(単位:pg-TEQ/l)

調査場所	調査結果	調査年月	調査機関
西境町	0.066	平成24年8月	愛知県

(3) 土壌環境調査

測定値は全ての地点で1,000 pg-TEQ/g以下であり、環境基準を達成しました。

(単位:pg-TEQ/g)

調査場所	調査結果	調査年月	調査機関
原崎公園	0.36	平成18年7月	愛知県
花池児童遊園	0.11	平成23年6月	愛知県
荒井公園	0.15	平成29年7月	愛知県



第 1 0 章 補助金等交付事業



フローラルガーデンよさみ

第10章 補助金等交付事業

1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水を一緒に処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができることから、本市では、合併処理浄化槽の設置者に対して、平成元年度から補助制度を設けています。

また、令和2年度からは単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換の場合のみ補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けられることができる方

下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域において、主に自らの居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に居住し、かつ当該建物に現に住所を有する方で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方。

◎ 補助対象となる浄化槽

BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg/L（日間平均値）以下及び総窒素濃度が20mg/L以下、または総リン濃度が1mg/L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

◎ 補助金の額

限度額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

区 分	補助率	人 槽	補助限度額
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換…A	4/10	5	444,000円
		6～7	486,000円
		8～10	576,000円
Aに伴う単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去	1/1	-	+90,000円
Aに伴う宅内配管工事（くみ取り便槽からの転換を除く）	1/1	-	+300,000円

◎ 補助実績（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換のみ）

年度 \ 区分	5人槽	7人槽	10人槽	合計	補助金交付額
平成28年度	7件	3件	0件	10件	6,980千円
平成29年度	3件	3件	0件	6件	4,380千円
平成30年度	0件	1件	0件	1件	486千円
令和元年度	2件	1件	2件	5件	3,976千円
令和2年度	6件	1件	1件	8件	6,359千円

2 次世代自動車購入費補助事業

自動車の排気ガスによる大気汚染が、わたしたちの生活環境に影響を与えるとともに、地球温暖化の要因の一つにもなっていることから、本市では、次世代自動車を購入する個人及び事業者に対して、平成 11 年度から補助金を交付しています。平成 30 年度より、過年度実施していた「低公害車購入費補助事業」及び「超小型電気自動車購入費補助事業」は本補助事業に統合されました。

また、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車については普及が進み、一般的な車種となったため、平成 30 年度 10 月より補助対象から除外しました。

◎ 補助金を受けられることができる方

【個人用】…市内を使用の本拠とする次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した方で車検証の登録年月日前 6 ヶ月以上引き続き市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない方

【事業用】…市内に事務所又は事業所を有し、市内を使用の本拠とする次世代自動車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するために新車購入し、かつ市税の滞納がない事業者（同一業者については 1 年度につき 1 台を限度とする。ただし、超小型電気自動車 1 台とその他補助対象車種 1 台の組み合わせは可）

◎ 補助対象となる車種

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び超小型電気自動車

※ただし、事業用のプラグインハイブリッド自動車の場合は排気量 1800cc 以下のものに限る

◎ 補助金の額

金額は下表のとおり（千円未満切り捨て）

車種	区分	個人用	事業用
燃料電池自動車		最大 50 万円 ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 3 分の 2 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%	最大 40 万円 ※車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める当該車両の基準額との差額に 12 分の 11 を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の 10%
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車		最大 30 万円 ※車両本体価格の 10%	15 万円
超小型電気自動車		最大 7 万円 ※車両本体価格の 10%	最大 7 万円 ※車両本体価格の 10%

◎ 補助実績

年 度	補助台数	補助金額	備 考
平成 28 年度	1,390 台	84,265 千円	燃料電池自動車 23 台 電気自動車 7 台 プラグインハイブリッド自動車 21 台 ハイブリッド自動車 1,339 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
平成 29 年度	1,596 台	116,024 千円	燃料電池自動車 3 台 電気自動車 16 台 プラグインハイブリッド自動車 133 台 ハイブリッド自動車 1,444 台
平成 30 年度	770 台	60,643 千円	燃料電池自動車 5 台 電気自動車 17 台 プラグインハイブリッド自動車 68 台 ハイブリッド自動車 680 台
令和元年度	75 台	22,145 千円	燃料電池自動車 1 台 電気自動車 19 台 プラグインハイブリッド自動車 55 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台
令和 2 年度	66 台	20,620 千円	燃料電池自動車 7 台 電気自動車 15 台 プラグインハイブリッド自動車 44 台
	1 台	70 千円	超小型電気自動車 1 台

3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業

地球温暖化対策の一環として、市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、本市では住宅用地球温暖化対策設備の設置者に対して補助金を交付しています。令和元年9月30日までの申請をもって、「住宅用太陽光発電システム」の単体での補助は終了とし、代わりに刈谷市の補助対象設備の「HEMS」及び「住宅用リチウムイオン蓄電システム」又は「HEMS」及び「住宅用電気自動車等充給電システム」と「住宅用太陽光発電システム」を同一棟内に同時又は同一年度内に設置した場合は、「住宅用太陽光発電システム」を補助の対象としています。

◎ 補助金を受けられることができる方

自らが居住する市内の住宅にシステムを購入し設置する方（実績報告時までの転入・転居者も含む）、または市内に住所を有し自らが居住する目的で市の補助認定を受けているシステム（太陽熱利用システムは補助認定不要）付の建売住宅を購入した方で、市税の滞納がない方

(1) 住宅用太陽光発電システム

本市では、クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽光発電システム」の設置者に対して、平成11年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう）の合計値とする）が10kW未満であるシステム

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で、50,000円にシステムの最大出力値（3.6kWを限度）を乗じた額（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	209件	39,934千円
平成29年度	164件	31,312千円
平成30年度	180件	34,476千円
令和元年度	205件	39,311千円
令和2年度	44件	8,388千円

(2) 高効率エネルギーシステム（エネファーム）

本市では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム（エネファーム）」の設置者に対して、平成17年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定されている燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

◎ 補助金の額

1基につき100,000円

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	51件	5,100千円
平成29年度	65件	6,500千円
平成30年度	85件	8,500千円
令和元年度	116件	11,600千円
令和2年度	87件	8,700千円

(3) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

本市では、地球温暖化対策の一環として、電力使用量の見える化等によりエネルギー使用量の削減につながる「住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System:通称HEMS（へムス）」の設置者に対して、平成27年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象となるもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限20,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成28年度	52件	1,040千円
平成29年度	45件	900千円
平成30年度	69件	1,380千円
令和元年度	120件	2,400千円
令和2年度	89件	1,780千円

(4) 住宅用リチウムイオン蓄電システム

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電による「再生エネルギー」等の蓄電や、電力需要のピーク時など必要に応じた電力の使用を行える「住宅用リチウムイオン蓄電システム」の設置者に対して、平成30年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

※過去に一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象設備として登録されていたシステムも補助対象

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限100,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	69件	6,900千円
令和元年度	170件	17,000千円
令和2年度	133件	13,300千円

(5) 住宅用電気自動車等充給電システム

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、住宅から再生エネルギー等を電気自動車等に利用でき、自動車等が蓄えた電力を住宅の家庭用電力として利用できる「住宅用電気自動車等充給電システム」の設置者に対して、平成30年度から補助金を交付しています。

◎ 対象システム

国の補助事業における補助対象システムとして一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの

◎ 補助金の額

設置に要する費用の範囲内で上限50,000円（千円未満切り捨て）

◎ 補助実績

年 度	補助件数	補助金額
平成30年度	1件	50千円
令和元年度	0件	0千円
令和2年度	1件	50千円

(6) 住宅用太陽熱利用システム

本市では、クリーンエネルギーを利用することにより地球温暖化を防止し、私たちの生活環境をより良いものにするために、「住宅用太陽熱利用システム」の設置者に対して、平成 18 年度から補助金を交付しています。

ただし、「住宅用太陽光発電システム」と一体型のシステムを設置した方については、「住宅用太陽光発電システム」との併給はできません。

◎ 対象システム

以下の太陽熱利用システムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの

- ・自然循環型システム
- ・強制循環型システム
- ・空気集熱型システム

◎ 補助金の額

自然循環型システム	25,000 円
強制循環型、空気集熱型システム	50,000 円

◎ 補助実績

年 度	補助件数			補助金額
	自然循環型	強制循環型	空気集熱型	
平成 28 年度	4 件	0 件	0 件	100 千円
平成 29 年度	3 件	2 件	0 件	175 千円
平成 30 年度	5 件	1 件	0 件	175 千円
令和元年度	2 件	0 件	0 件	50 千円
令和 2 年度	2 件	0 件	0 件	50 千円

4 生ごみ処理機器購入費補助事業

本市では、一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、コンポスト容器の購入者に対しては平成6年度から、加熱、バクテリア等で生ごみを分解する生ごみ処理機の購入者に対しては平成9年度から補助金を交付しています。

◎ 補助金を受けることができる方

市内に住所を有する方、市内に共同住宅を所有する方、または市内に共同住宅を建設する事業者のうち、市長があらかじめ承認した販売指定店で補助金対象機器を購入した方で、市税の滞納がない方

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買い換えについては、生ごみ処理機、コンポスト容器ともに前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば、再び補助を受けることができる

◎ 対象機器

生ごみ処理機・・・生ごみを単に粉砕するだけでなく加熱、バクテリア等による分解等の方法により、減量し、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

コンポスト容器・・・容量が70リットル以上で底部がなく、上部にふたがある機器で、悪臭、害虫等が外部に発散することのない構造及び材質で、生ごみの堆肥化が促進できるもの

◎ 補助金の額

販売価格の2分の1に相当する額以内とし、限度額は下記のとおり（100円未満切り捨て）

生ごみ処理機	30,000円
コンポスト容器	5,000円

◎ 補助実績

年 度	生ごみ処理機		コンポスト容器		合計
	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額	
平成28年度	40件	1,067,600円	12件	37,300円	1,104,900円
平成29年度	23件	648,200円	20件	58,600円	706,800円
平成30年度	35件	952,000円	13件	42,800円	994,800円
令和元年度	31件	833,400円	16件	64,500円	897,900円
令和2年度	48件	1,162,300円	19件	59,700円	1,222,000円

5 資源回収奨励報償事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している団体に対して平成2年度から報償金を交付しています。

◎ 対象団体

市内に活動拠点をもち、地域社会に貢献できる性格をもち、営利を目的としない団体

◎ 対象品目

古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック等）

布類（古着、ボロ布）、金属類（空き缶、金属くず類）

◎ 報償金の額

対象品目の回収量 1kg につき 6 円（1kg 未満は切り捨て）

※対象品目に引き取り料が生じた場合は、回収量 1kg につき最高 4 円まで報償金を加算

※毎月 1 回以上の活動（業者による戸別回収を除く）が可能で、年間資源回収実施計画書を提出した団体が回収した資源、および資源回収所で回収された資源については、回収量 1kg につき 1 円報償金を加算

◎ 実績

年 度	団体数	古紙類	布類	金属類	総回収量	交付額
平成 28 年度	128	3,191,397kg	30,089kg	54,801kg	3,276,287kg	22,078,257 円
平成 29 年度	127	3,055,694kg	23,235kg	52,630kg	3,131,559kg	21,066,573 円
平成 30 年度	127	2,856,054kg	23,581kg	50,368kg	2,930,003kg	19,690,968 円
令和元年度	127	2,571,370kg	25,687kg	51,422kg	2,648,479kg	17,856,652 円
令和 2 年度	120	2,362,552kg	22,507kg	46,403kg	2,431,462kg	16,397,341 円

6 資源回収所設置費補助事業

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、常設の資源回収所を設置した自治会に対して平成20年度から補助金を交付しています。

◎ 対象団体

回収所を自ら設置し、かつ、継続して適正に管理ができる自治会

◎ 対象事業

回収施設の設置及び付属物の購入を対象

ただし、1箇所につき1回を限度とし、施設の建て替え及び修繕並びに付属物の追加購入については、補助の対象としない

◎ 補助金の額

対象事業に係る費用の10分の9に相当する額以内とし、上限600,000円(千円未満切り捨て)

◎ 補助実績

年 度	設置数	設置団体名	設置場所	開設日
平成28年度	2	泉田自治会	泉田町中西9-4 (八王子神社西)	H28. 8. 8
		刈谷西部自治会	市原稻荷神社境内	H29. 2. 2
平成29年度	0	—	—	—
平成30年度	1	今岡自治会	今岡日向集会所斜向い (今岡町日向7-7番地)	H31. 2. 25
令和元年度	2	今川自治会	今川町上池交差点横	R1. 6. 14
			今川町山ノ端前 (有) 中部工芸横	R2. 2. 19
令和2年度	0	—	—	—



第11章 エコアクション刈谷



刈谷ハイウェイオアシス

第11章 エコアクション刈谷

1 刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」（平成28年4月1日改定）

地方公共団体は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、自ら率先した取組をすることが求められています。そのため、温室効果ガスの排出抑制を含め、本市の事務及び事業における環境負荷を軽減させることを目的に、刈谷市職員環境行動計画「エコアクション刈谷」を定め、推進しています。

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持つとともに、各職場での環境配慮行動を日常業務に定着させ、全庁的な推進を図っていきます。

※期間は平成28年度から令和2年度までの5年間です

※計画の適用範囲は、本市における全ての事務及び事業（委託事業を除く）を対象とします

※適用施設は、市が管理運営する施設及び指定管理者制度導入施設です

(1) 計画で定める具体的配慮事項及び取組

計画における具体的な取組を以下に示します。

なお、項目記載上の「◎」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組」、「○」印は「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組」を表しています。

以下の配慮事項については、職員一人ひとりが責務と役割を自覚した上で、省エネ・省資源の意識を持って取り組んでいく必要があります。

ア 財やサービスの購入に当たっての配慮事項

①低公害車・低燃費車の導入

◎ 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を率先導入する。

②エネルギー消費効率の高い機器の購入

◎ O A機器、家電製品、照明等の導入・更新時は、省エネルギー型の製品を選択する。

③刈谷市グリーン購入基本方針の遵守

○ その他、物品の調達に当たっては、刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する。

イ 財やサービスの使用に当たっての配慮事項

(ア) 省エネルギーに関する取組

①照明使用の削減

◎ 休憩時間、業務時間外においては、必要最小限の部分を除き消灯する。

◎ 廊下、ミーティングスペース等では、自然光を活用する。

◎ ライトアップの箇所・時間の削減に努める。

◎ ノー残業デーの一層の徹底を図る。

②O A機器等の適正管理

◎ 不使用時は節電・待機モードに切り替える。

◎ 業務時間外の電源OFFを徹底する。

- ③ガス機器（給湯器等）の適正管理
 - ◎ 給湯温度を低めに設定する。
 - ◎ 使用後は種火を止める。
- ④職員のエレベーター使用の自粛
 - ◎ 傷病時や荷物運搬時を除き、上階へ4フロア以上の移動以外は階段を利用する。
- ⑤冷暖房機器の適正利用
 - ◎ 冷暖房中の窓・出入口の開放禁止を徹底する。
 - ◎ 会議室に不要な空調が入らないよう、会議室管理を徹底する。
 - ◎ 冷暖房中は、執務室のブラインドやカーテンを有効利用する。
 - クールビズ・ウォームビズを活用する。
- ⑥公用車の使用抑制
 - ◎ 近距離の移動は、徒歩や自転車で行う。
(片道500メートル以内は、原則公用車を使用しない。)
 - ◎ 可能な範囲で公共交通機関を活用する。
- ⑦公用車の燃費向上
 - ◎ 次世代自動車・低燃費車や小型車両を優先的に利用する。
 - ◎ エコドライブを励行する。
 - ◎ 不要物を積載しない。
 - ◎ 有料道路走行時はETC搭載車両を利用する。

(イ) 省資源に関する取組

- ①紙類の使用量の削減
 - 会議資料の簡素化、要約版・概要版の作成、個人持ち資料の削減等を進める。
 - 両面・縮小印刷、裏面利用、ミスコピー防止を徹底する。
 - 職員ポータルサイトや電子メールの活用、会議資料の電子化でペーパーレス化を図る。
 - 封筒の省略や使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ②水道の使用量の削減
 - 水漏れ点検の実施や流量・水圧の調整により、水利用の適正化を図る。
 - 水を使用する際は必要最小限に努める。

ウ 建築物の建築・管理等に当たっての配慮事項

(ア) 施設の設置・管理に関する取組

- ①省エネルギーに配慮した施設設計
 - ◎ 太陽光発電システムの設置など、自然エネルギーの活用を進める。
 - ◎ 省エネルギー型の照明機器（人感センサー、インバーター制御、タイマー制御、LED等高効率照明など）の設置・更新を進める。
 - ◎ 省エネルギー型空調機器（ガス冷暖房、氷蓄熱式空調など）の設置・更新を進める。
 - ◎ コージェネレーションシステムの導入など、エネルギー使用の合理化を進める。
 - ◎ 建物の断熱性の向上を図る。
 - ◎ 既存施設について省エネルギー改修をする際は、ESCO事業※導入に努める。

◎ 省エネ法に基づき、公共施設の省エネルギーを計画的に進める。

※E S C O事業とは、省エネに関するサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、顧客の省エネ効果の一部を報酬として受取る事業のこと。E S C O事業を利用して省エネ改修を行った場合、改修費用は光熱費削減分で賄うことができます。

②水の有効利用

- 節水コマ、自動水栓、トイレの流水音発生器など、節水に有効な設備・器具を導入する。
- 雨水利用や排水の再利用を図る。
- 雨水の地下浸透を図る。

③緑地面積の確保

- 植栽の設置や壁面・屋上緑化により、公共施設の緑化を推進する。
- 既存緑地の保全を図る。
- 新設の公共施設については、敷地面積に対し20%以上の緑被率を確保するよう努める。

④冷暖房温度の適正管理

- ◎ 冷房は28度程度、暖房の場合は20度程度に設定する。
- 空調や換気フィルター等をこまめに清掃し、点検するとともに空調対象範囲の細分化をするよう努める。

(イ) その他公共工事に関する取組

①公共工事の施工における環境負荷軽減

- 刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
- 受注者に廃棄物適正処理の徹底を指示する。

エ その他の事務・事業に当たっての配慮事項

(ア) 廃棄・再資源化に関する取組

①ごみの発生抑制

- 事務用物品は可能な限り再利用する。
- 刈谷市グリーン購入基本方針を遵守する（再掲）。
- 紙類の使用量を削減する（再掲）。
- 個人ごみの発生を抑制する（水筒の利用や個人ごみ持ち帰りなど）。

②再資源化の促進

- 廃棄時の分別を徹底する。
- 使用済み古紙の再資源化を推進する。
- コピー機やプリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

(イ) 職員の行動促進に向けたその他の取組

①職員の環境保全意識の啓発

- 環境保全等に関して、職員への情報提供・啓発を行う。

②エコ通勤の促進

- ◎ 公共交通機関、マイカー相乗り、自転車、徒歩等による通勤（エコ通勤）を奨励する。

(2) 「エコアクション刈谷」取組状況調査結果

第6版「エコアクション刈谷」に基づいた取組内容について、令和2年4月から令和3年3月までの1年間における刈谷市役所各課等及び職員の取組内容を調査しました。

その主な結果は次のとおりです。

ア 各取組内容の実践率について

各取組内容の実践率について、所属別の6段階自己評価をパーセントに換算して算出しました。全体の平均実践率は91.2%でした。

	取組内容	実践率	参考 (前報告実践率)
1	環境に配慮した財・サービスの購入	89.4%	89.8%
2	照明使用の削減	89.5%	91.0%
3	OA機器等の適正管理	93.7%	94.3%
4	ガス機器（給湯器等）の適正管理	92.4%	94.4%
5	職員のエレベーター使用の自粛	98.0%	99.1%
6	冷暖房機器の適正利用	92.5%	93.5%
7	公用車の使用抑制	94.0%	95.2%
8	公用車の燃費向上	92.6%	92.7%
9	紙類の使用量の削減	85.0%	83.2%
10	水道の使用量の削減	89.5%	89.8%
11	ごみの発生抑制	86.9%	87.0%
12	再資源化の促進	92.4%	92.8%
	全体平均	91.2%	91.7%

イ 温室効果ガスの総排出量の削減について

温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、令和2年度において平成26年度（基準年度）の排出量17,977,662 kg-CO₂から6%減を目標としています。

令和2年度の実績は、基準年度比で8.69%増となり、最終的な目標である6%削減を達成することができませんでした。

主因としては、全小中学校への冷暖房機の導入や歴史博物館等の新規施設の開設における影響のほか、既存施設の電気や都市ガスの使用量の増加も大きく影響していると考えられます。なお、既存施設の電気等の使用量の増加は、熱中症対策のための冷房利用の増加などが影響しているものと考えられます。

	平成26年度 (基準年度)	令和2年度 (実績)	増減	
			排出量	比率
二酸化炭素換算量 (kg-CO ₂)	17,977,662	1,939,516	+1,561,854	+8.69%

ウ 個別の措置について

(ア) 温室効果ガスの排出量削減に直接的に関係する項目

項目	平成 26 年度 (基準年度)	令和 2 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標年度)
施設におけるエネルギー使用総量 (原油換算値)	9,366 k1	10,183k1 (+8.7%)	8,804 k1 (△6%)
施設におけるエネルギー使用効率 (原油換算値を単位面積等で除して算出)	100 (基準値)	106.6 (+6.6ポイント)	94 (6ポイント改善)
公用車の燃料使用総量 (原油換算値)	106.3 k1	82.2k1 (△22.7%)	99.9 k1 (△6%)
電気使用量	27,974 千 kWh	29,191 千 kWh (+4.4%)	26,296 千 kWh (△6%)

(イ) 温室効果ガスの排出量削減に間接的に関係する項目

項目	平成 26 年度 (基準年度)	令和 2 年度 (実績)	令和 2 年度 (目標年度)
グリーン購入達成率 (数量ベース)	91.3%	94.7% (+3.4ポイント)	97.3% (6ポイント改善)
用紙類の購入量	57,701 kg	58,417kg (+1.2%)	55,970 kg (△3%)
水の使用量	456,527 m ³	354,629 m ³ (△22.3%)	442,831 m ³ (△3%)

エ 低公害車の導入状況について

燃料電池 自動車	電気自動車	プラグイン ハイブリッド自動車	ハイブリッド 自動車	天然ガス 自動車	計
1	0	1	15	3	20

公用車保有台数：254 台

低公害車保有率：7.9%

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

2 刈谷市グリーン購入

平成13年4月1日「国等による環境物品等の調達に関する法律」、いわゆる「グリーン購入法」が施行されました。

この法律は、環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供等を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。そして、環境物品等の選択を国や独立行政法人等に義務付け、地方公共団体や地方独立行政法人には努力するよう求め、国民、事業者には一般的責務として求めています。また、国や物品の製造、輸入、販売等をする事業者に対し、情報提供等が求められています。

このような状況をふまえ、本市においても、環境物品等の調達を推進するため、平成14年4月1日に「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき調達目標やグリーン購入物品表等も策定いたしました。なお、調達目標や物品表などについては、定期的に見直しを行っております。

(1) 刈谷市グリーン購入基本方針（令和2年4月1日改定）

私たちを取り巻く社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルや経済活動により環境に多くの負荷を与えており、こうした構造の変革を行政が市民、事業者にも率先して取り組み、環境負荷削減に努めなければなりません。

このため刈谷市は、その解決策の一つとして、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を積極的に推進し、環境負荷削減に努めるため、刈谷市グリーン購入基本方針を定め実行を図るものとします。

ア 基本方針の位置付け

この基本方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」の規定及び「刈谷市職員環境行動計画」に基づき、刈谷市におけるグリーン購入の基本的事項を定めるものとする。

イ 調達の基本原則

財やサービスの調達に当たっては、まずその必要性について十分に考えた上で、以下の基本的事項に従い調達を行うものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再利用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再利用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨ 調達数量は、必要最小限とすること。

ウ 調達時の判断基準等

刈谷市におけるグリーン購入の判断基準等は、次のとおりとする。

(ア) 判断基準

別表1に掲げる対象品目（特定調達品目）については、下記の①または②を満たす物品等を選択する。

① グリーン購入法適合品（グリーン購入法第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす。）である。

② 別表2に掲げる環境ラベル等（エコマークやグリーンマークなど、第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベリング制度の認証を受けたもの）が付されている。

また、対象品目以外の物品等については、「2 調達の基本原則」に示す事項を、より多く満たすものを選択する。

(イ) 調達目標

調達目標については別表3のとおりとし、目標管理を行う。

(ウ) 基準等の見直し

上記の対象品目、判断基準及び調達目標については、適宜見直しをするものとする。

エ 公表

「基本方針」、「対象品目」及び「調達目標」は、公表するものとする。

オ 調達実績の把握と報告

各課等は、調達目標にかかる対象品目の調達実績を的確に把握し、環境推進課から請求があったときは、実績報告をするものとする。

※グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入することです。

(2) 対象品目及び調達目標（別表1及び3関係）

分野	品目 (うち、目標管理対象)	調達目標等
1. 紙類 ※コピー用紙、ティッシュ等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 100%
2. 文具類 ※ボールペン、ファイル等	83 品目 (81 品目)	調達総量の 100%
3. オフィス家具等 ※いす、机等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
4. 画像機器等 ※コピー機、プリンタ等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
5. 電子計算機等 ※電子計算機・ディスプレイ等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
6. オフィス機器等 ※シュレッダー、デジタル印刷機等	5 品目 (5 品目)	調達総量の 100%
7. 移動電話等 ※携帯電話、PHS 等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
8. 家電製品 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫等	6 品目 (6 品目)	調達総量の 100%
9. エアコンディショナー等 ※エアコンディショナー、ストーブ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
10. 温水器等 ※ガス温水機器、石油温水機器等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 100%
11. 照明 ※電球形状のランプ、LED 照明器具等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 50%
12. 自動車等 ※自動車、乗用車用タイヤ等	3 品目 (3 品目)	調達総量の 100%
13. 消火器 ※消火器	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
14. 制服、作業服等 ※制服、作業服等	4 品目 (4 品目)	調達総量の 75%
15. インテリア・寝装寝具 ※カーテン、布製ブラインド等	11 品目 (11 品目)	調達総量の 100%
16. 作業手袋 ※作業手袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 50%
17. その他繊維製品 ※集会用テント、ブルーシート等	7 品目 (7 品目)	調達総量の 50%
18. 設備 ※太陽光発電システム・燃料電池等	7 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
19. 災害用備蓄用品 ※缶詰、アルファ化米等	10 品目 (10 品目)	調達総量の 100%
20. 公共工事 ※間伐材、高炉セメント等	70 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
21. 役務 ※印刷、食堂等	21 品目 (設定なし)	数値としての目標設定なし。
22. ごみ袋等 ※プラスチック製ごみ袋	1 品目 (1 品目)	調達総量の 100%

取り組み対象品目

22分野 275品目

全体の調達目標

97.3% (総量ベース)

(3) 判断の参考にする環境ラベル等（別表2関係）

環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク	環境ラベル等名称 《実施・運営主体》	マーク
エコマーク 《財団法人日本環境協会》		再生紙使用マーク 《3R活動推進フォーラム》	 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
エコ・ユニフォームマーク 《日本被服工業組合連合会》		燃費基準達成率ステッカー 《国土交通省》	
衛生マットレス・フレーム基準 《全日本ベッド工業会》		省エネラベリング制度 《経済産業省(省エネルギーセンター)》	
間伐材マーク 《全国森林組合連合会》		低燃費タイヤ統一マーク 《(一社)日本自動車タイヤ協会》	
牛乳パック再利用マーク 《NPO法人集めて使うリサイクル協会》		低排出ガス車認定マーク 《国土交通省》	
グリーンマーク 《財団法人古紙再生促進センター》		バイオマスマーク 《社団法人日本有機資源協会》	
JOIFA グリーンマーク 《(一社)日本オフィス家具協会》		PCグリーンラベル 《一般社団法人パソコン3R推進協会》	
国際エネルギースタープログラム 《経済産業省(省エネルギーセンター)》		PETボトルリサイクル推奨マーク 《PETボトルリサイクル推進協議会》	
統一省エネラベル 《経済産業省(省エネルギーセンター)》		グリーンプリンティング認定制度 《(一社)日本印刷産業連合会》	
NLマーク 《日本印刷インキ工業連合会》		植物油インキマーク 《日本印刷インキ工業連合会》	
モバイル・リサイクル・ネットワーク 《(一社)電気通信事業者協会》		ウィンドウ・フィルムロゴマーク 《日本ウィンドウ・フィルム工業会》	
フロンラベル 《経済産業省》			

(4) 刈谷市グリーン購入調達実績

令和2年度実績

分野	調達目標	全購入数	グリーン購入数	達成率
1. 紙類	100%	508,735	501,723	98.6%
2. 文具類	100%	67,050	46,110	68.8%
3. オフィス家具等	100%	1,710	172	10.1%
4. 画像機器等	100%	1,362	872	64.0%
5. 電子計算機等	100%	2,309	1,205	52.2%
6. オフィス機器等	100%	11,151	10,969	98.4%
7. 携帯電話	100%	0	0	—
8. 家電製品	100%	4	2	50.0%
9. エアコンディショナー等	100%	1	0	0.0%
10. 温水器等	100%	0	0	—
11. 照明	50%	1,292	693	53.6%
12. 自動車等	100%	41	15	36.6%
13. 消火器	50%	89	86	96.6%
14. 制服・作業服等	75%	1,475	827	56.1%
15. インテリア・寝装寝具	100%	278	0	0.0%
16. 作業手袋	50%	470	0	0.0%
17. その他繊維製品	50%	72	8	11.1%
18. 設備	目標管理対象外			
19. 防災用備蓄用品	100%	29,328	29,328	100.0%
20. 公共工事	目標管理対象外			
21. 役務	目標管理対象外			
総計	97.3%	625,367	592,010	94.7%



第12章 環境教育・環境学習



朝日小学校 グリーンカーテン

第12章 環境教育・環境学習

1 環境教育実践事業

市民の環境に対する意識の高揚を図るため、環境教育・環境学習を推進しました。令和2年度は、グリーンカーテンづくり、水生生物調査を実施しています。

(1) グリーンカーテン作り

グリーンカーテンとは、つる性の植物を窓の外に這わせ、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンです。日が当たると葉の蒸散作用により涼しい風が流れこみ、クーラーなどの使用を減らすことができます。また、植物の緑によって気持ちが和らぐ癒しの効果も期待できます。

令和2年度は、全幼児（稚）園（16園）、保育園（17園）、全小学校（14校）、全中学校（6校）、特別支援学校で実施し、宿根あさがお、ゴーヤ、ヘチマ、風船かずら、るこう草、十六ササゲ等を育てました。



(2) 水生生物調査

川の汚れの指標となる水生生物を採取し、身近な川の汚れを実体験として感じてもらうことで、子供たちの水環境保全への意識の向上を図ります。また、水環境保全対策啓発品を配布し、家庭での活用を通じて、子から親への環境教育、生活排水対策につなげることを目的としています。

令和2年度は、2校の小学校で実施しました。

実施年月日	調査場所	学校名	参加人数	調査結果
R2. 10. 13 R2. 10. 14 R2. 10. 21	森前川	双葉小学校	124人	きれいな水 きれいな水 きれいな水
R2. 10. 16	折戸川	小垣江東小学校	43人	判定不能

2 環境学習・参加の機会の提供

市民の環境問題への関心を深めてもらうために、各種環境講座を実施しています。

平成14年度から平成23年度までは年間を通して参加してもらうエコファミリー事業を実施し、学校や地域、職場で環境リーダー的な役割を担ってもらえることを期待し、199世帯の家族をエコファミリーとして認定しました。

平成24年度からは、エコファミリーのみを対象としたものではなく、一般市民向けに広く募集をかける環境講座を実施しています。

(1) 令和2年度の事業内容

令和2年度の一般市民を対象とした環境講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての講座が中止となりました。

(2) 実績

○エコファミリー事業

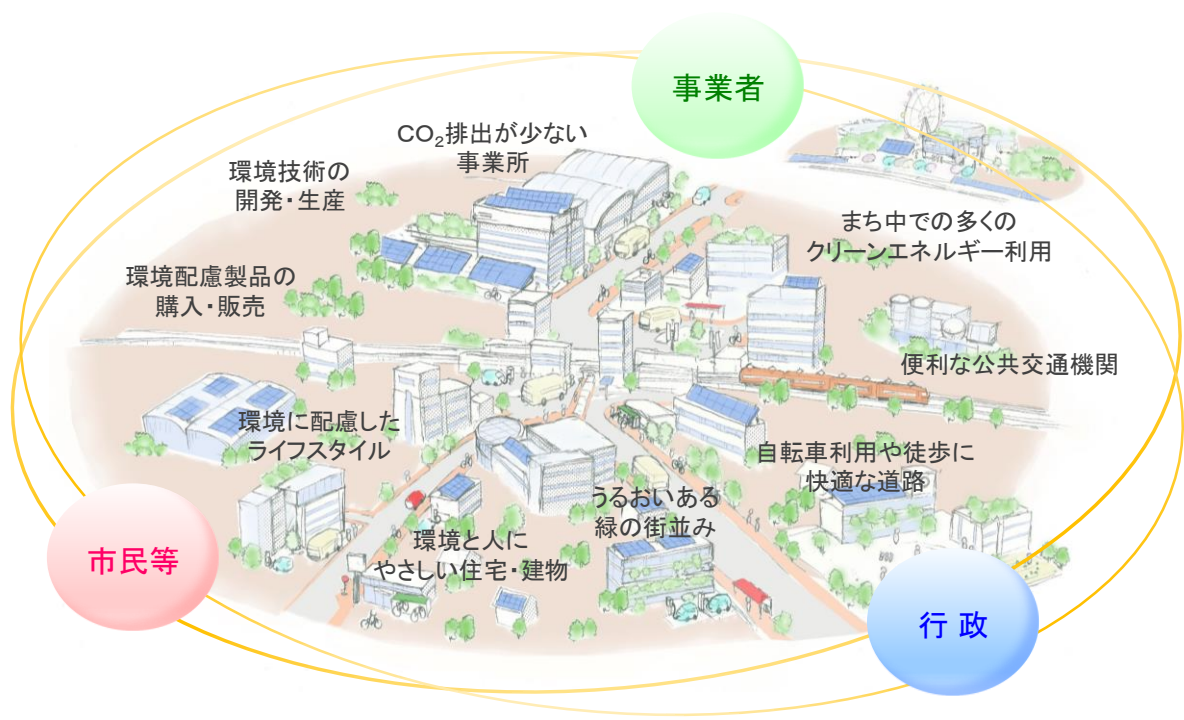
年度	参加家族数	内 容
14年度	28家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
15年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
16年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
17年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
18年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
19年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
20年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
21年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、廃食用油石けんづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
22年度	20家族	開校式、水生生物調査、施設見学、三河湾浄化推進活動、環境フェア、生ごみ堆肥づくり、グリーンマップづくり、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式
23年度	11家族	開校式、生ごみ堆肥づくり、水生生物調査、三河湾浄化啓発活動、施設見学、エコクッキング、環境映画上映会、環境家計簿、閉校式

○一般市民を対象にした環境講座

年度	参加人数	内容
24年度	246人	グリーンカーテンづくり講座、パパと一緒に生き物調査、環境教育施設見学会、エコクッキング講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座
25年度	1,076人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の水質調査、エコクッキング講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座
26年度	316人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子エコバスケット作り講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
27年度	325人	グリーンカーテンづくり講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子肩たたき棒づくり講座、環境講演会、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
28年度	183人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子なべ敷きづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
29年度	153人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子牛乳パックでペン立てづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
30年度	182人	植物講座、親子で川の生きもの調査、エコクッキング講座、親子エコバスケット作り講座、生ごみ堆肥づくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座
元年度	147人	エコクッキング講座、クリーンセンター施設見学会、ペン立てづくり講座、手あみ布ぞうりづくり講座、生ごみ堆肥づくり講座
2年度	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての講座が中止となりました。



第13章 環境都市アクションプランの概要



かりやの技術・行動・情報力が織りなす “E-smile都市かりや”

第13章 環境都市アクションプランの概要

1 計画の目的と改定の趣旨

本市では、平成23年3月に「刈谷市環境都市アクションプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、市民、事業者、行政等が連携・協力して、環境と経済が両立した持続可能で快適な「環境都市」を実現することを目的として、様々な取組を展開してきました。

一方で、東日本大震災以降の国の地球温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの変化に対応し、本市の環境対策への取組を更に推進し、環境と経済が両立した持続可能で快適な環境都市を実現することを目指し、前計画の改定を行い、「環境都市アクションプラン〔平成29年改定版〕」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「刈谷市環境基本条例」に基づく「第2次刈谷市環境基本計画」を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置づけを持つものです。

国や県、市の他の計画との連携を図りながら環境都市づくりを推進していきます。

3 計画の期間

国が示す2050年の長期的目標と2030年度の中期目標を踏まえて、本市が2030年度に向けた取組を推進するための計画として策定しています。

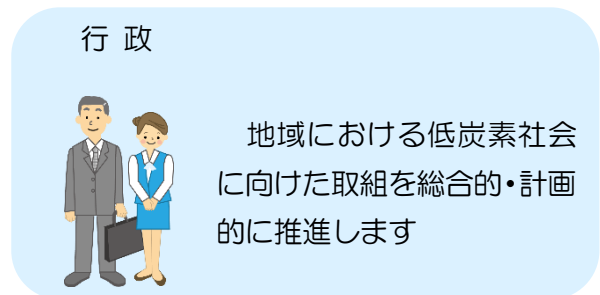
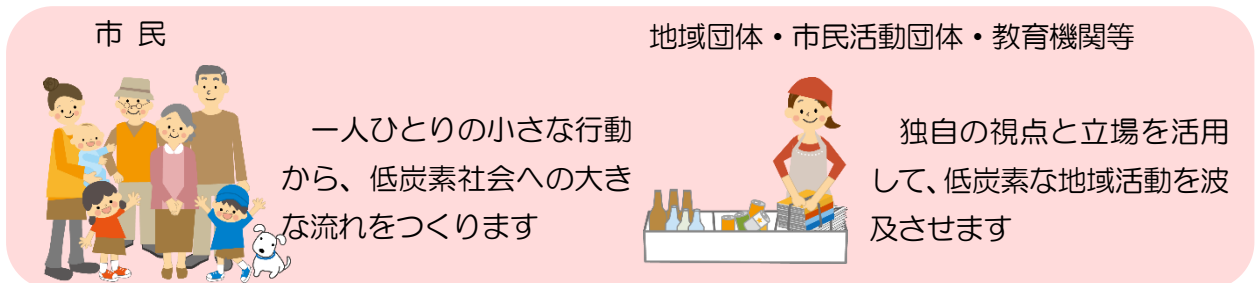
4 CO₂削減目標

刈谷市における2030年度のCO₂削減目標

2013年度比で26%削減（現状趨勢(BAU)比で29%削減）

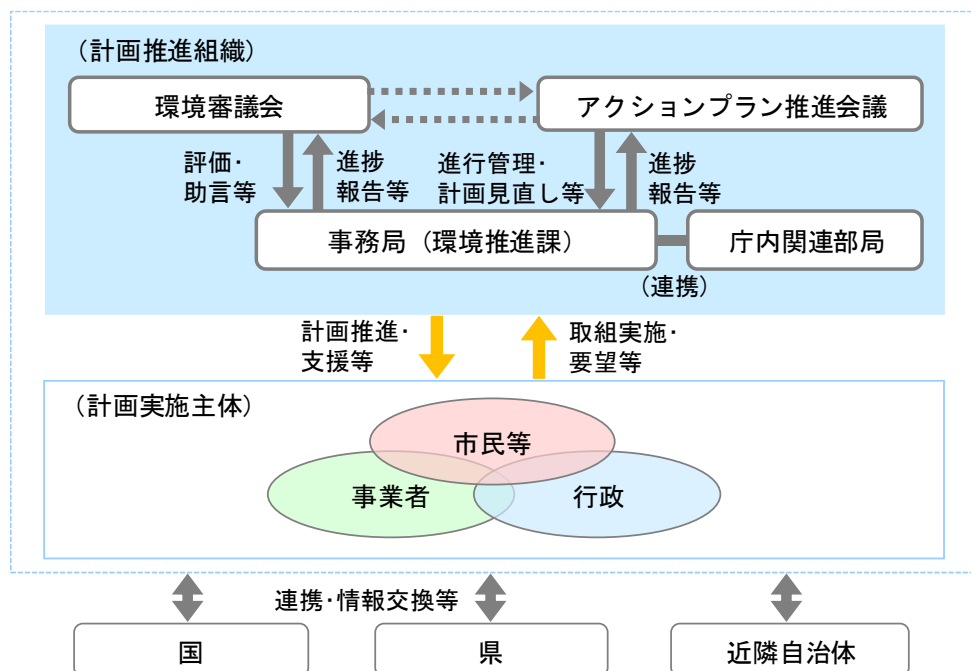
5 各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素で魅力的な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進める必要があります。



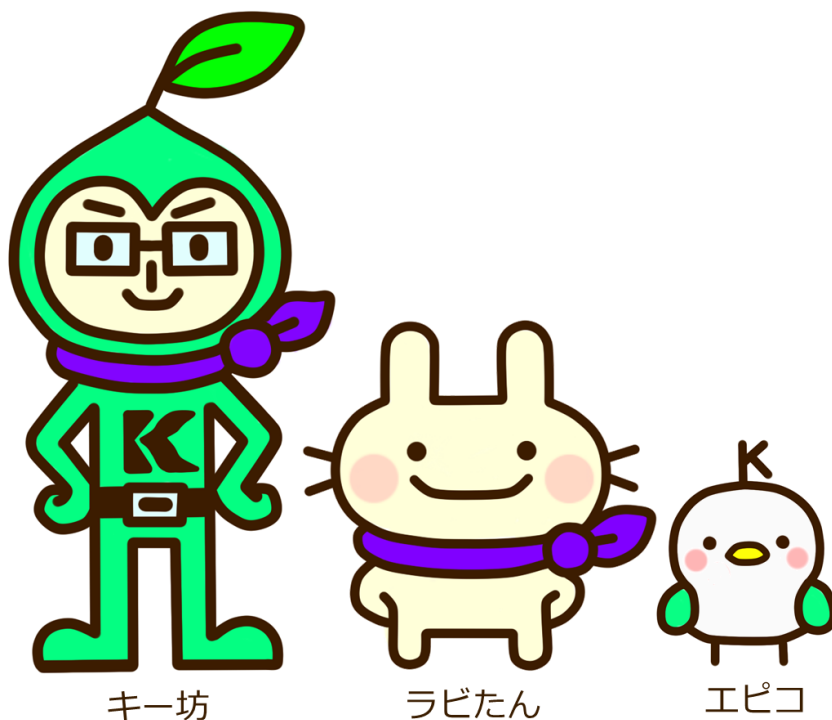
6 推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。





第14章 CO₂排出量と施策の 実施状況

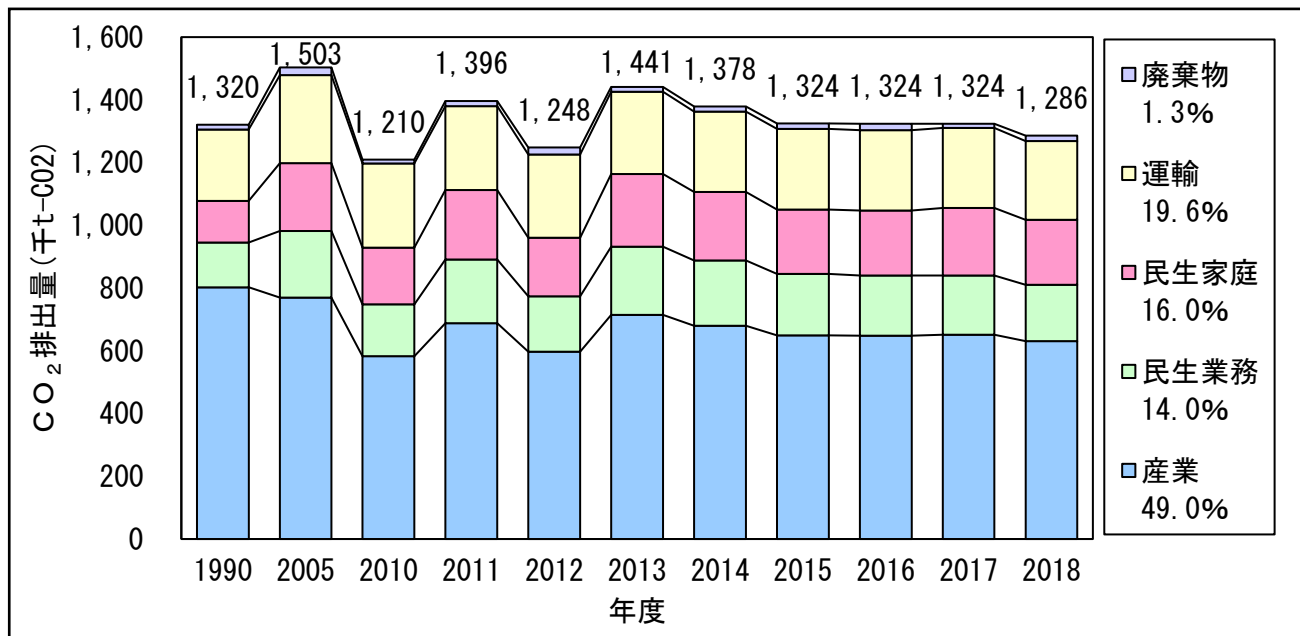


刈谷市環境キャラクター

第14章 CO₂排出量と施策の実施状況

1 CO₂排出量

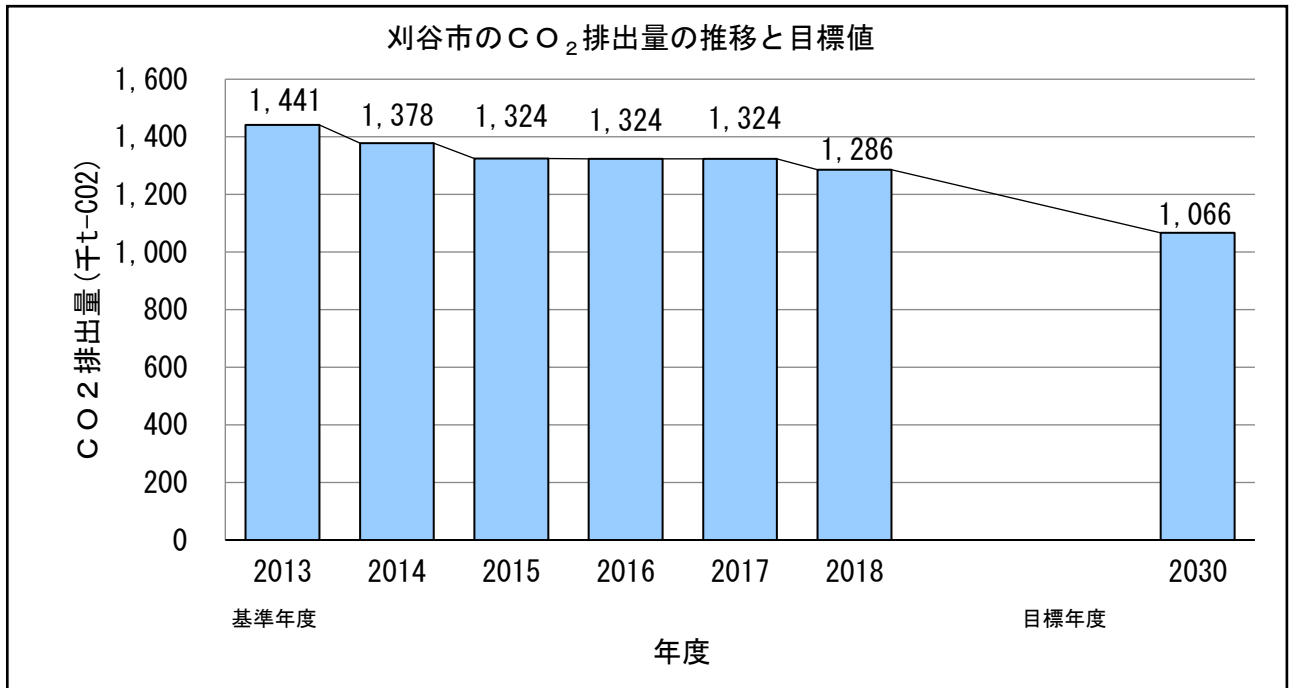
(1) 刈谷市の部門別CO₂排出量の推移



※CO₂排出量の算定に使用する「総合エネルギー統計(出典:経済産業省資源エネルギー庁)」の集計方法の変更等に伴い再計算を実施しています。

現時点で公表されている各統計資料から算定可能な2018年度における刈谷市のCO₂排出量を算定した結果、1,285,617t-CO₂となり、基準年度である2013年度の1,441,130t-CO₂から10.8%削減されました。

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
1,441,130	1,378,462	-62,668	-4.3%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	1,324,347	-116,783	-8.1%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	1,324,006	-117,124	-8.1%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	1,323,680	-117,451	-8.1%
	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
	1,285,617	-155,514	-10.8%

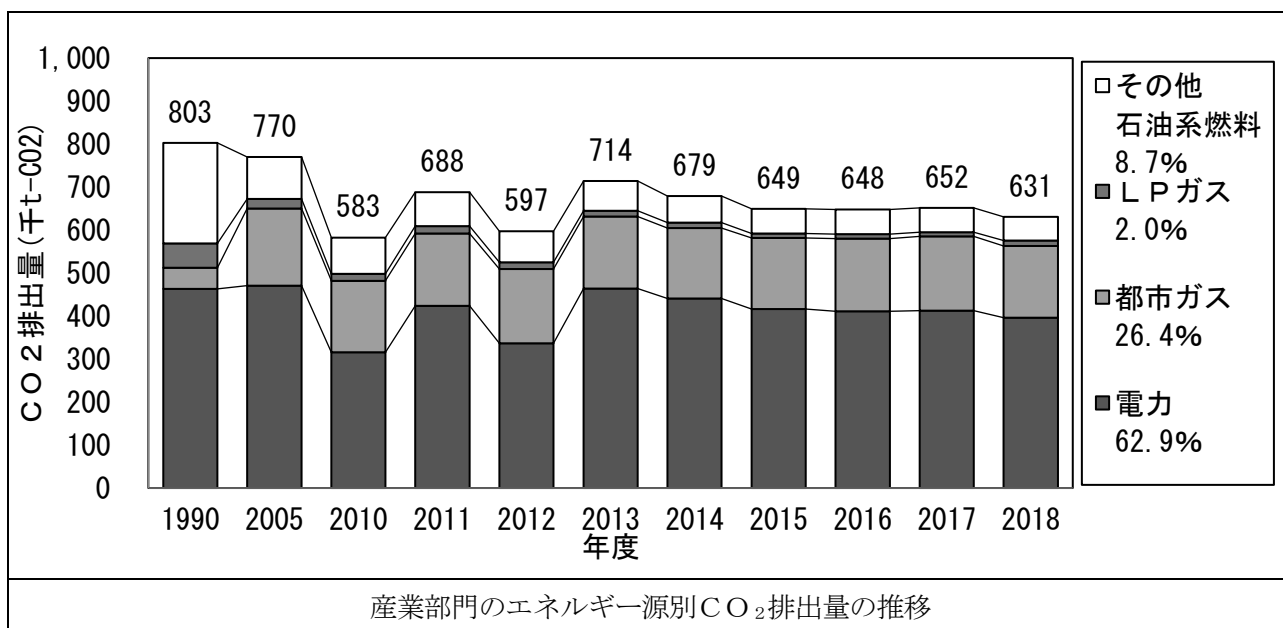
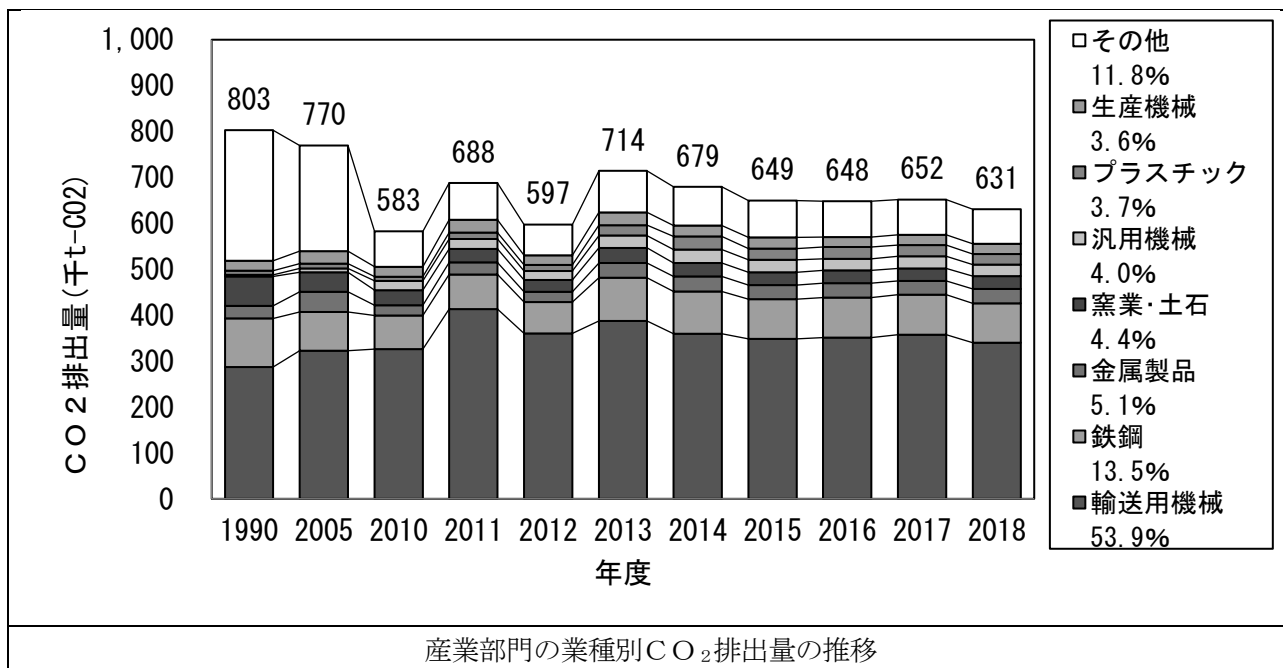


刈谷市のCO₂排出量の推移と目標値 (t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2030年度(目標値)	
	排出量	基準年度比
1,441,130	1,066,437	-26.0%

(2) 刈谷市のCO₂排出量の推移（部門別）

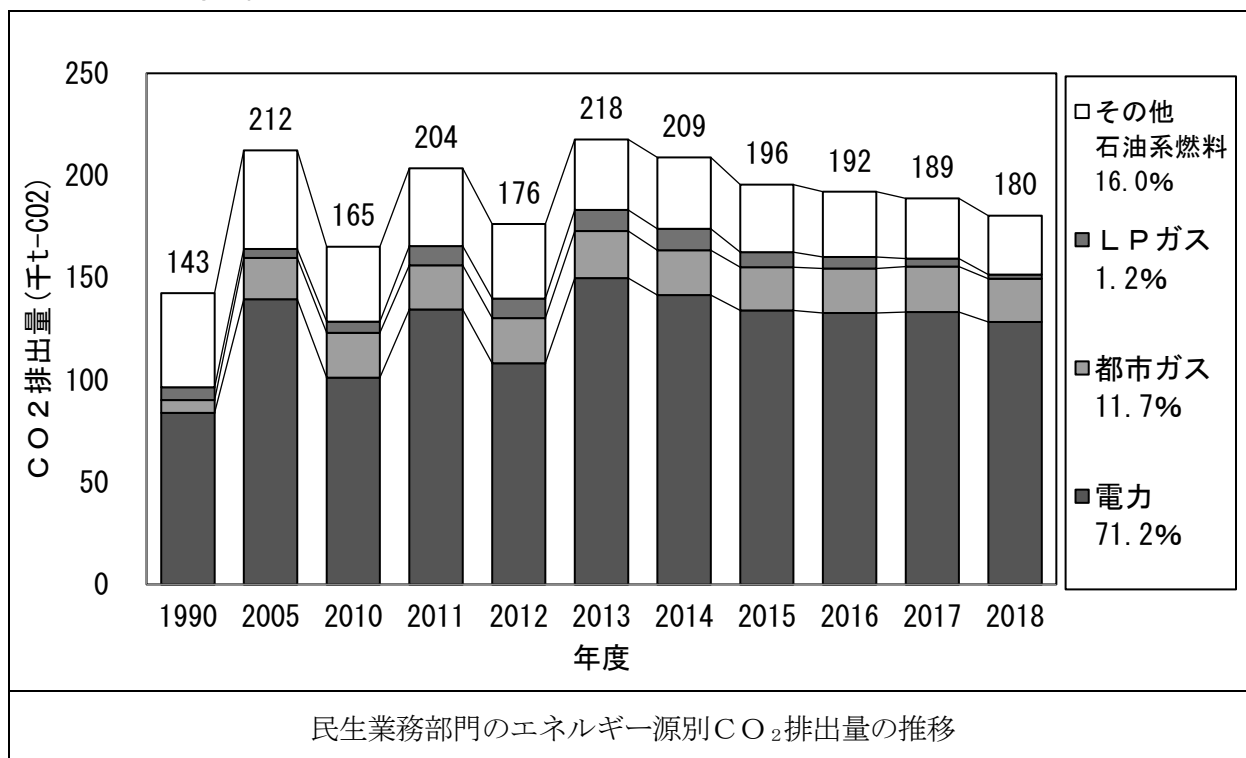
ア 産業部門



産業部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
714,190	679,454	-34,737	-4.9%
		増減	
	2015年度	排出量	基準年度比
	649,309	-64,881	-9.1%
		増減	
	2016年度	排出量	基準年度比
	647,988	-66,203	-9.3%
		増減	
	2017年度	排出量	基準年度比
	651,616	-62,574	-8.8%
		増減	
	2018年度	排出量	基準年度比
	630,512	-83,679	-11.7%

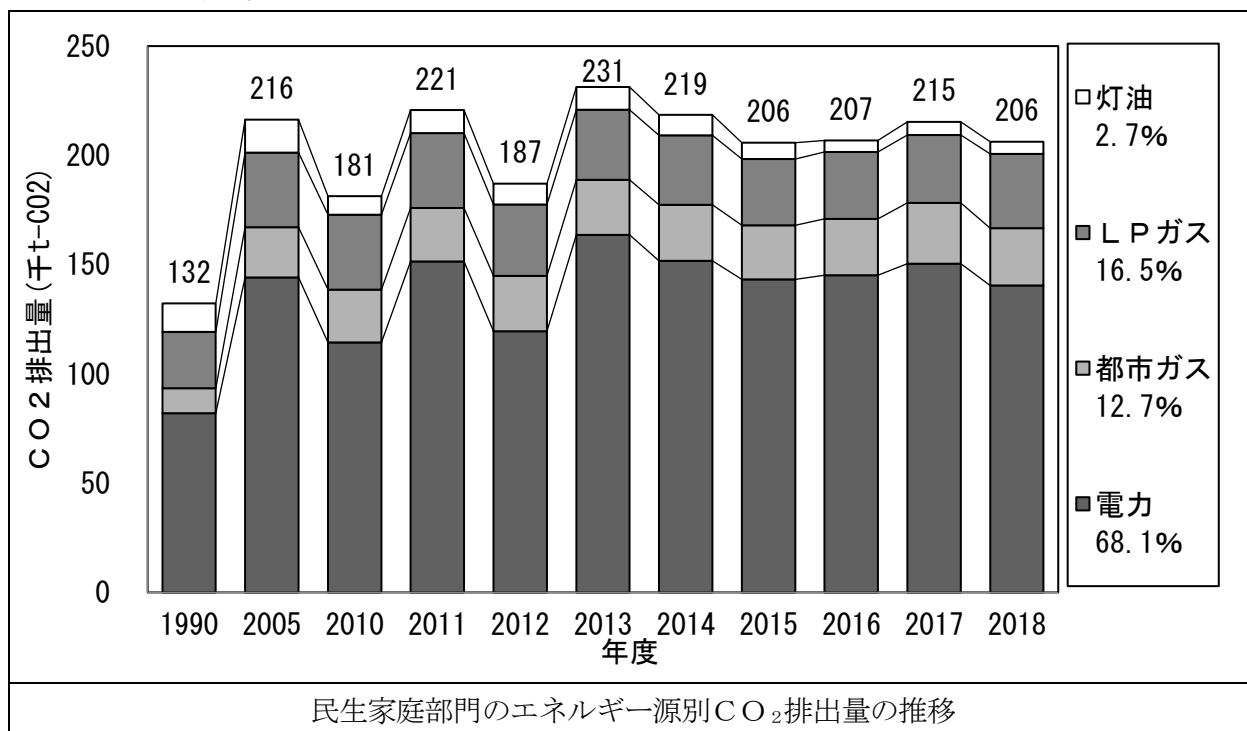
イ 民生業務部門



民生業務部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
217,661	208,857	-8,804	-4.0%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	195,617	-22,044	-10.1%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	192,040	-25,621	-11.8%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	188,746	-28,914	-13.3%
	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
	180,438	-37,223	-17.1%

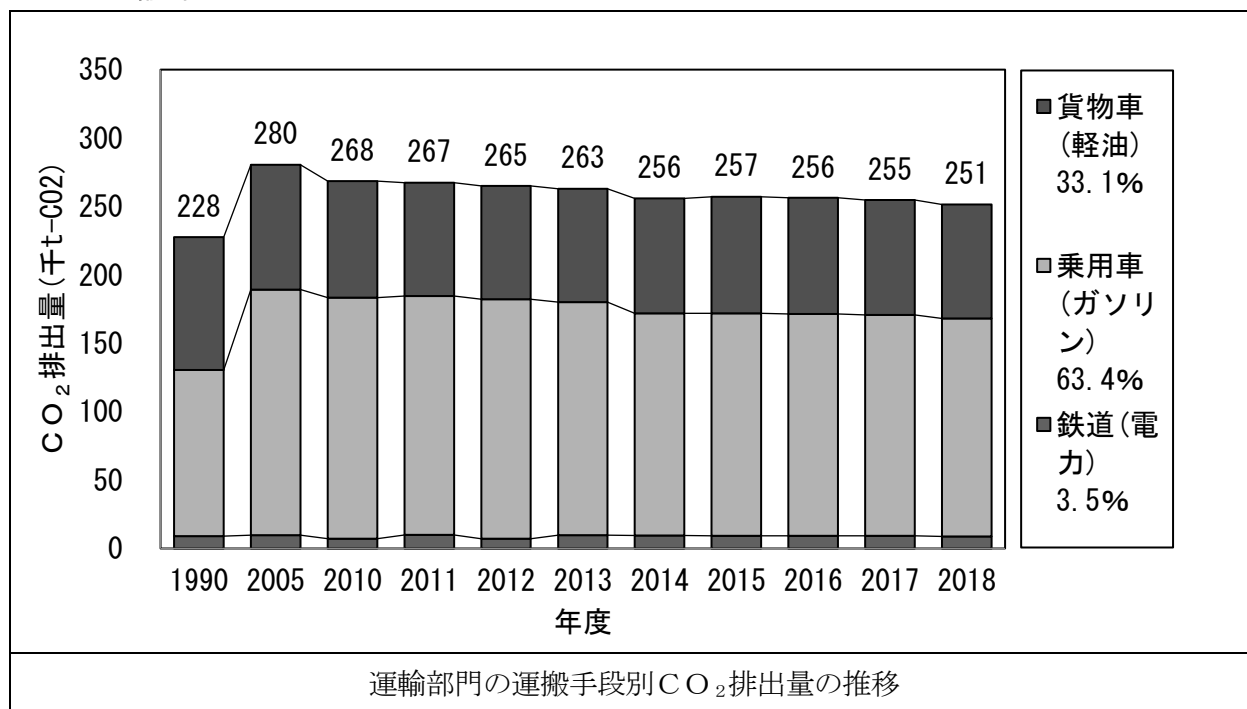
ウ 民生家庭部門



民生家庭部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
231,304	218,520	-12,784	-5.5%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	205,769	-25,535	-11.0%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	206,793	-24,511	-10.6%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	215,350	-15,954	-6.9%
	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
	206,262	-25,042	-10.8%

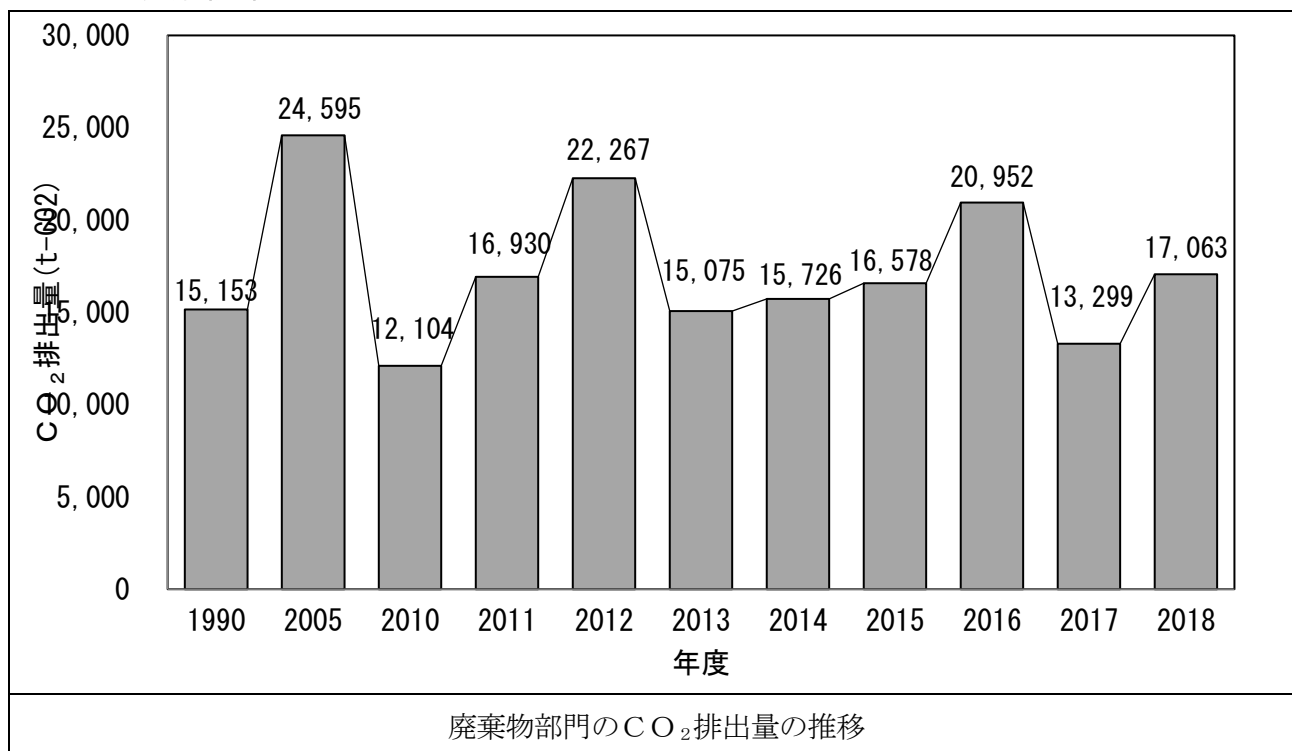
エ 運輸部門



運輸部門のCO₂排出量 (t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
262,901	255,904	-6,997	-2.7%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	257,075	-5,826	-2.2%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	256,242	-6,659	-2.5%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	254,667	-8,234	-3.1%
	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
	251,342	-11,559	-4.4%

オ 廃棄物部門



廃棄物部門のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度 (基準年度)	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
15,075	15,726	651	4.3%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	16,578	1,503	10.0%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	20,952	5,877	39.0%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	13,299	-1,776	-11.8%
	2018年度	増減	
		排出量	基準年度比
	17,063	1,988	13.2%

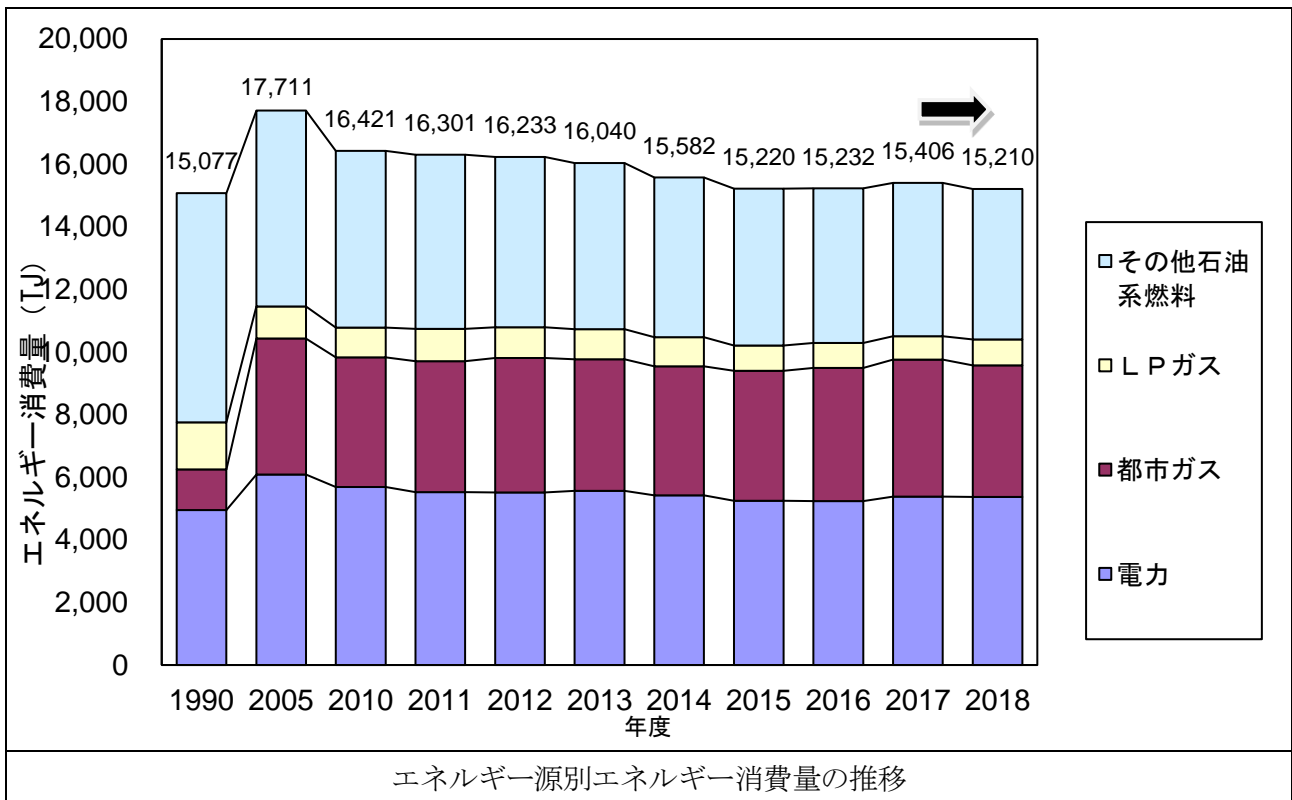
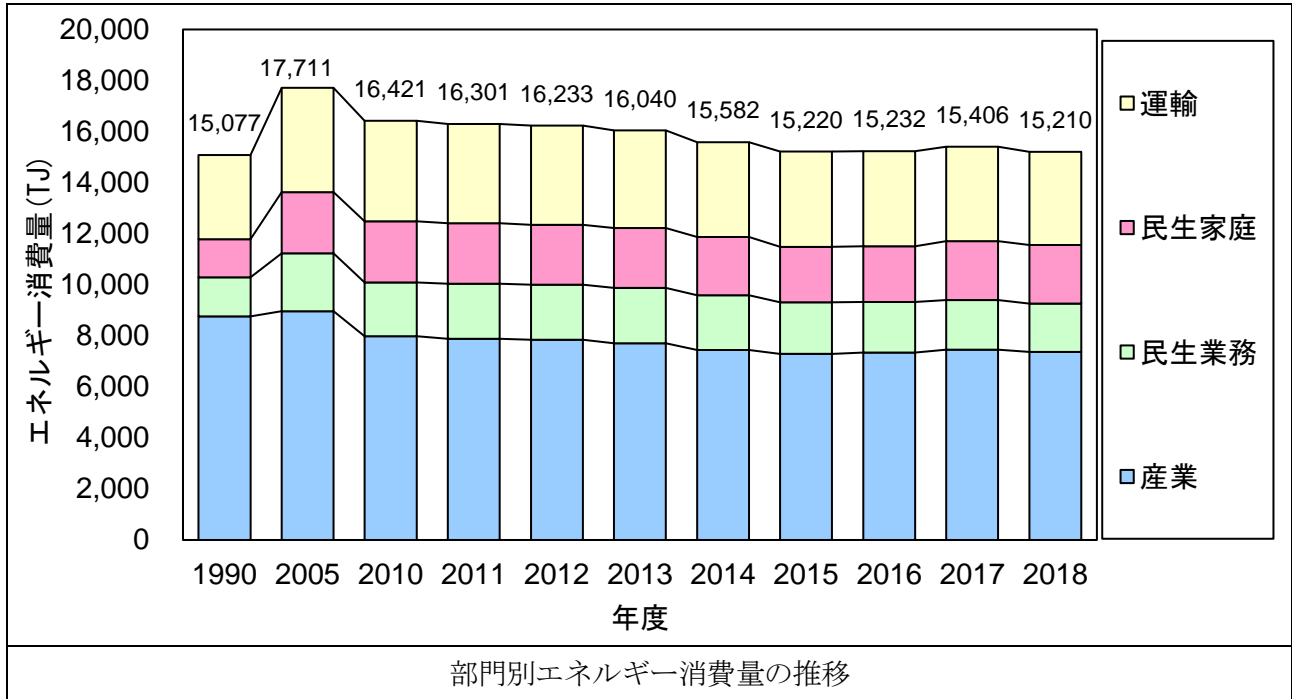
(3) エネルギー消費量について

CO₂排出量の基本的な算定式

$$\text{「 CO}_2\text{排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{CO}_2\text{排出係数} \text{」}$$

「エネルギー消費量」が変動しない場合であっても、CO₂排出係数（各エネルギーの単位生産量・消費量あたりの排出量を表す数値）が減少した場合、CO₂排出量は減少することとなるため、CO₂排出係数も注目すべき値であると言えます。

各年度におけるエネルギー消費量を見てみると下図のとおりで、エネルギー消費量自体は微減という結果となり、エネルギー消費の抑制も必要となります。



(4) エネルギー源別CO₂排出量と電力のCO₂排出係数

2010年度以降、エネルギー消費量は減少傾向でしたが、CO₂排出量については、下図1・2のとおり、CO₂排出係数の影響を受けて2011年度、2013年度には増加していました。また、2013年度から2020年度にかけて、電力のCO₂排出係数については減少しており、2018年度のエネルギー源別CO₂排出量自体についても減少しました。

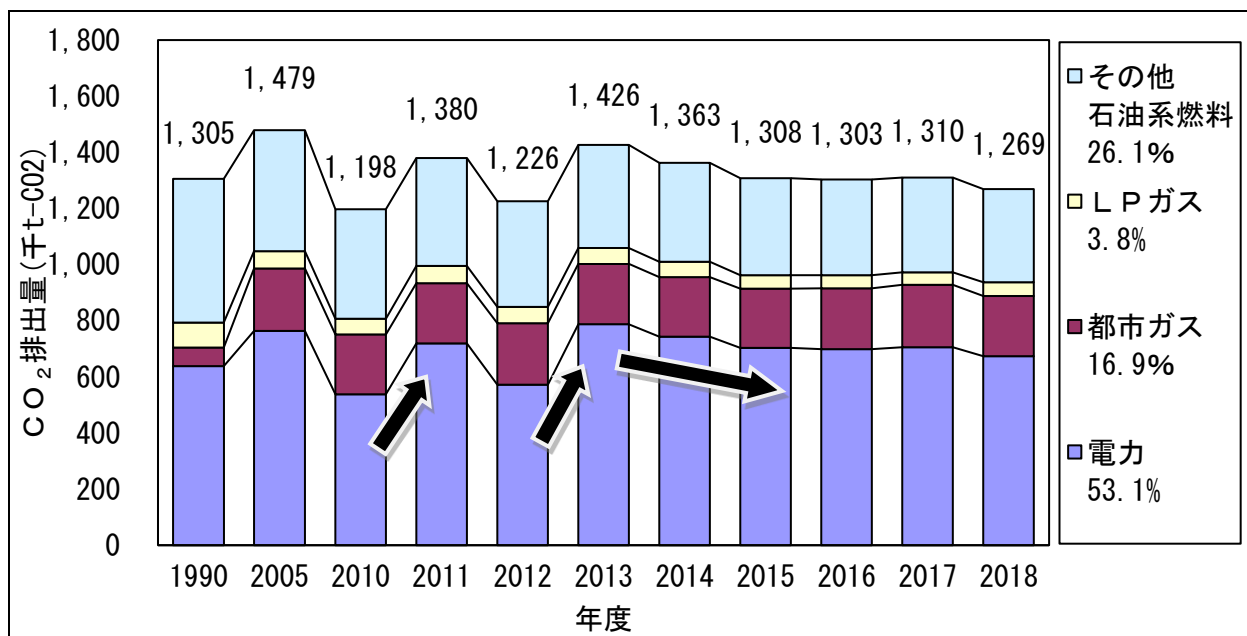


図1 エネルギー源別CO₂排出量の推移 (廃棄物部門を除く値)

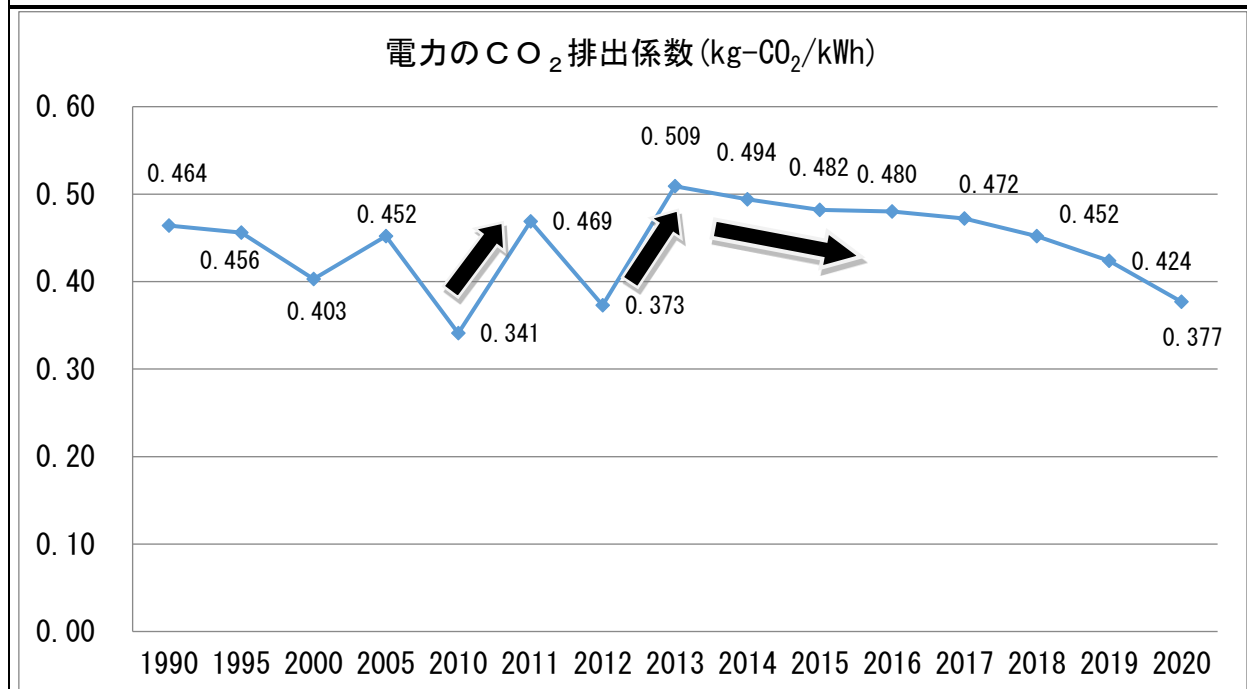


図2 中部電力株式会社のCO₂排出係数の変遷
(2008年度以降は調整後排出係数)
出典：中部電力株式会社ホームページ

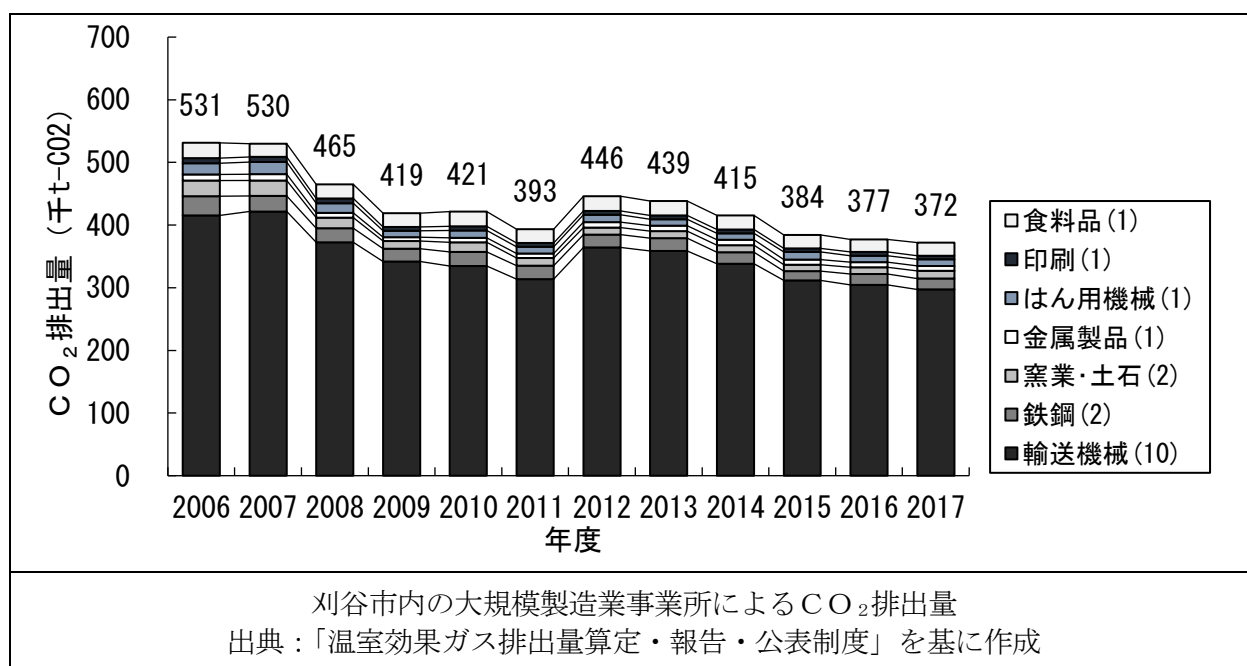
(5) 市内の大規模製造業事業所によるCO₂排出量

ア 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」について

平成17年の地球温暖化対策推進法の改正により、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK)」が導入されました。刈谷市では国に開示請求を行い、市内事業所のデータを温室効果ガス排出量の算定に使用し、下記のグラフを作成しています。

イ SHK公表データの追加掲載について

SHKの報告対象となる事業所数は年度ごとに異なりますが、推移を比較するため、制度の開始以降連続して報告している市内の製造業の事業所を掲載します。10年以上連続して報告している事業所は18事業所あり、それらの事業所による2017年度のCO₂排出量は372千t-CO₂でした。なお、2018年度の集計結果は未だ国から公表されていないため、公表され次第、推移を把握していきます。



大規模製造事業所のCO₂排出量(t-CO₂)

2013年度	2014年度	増減	
		排出量	基準年度比
438,502	415,160	-23,342	-5.3%
	2015年度	増減	
		排出量	基準年度比
	384,243	-54,259	-12.4%
	2016年度	増減	
		排出量	基準年度比
	377,219	-61,283	-14.0%
	2017年度	増減	
		排出量	基準年度比
	372,021	-66,481	-15.2%

※SHKでは、報告年度の電力消費量に前年度の電力のCO₂排出係数(調整前)を乗じてCO₂排出量を算出しているため、市で算出したCO₂排出量と比較することはできません。

2 施策の実施状況

(1) 産業・エネルギー分野

ア 住宅用太陽光発電システムの導入状況

令和2年度に設置費用を補助した住宅用太陽光発電システムは44件で、平成23年度からの実績は2,737件、システムの総出力で13,088kW以上となりました。

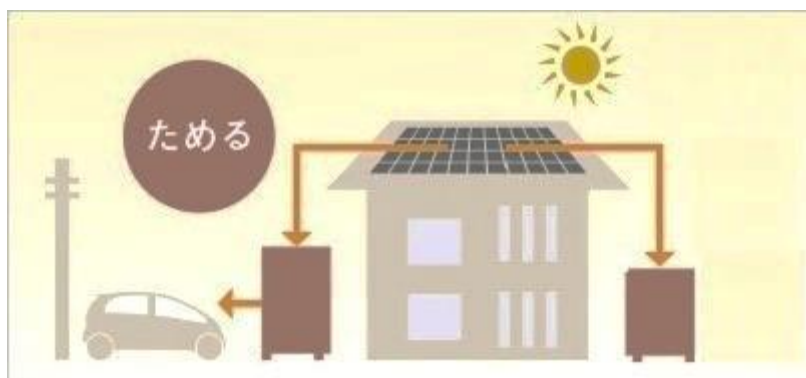
導入効果

年間発電量	約1,542万kWh
年間CO ₂ 削減量	約6,900t-CO ₂

イ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度の創設

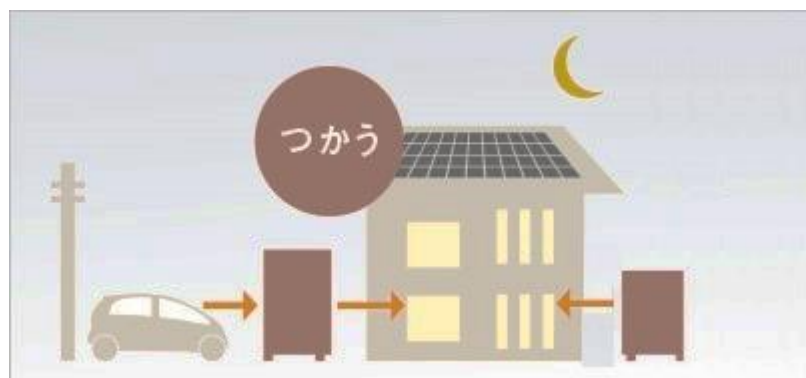
平成30年度より、太陽光発電システム、HEMS、エネファーム、太陽熱利用システムに加え、蓄電システム、充電システムを補助対象設備とし、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度を創設しました。一定の条件を満たした設置者に対し、補助金を交付しました。

新規補助対象設備	R2 補助件数	R2 補助金額
蓄電システム	133 件	13,300 千円
充電システム	1 件	50 千円



充電システム

蓄電システム



ウ かりやe c o事業所認定制度の実施

平成26年度から「かりやe c o事業所認定制度」について、対象事業者や認定方法等の検討を始め、平成27年10月1日から制度を開始しました。

- ・環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を、市が「かりやe c o事業所」として認定し、市と事業所が共にPRをすることにより、事業所の自主的な取組の支援を行う。
- ・工場、営業所、オフィス、店舗などの事業所単位が認定の対象。

認定実績：38事業所（令和3年3月31日時点）

<p>eco事業所 市 eco事業所</p> <p>環境に配慮した取組の実施 取組の報告 認定証の交付 環境関連情報の提供</p> <p>eco事業所の認定 ホームページ等でのPR</p> <p>かりやeco事業所認定制度のイメージ</p>	<p>かりやeco事業所</p>	<p>かりやeco事業所 認定証</p> <p>事業所の名称 OOO株式会社刈谷営業所</p> <p>事業所の所在地 刈谷市東陽町1丁目1番地</p> <p>認定期間 2018年10月1日から 2021年9月30日まで</p> <p>貴事業所は、環境に配慮した取組を積極的に実施しているため、かりやeco事業所認定制度実施要領第5条により、「かりやeco事業所」として認定します。</p> <p>2018年 月 日</p> <p>刈谷市長 竹中 良規</p>
<p>認定制度のイメージ</p>	<p>認定ステッカー</p>	<p>認定証</p>

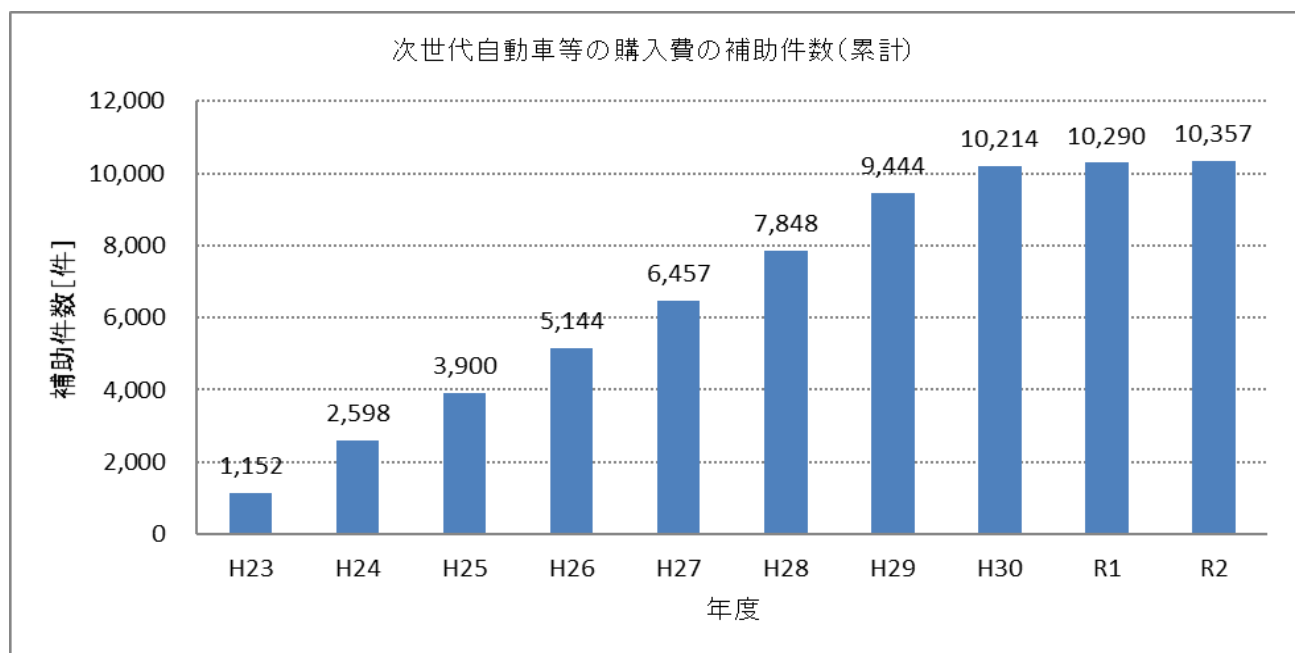
(2) エコモビリティ分野

ア 次世代自動車等の導入状況

令和2年度に導入費用を補助した次世代自動車は67台になります。そのうち、電気自動車（EV）は15台、プラグインハイブリッド自動車（PHV）は44台、燃料電池自動車（FCV）は7台、超小型電気自動車は1台でした。なお、ハイブリッド自動車（HV）の補助は平成30年9月30日で終了となりました。

単位：台

車種	年度										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	合計
HV	1,134	1,405	1,269	1,186	1,260	1,339	1,444	680	—	—	9,717
EV	11	7	5	18	6	7	16	17	19	15	121
PHV	7	34	28	37	39	21	133	68	55	44	466
FCV	—	—	—	2	6	23	3	5	1	7	47
超小型電気自動車	—	—	—	1	2	1	0	0	1	1	6
合計	1,152	1,446	1,302	1,244	1,313	1,391	1,596	770	76	67	10,357



補助した次世代自動車等の導入効果

年間CO₂削減量

約4,300t-CO₂

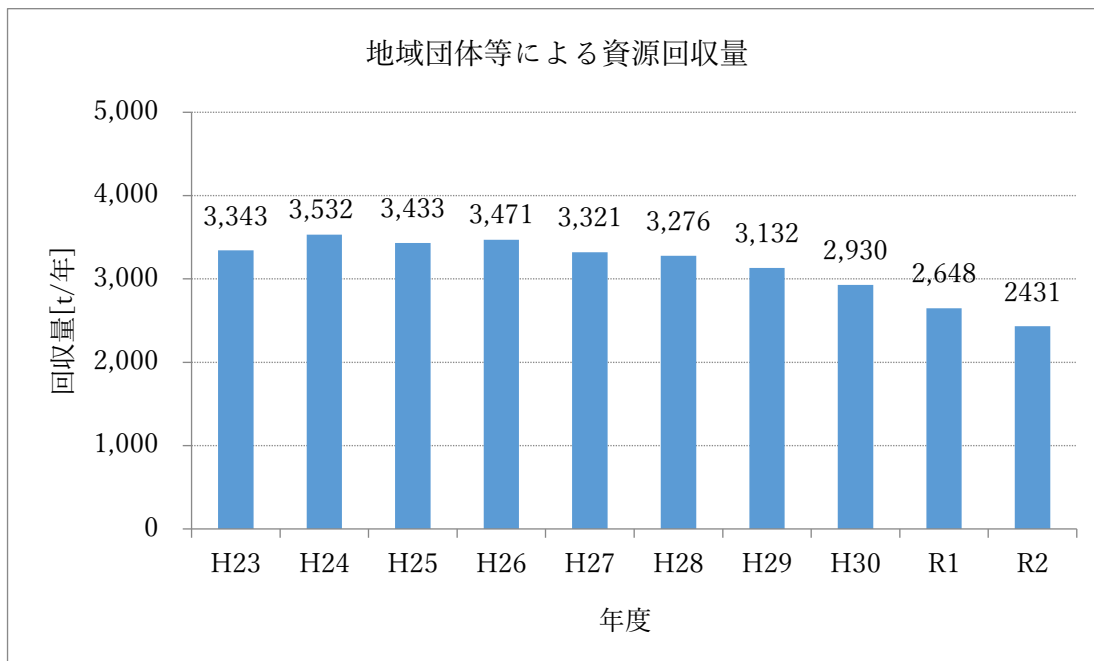
(3) エコライフ分野

ア 地域団体等による資源回収状況

地域団体等によって、毎年下図のとおり資源が回収されています。

なお、近年では地域の資源回収所ではなく、スーパーやコンビニに持ち込みをされる方も多いため、地域団体による資源回収量は全体として減少傾向となっています。

令和2年度実施団体数：120



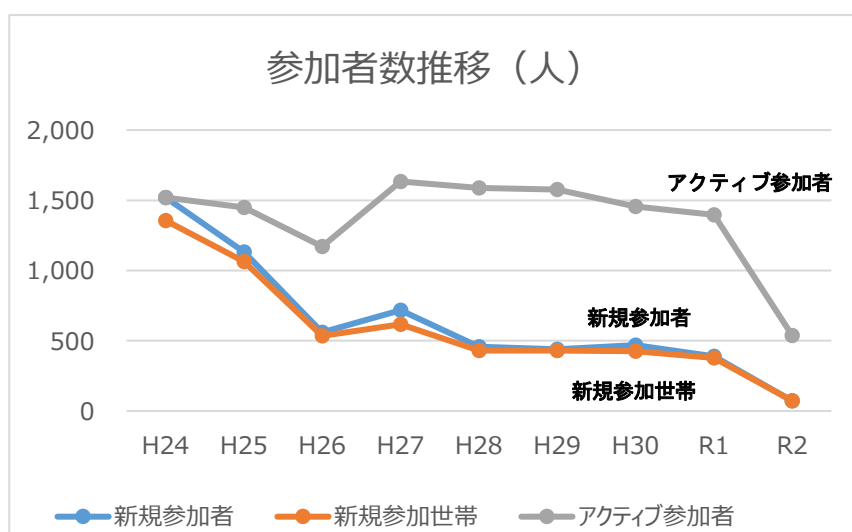
地域団体等による資源回収の効果	
年間CO ₂ 削減量	約1,730t-CO ₂

イ かりやエコポイントプロジェクト

実施結果概要

①参加者数・世帯数

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	前年比	前々年比	累計
新規参加者	468	390	72	▲318	▲396	5,754
新規参加世帯	426	377	72	▲305	▲354	5,112
新規エコキャップ運動登録団体	3	4	0	▲4	▲3	48
アクティブ参加者	1,456	1,396	538	▲858	▲918	-



令和2年度をもって、事業が終了することに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からわんさか祭り等のイベントが中止となったため、新規参加およびアクティブ参加者が大幅な減少となりました。

②発行・還元ポイント数

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	前年比	前々年比
発行ポイント	537,236	557,123	325,679	▲231,444	▲211,557
夏の節電キャンペーン提出者	70	146	84	▲62 (件)	14 (件)
冬の節電キャンペーン提出者	180	162	111	▲51 (件)	▲69 (件)
還元ポイント	487,900	474,518	592,302	117,784	104,402
還元率	90.8%	85.2%	181.9%	96.8%	91.2%
年間未使用ポイント	49,336	82,605	▲266,623	▲349,228	▲315,959
累計未使用ポイント	386,193	468,798	202,175	▲266,623	▲184,018

※節電キャンペーン提出者は、1~2ヶ月及び3ヶ月の報告の合計

発行ポイント数の減少は、前年度と比較し、節電キャンペーン提出者が大きく減少したことやイベントの中止等が影響していると考えられます。還元ポイント数は、前年度と比較し117,784(約20%)増加しました。これは事業終了に伴い、多くの参加者がポイントを使い切ろうとしたためだと考えられます。

4 分野共通

(1) かりや環境学習ガイドブックの作成

令和2年度末に市内の事業者、団体等が実施する環境学習に関する情報を集約し、「かりや環境学習ガイドブック」を作成しました。

「講座・講演」や「見学」、「体験」などの学習形態や、「エネルギー」や「自然・ふれあい」、「ごみ・リサイクル」などの学習内容ごとに掲載することで、用途に合った環境学習を、市民のみなさんに気軽に参加いただけるよう紹介しています。

市内公共施設で配布し、ホームページへ掲載することで、市民の環境学習の機会の充実を図りました。

・作成部数…400部



そ の 他



環境フェア

その他

1 環境関係の用語

(1) 第3章関係

用語	説明文
エコドライブ	発進を緩やかにする、車間距離を十分にとり加減速を少なくする、早めのアクセルオフを行う、無用なアイドリングをしないなどのことを心掛け、環境に配慮して自動車を使うこと。
エコポイント	市民が行った環境配慮行動に対して発行するポイント。貯めたポイントは、エコ商品等と交換することができる。
エコライフデー	不要な照明の消灯やレジ袋の削減等、温暖化防止や省資源につながる「環境にやさしい生活」を実践する、刈谷市が設定する日のこと。
外来種	人為的な影響によって本来の生息地域から、元々生息していなかった地域に生息し定住した生物（動植物等）。
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）だけでなく、雑排水（台所・風呂・洗濯等の排水）も併せて処理できる浄化槽。
刈谷生きがい楽農センター	農業後継者育成及び遊休農地の解消・抑制等を図るため、農業研修を実施する施設。
かりや衣浦つながるねット	刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が連携して市民活動を活性化するために開設したネットワーク。
環境フェア	環境に関する普及啓発を図るため、刈谷わんさか祭りにあわせて開催する催し。
環境保全協定	事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、市と事業者が結ぶ協定。
クリーンカレンダー	区域毎に定められた、ごみ（燃やせるごみ、プラ容器、紙容器、古紙類、不燃ごみ、空きビン、空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル）の収集日を示すカレンダー。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性を考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷がなるべく小さいものを優先的に購入すること。平成13年に、国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定された。
下水道普及率	市内全域の人口に占める、下水道管渠が整備された区域の人口の割合。
元気な地域応援交付金	地域の絆を深め、地域を元気にするために、自治会等が課題を自ら解決する取組を応援する交付金。通称「げんき交付金」。
ごみ散乱防止推進員	刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、各地区から推薦され市の委嘱を受け、地区内の巡回、啓発活動等、地区のごみ散乱防止、環境美化を推進する人。
ごみ分別収集協力報償金	市が実施するごみ分別収集に協力する地区団体に、ごみの減量化および資源化並びに環境美化の推進を図ることを目的として交付する報償金。

用語	説明文
資源回収奨励報償金	ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して交付する報償金。
市民活動支援基金 「かりや夢ファンド」	市民団体等が、刈谷のまちをよくしていくために、自主的に行う活動の誕生・発展を応援する補助金制度。資金の半分は、寄附によってまかなわれている。
省エネナビ	電気使用量や電気料金、CO2 排出量等をリアルタイムで表示する機器。
水洗化率	下水道管渠が整備された区域の人口に占める、下水道に接続している人口の割合。
生産緑地地区	都市部に残存する農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境を確保することを目的に、都市計画に定められた区域。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生物の生息空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらをつないだネットワークのこと。
地域環境保全委員	地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例に基づき県内市町村に配置される委員。地域の環境の状況の調査・報告、県の行う環境保全施策への協力、地域における環境保全のための自主的活動の推進等を担う。
地産地消	地域で生産された物を、地域で消費すること。地域の中で生産と消費を行うことで、輸送にかかるエネルギーや排出ガスの削減につながる。
長期優良住宅認定制度	長期優良住宅の普及に関する法律に基づく、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を認定する制度。税制上の特例措置が受けられる。
低炭素建築物認定制度	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、CO2 の排出の抑制に資する建築物を認定する制度。税制優遇や容積率の緩和の特例措置が受けられる。
農用地区域	優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るため、今後 10 年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地等であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された区域。
モニタリング指標	目標値を定めず既存の統計数値等を活用することにより、社会情勢を的確に把握し監視するために設定される指標。
遊休農地	耕作の目的に使用せず、かつ、引き続き耕作の目的に使用されないと見込まれる農地。
優良農地	10ha 以上の規模の一団の農地で、区画が大きく大型農業機械の使用が可能で、
わがまちのしゃべり場	刈谷のまちがもっとよくなるために、いろいろな感性や価値観、考え方を持つ人たちが、お互いの立場を尊重しながらみんなの想いを語り合う、いわば「井戸端会議」。
わがまちのつむぎ場	さまざまな分野で活動をしている団体が一堂に集まる「出会いの場」。

ワットアワーメーター	パソコンやテレビ等の電気製品をつなぐと、瞬時に消費電力量を測定・表示するもの。
------------	---

(2) 第4章関係

用語	説明文
公害	環境基本法において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。
規制基準	公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。

(3) 第5章関係

用語	説明文
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄分を含む燃料が燃えて生じた硫黄酸化物の主成分。無色の刺激性ガスで、水に溶けやすい。高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸機能に影響を及ぼすとおわれている。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。
窒素酸化物 (NO _x)	大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。又、紫外線的作用をうけて炭化水素と反応し特殊な気象条件のもとで光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対する毒性が強いといわれている。
一酸化炭素 (CO)	有機物の不完全燃焼の際発生する炭素の酸化物。主に自動車の排ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体作用は血液中のヘモグロビンと結合し体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、めまい、耳鳴等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き麻痺状態におちいり、遂には死に至るといわれている。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質と呼び環境基準が設けられている。主にボイラー、窯業炉、廃棄物焼却炉等から発生する。
光化学スモッグ	自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線的作用を受けて化学反応をおこすと「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった状態となる。この状態を光化学スモッグといい、夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいといわれている。光化学スモッグは眼を刺激しクシャミや涙を誘発し、又植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。

微小粒子状物質 (PM _{2.5})	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm(1μm=1mmの千分の1)以下の非常に小さな粒子のことで、ばい煙や粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壌、海洋、火山など自然由来のものや越境汚染による影響もある。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生する。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。
酸性雨	二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる(沈着)。それには、2種類あり、一つは雨や雪などとして沈着する場合(湿性沈着)であり、もう一つはガスや粒子の形で沈着する場合(乾性沈着)である。当初はもっぱら酸性の強い雨のことにのみ関心が寄せられてきたが、現在ではより幅広く、湿性沈着及び乾性沈着を併せたものをいう。

(4) 第6章関係

用語	説明文
pH (水素イオン濃度)	溶液中の水素イオン濃度。pH7が中性でそれより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。
大腸菌群数	主に人及び動物の腸内に寄生している大腸菌及び、水、土壌など自然界に広く分布する大腸菌と同様の性質をもつ菌の総称。水100ml中の大腸菌群を培養してその集落数で表す。単位:MPN/100ml
カドミウム(Cd)	銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等より排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血肝臓障害を起こす。
全シアン	青酸(シアン化水素)及びその塩類の総称をシアン化合物といい猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
鉛(Pb)	やわらかい灰白色の金属で空气中で酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られており、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。
クロム(Cr)	クロムは、耐蝕性、耐燃性に富み、メッキやステンレス原料として用いられる重金属である。クロム酸は皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、また体内に吸収されたクロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及び脾臓に蓄積することが確かめられている。
砒素(As)	銅鋳業の副産物で、砒素、亜砒酸、砒化水素などのほとんどの化合物もすべて猛毒である。“農薬”の成分(殺虫剤)として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
ジクロロメタン	常温で無色の液体。エーテル臭がするが不燃性である。セルロース・樹脂・油脂やゴム製造に用いられる。高濃度暴露における症状は嘔吐、四肢の知覚異常などが起こる。
四塩化炭素	フロン類の原料・溶剤・洗浄剤等に用いられているが、毒性が強いため現在ではあまり使われなくなってきた。皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こす。
1,2-ジクロロエタン	甘味臭を持つ無色透明の液体で塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等に用いられる。人体への影響は、頭痛、めまい、嘔吐などがある。

1,1-ジクロロエチレン	無色～淡黄色の液体で揮発しやすく火災の危険も大きい。主用途としては、塩化ビニリデンの樹脂の原料で、人体への影響は、頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害がある。
シス-1,2-ジクロロエチレン	常温で液体、刺激臭がある。染料抽出剤、合成中間体に用いられる。人体への影響は、麻酔作用、肝障害などがある。
1,1,1-トリクロロエタン	特有の甘味臭を持つ無色透明の揮発性液体。金属の洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤として用いられる。人体への影響は、麻酔性、粘膜刺激性などがある。
1,1,2-トリクロロエタン	常温で無色の液体。塩化ビニリデンの原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブの生産に用いられる。人体への影響は、中枢神経障害、肝障害などがある。
トリクロロエチレン	トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されている。無色の重い液体で、クロロホルムのような臭いがあり、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こし、また、ガンの原因にもなると言われている。
テトラクロロエチレン	パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されている。無色の液体で、エーテルのような臭いがあり、高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、麻痺作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こし、また、ガンの原因にもなるといわれている。
1,3-ジクロロプロペン	淡黄色の液体。一般農薬として土壌くん蒸剤、殺虫剤に用いられる。人体への影響は、皮膚刺激、眼球刺激性がある。
チウラム	無色の白色結晶。硫黄殺菌剤、硫黄加硫促進剤兼硫黄供与型加硫剤としてゴルフ場等に使用される。人体への影響は、咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などがある。
シマジン	トリアジン系除草剤として、ゴルフ場や畑、果樹園で用いられる白色結晶の物質。安定であるため、残留性が高い。
チオベンカルブ	淡黄色の液体。一般農薬として用いられるチオールカーバメート系除草剤。水生生物への毒性が指摘されている。
ベンゼン	芳香臭を持つ無色透明の液体。染料・溶剤・合成ゴム等多様な用途がある。人体への影響は頭痛、めまい、意識喪失等の中毒症状がある。
セレン	灰色の光沢のある固体。ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体に用いられる。人体への影響は蒸気の状態が強毒性隔膜壊死、熱傷などがある。
ふっ素	淡黄色の気体。海水や温泉中には比較的高濃度で存在する。虫歯予防、ふっ素樹脂などの原料や金属の研磨、ステンレスの洗浄目的で使用されている。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。
全亜鉛	自動車や建材構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など多くの用途に使用される。また、自然界に広く存在しており、低濃度では人体への影響は小さいが、水生生物等生態系への影響が懸念されている。
クロロフィル a	葉緑素の一種。富栄養化の生物学的指標で値が大きいほど富栄養化が進んでいる。

(5) 第7章関係

用語	説明文
自動車騒音の限度 (要請限度)	自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。
道路交通振動の限度 (要請限度)	道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。
デシベル d B (騒音レベル関係)	音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味してd B (デシベル) で表す。実際には、騒音計のA特性で測定した値を騒音レベルとして、d Bで表す。同じ大きさの騒音を出す機械の台数が2倍になると騒音は3 d B増加し、半分になると3 d B減少する。
デシベル d B (振動レベル関係)	振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してd B (デシベル) で表す。実際には、通常振動感覚補正回路を持つ公害用の振動レベル計により測定した値を振動レベルとしてd Bで表す。